

平成26年6月愛荘町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年6月9日(月)午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案趣旨説明
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回について
- 日程第6 報告第3号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第7 報告第4号 平成25年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第5号 平成25年度愛荘町事故繰越計算書の報告について
- 日程第9 承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定について
- 日程第13 議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第41号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 2 1 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 2 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 2

---

### 出席議員 ( 1 4 名 )

1 番 上 林 村 治 君	2 番 西 澤 桂 一 君
3 番 伊 谷 正 昭 君	4 番 高 橋 正 夫 君
5 番 外 川 善 正 君	6 番 徳 田 文 治 君
7 番 河 村 善 一 君	8 番 小 杉 和 子 君
9 番 本 田 秀 樹 君	1 0 番 瀧 すみ江 君
1 1 番 森 隆 一 君	1 2 番 竹 中 秀 夫 君
1 3 番 辰 己 保 君	1 4 番 吉 岡 忍ミ子 君

### 欠席議員 ( なし )

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宇野一雄君	教 育 長 藤野智誠君
総合政策部長 林 定信君	住民福祉部長 川村節子君
総 務 部 長 中村治史君	管 理 主 監 北川孝司君
収納管理主監 小杉善範君	環境対策主監 北川 徹君
産業建設部長 北川元洋君	教育管理部長 青木清司君
教 育 主 監 上田仁紀君	健康推進課長 酒井紀子君
福 祉 課 長 岡部得晴君	建設・下水道課長 中村喜久夫君
人権政策課長 本田康仁君	生涯学習課長 山本隆男君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 上 林 忠 恭 書 記 宮 崎 淳

開会 午前9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。梅雨に入りまして何かと体調が崩れる時期でございます。そういうことで、個々にしっかりと体調管理をしていただきまして毎日の職務に励んでいただきたい、このように思っております。また、本日6月定例会におきましては、クールビズということで愛荘町の産業の1つであります麻織物の麻シャツを着用していただきまして本当にありがとうございます。ご協力のほどありがたく思っております。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成26年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉岡糸ミ子君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉岡糸ミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、外川善正君、6番、徳田文治君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月25日までの17日間にするかと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月25日までの17日間に決定しました。

---

### ◎町長提案趣旨説明

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第3 町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 皆さん、おはようございます。梅雨に入りまして、暑さも益々厳しくなっておりまして。皆さま方にはご壮健で何よりというように存じております。

本日ここに、平成26年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には早朝よりご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

現在、国会で審議中がございます地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要につきまして、少し触れさせていただきたいと存じます。改正論議のきっかけとなりましたのは、滋賀県大津市のいじめ問題への教育委員会の対応のまずさがきっかけに議論が活発になり、教育委員会制度の見直し法案が審議されるに至ったところでございます。

教育委員会の制度と機能などにつきまして、今何が課題となっているかでございますが、1つに教育行政の権限と責任が不明確である、1つに地域住民の意向を十分に反映していない、1つに教育委員会の審議などが弊害化している、1つに意思決定に迅速性・機動性に欠けるといった点であります。

これらに対応するため、法改正案では教育委員会を執行機関として残しながら、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者でございます「新教育長」を、その教育長は首長が議会の同意を得て直接に任命・罷免を行うこととなります。その上で首長が総合教育会議を設置し、会議は首長が招集し、首長・教育委員会により構成され、教育行政の指針となります大綱の作成、教育条件の整備など従前的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議調整を行うこととなります。

また、会議を積極的に公開し、議事録の作成を努力義務化するなど透明性を高めるとされているほか、教科書対策や教員人事などは従前どおり、教育委員会の専権事項となっております。また、新教育長の任期は3年で、少なくとも1回は首長が任期中に教育長を任命できるようになり、政治家である首長と、教育行政の責任者としての教育長の権限と責任を結びつけて一層強化する改正となっております。衆参両院で可決されれば施行は平成27年4月1日からでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

前回3月議会で提案させていただきました愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回をお願いしようとするもの、また報告案件3件、改正条例の専決処分承認案件2件、条例制定案件2件、改正条例案件4件、損害賠償の額を定めることについて1件および平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）ならびに国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、下水道事業特別会計補正予算（第1号）、合わせて18件をご提案させていただきました。

まず、愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回につきましては、本年3月議会定例会に愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定を提案させていただきましたが、審議未了などにより継続審議となりました。休会中の総務産業建設常任委員会におきましてご審議いただいておりますので、3月議会定例会日程に合わせさせていただきます。愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定を撤回させていただくものでございます。

次に、報告案件3件につきましては、平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算報告ならびに平成25年度愛荘町繰越明許費繰越計算書、平成25年度愛荘町事故繰越計算書の報告でございます。

次に、改正条例の専決処分の承認案件2件につきましては、いずれも法令等の改正に伴うものでございまして、愛荘町税条例ならびに愛荘町国民健康保険税条例につきまして3月31日付けで専決処分させていただいておりますので、承認をお願いするものでございます。

次に、条例制定案件2件につきましては、議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、外国で勤務等をする配偶者と職員が生活をともにすることを可能とする休業制度が増設されたことから必要な事項を定めようとするものでございます。

議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定につきましては、愛荘町子育て支援の一環といたしまして、福祉医療費単独制度の助成対象を中学生まで拡大し、小中学生の医療費の無料化を実施するため、医療費助成につきまして必要な事項を定めようとするものでございます。また、本条例を訂正することによりまして、愛荘町福祉医療費助成条例で定めておりました医療費助成に関し、愛荘町あんしん子育て事業費助成条例の附則において、愛荘町福祉医療費助成条例の改正部分を明記し、

一部改正をお願いするものものがございます。

次に、改正条例議決案件4件についてでございますが、議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例および議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、愛荘町税条例および愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月からの国の特例措置の見直しに伴い、70歳から74歳の医療費につきまして1割負担の制度維持を実施するため主要の改正をするものでございます。

次に、議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例につきましては社会教育法の一部改正に伴い、愛荘町社会教育委員の一部の起用を定めるため主要の改正をするものでございます。

次に、議案第39号 損害賠償の額を定めることにつきましては、本年3月31日に豊郷町石畑地先で発生いたしました相手方軽トラックと公用車の衝突事故によります過失割合の本町負担分につきまして、損害賠償額の議決を求めるものでございます。

議案第40号から議案第44号までの各議案につきましては、平成26年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算でございます。

まず、議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）でございますが、4億3,113万7,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を96億5,504万4,000円とするものがございます。

今回の補正予算につきましては、かねてからの懸案事項など当初予算で計上できていなかった事業につきまして計上いたしましたものがございます。

主なものとして、つくし保育園建設事業にかかります造成工事費など旧愛知郡役所を活用した仮称ではございますが、ふれあい交流館整備にかかります基本設計などの委託料および県有地と町有地交換のための不動産鑑定料など、姉妹都市那珂川町との交流を推進するため、物産展開催に伴う関係経費、道路新設改良事業として町道長野外周道路2-3号線工事にかかる移転補償費などの補正予算を増額計上させていただきます。

その他の補正予算といたしましては、4月の人事異動・昇格に伴います人件費や医療制度拡大に伴う扶助費などを増額計上いたしております。

歳入につきましては、実施主体が J A 東びわこの共同利用施設の整備を支援いたします強い農業づくり補助金や仮称ではございますが、ふれあい交流館整備事業に充当する社会資本の整備総合交付金などを増額計上いたしております。

次に、議案第 4 1 号 平成 2 6 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、人事異動に伴い、歳入歳出それぞれ 66 万 7,000 円を減額し、総額を 18 億 2,124 万円とするものでございます。

次に、議案第 4 2 号 平成 2 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）では、人事異動に伴い、歳入歳出それぞれ 157 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 6,117 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 4 3 号 平成 2 6 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、人事異動に伴い、歳入歳出それぞれ 544 万 7,000 円を減額し、総額を 14 億 185 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案 4 4 号 平成 2 6 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、人事異動に伴い、歳入歳出それぞれ 1 万 6,000 円を減額し、総額を 13 億 4,158 万 7,000 円とするものでございます。

以上、平成 2 6 年度 6 月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

---

○議長（吉岡 丞三子君） 日程第 4 一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 瀧 すみ江君

○議長（吉岡 丞三子君） 10 番、瀧 すみ江君。

〔10 番 瀧 すみ江君登壇〕

○10 番（瀧 すみ江君） 10 番、瀧 すみ江。一般質問を行います。

まず初めに、子ども子育て新制度の町での具体的実施について 3 点質問します。子ども子育て新制度は平成 2 7 年度から実施されることになってはいますが、国の作業が遅いことがあり、あと 10 ヶ月ほどしかない中で、多くの新しい内容を決めていかなければならないという状況です。幼稚園・保育園入所受付が 10 月から始まるので、これに関わる条例制定は 9 月議会で提案になります。

1点目には、幼稚園の使用料と保育料についてです。幼稚園の使用料は、今までの定額制から保護者の所得に応じた金額になり、保育料は今までどおり所得に応じてですが、時間によって2段階に分けられるとのことでした。

その設定にあたっては、子育て支援のため保護者の負担増にならない金額設定を視野に入れることを求めますが、これについての行政の考えを求めます。

2点目には、子ども子育て新制度についての保護者への説明をどのような形で行うのかについて答弁を求めます。

3点目には、子どもの受け入れの問題です。子ども子育て新制度では、保育所への入所条件がこれまでの「保育に欠ける」から「保育の必要性」と変わり、その事由も拡大されます。この事から言えば、保育園への入所希望児が増大することは確実ですが、その受入態勢の方策について答弁を求めます。

次に、乳幼児健診について質問します。町では「4ヵ月・7ヵ月・1歳6ヵ月・2歳6ヵ月・3歳6ヵ月」に、乳幼児健診を行っています。この中で2歳6ヵ月健診では県下6町のうち、愛荘町だけが歯科診療が未実施で歯科相談になっています。

また、町で1歳6ヵ月健診と3歳6ヵ月健診では小児科診察と歯科診察を行っているのに、2歳6ヵ月健診だけはその両方が行われていません。年に1度の健診ですから、診察を行い、子どもの病気を早期発見することが重要と考えます。2歳6ヵ月健診でも小児科診察と歯科診察を行うことを求めますが、答弁を求めます。

次に、愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の策定について質問します。4月24日に第3回愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画策定委員会が開かれました。その資料を担当課からいただきましたが、本当に膨大な量の資料が出され、委員の方々のご苦勞を察する次第です。

フローチャートを見ますと、第3回の会議の内容として、「現状と課題のとりまとめ、理念・方針・重点施策等の設定」と書かれていますが、次第ではアンケート調査結果についての協議が重要案件になっています。アンケートの調査結果をどのように計画に生かすのか、アンケートの調査結果を町民へ公表することを考えているのかどうか、その手法についての答弁を求めます。

最後に、給食費について質問します。3月議会の予算特別委員会で、私は「消費税の8%への増税による給食費の引き上げをされないと、今までの水準を保つためにどのような努力をされるのか」と質疑したところ、給食センター所長が「4月以降、3%

の分だけ商品が替わってくる可能性があるが、十分精査して仕入れを行いたい」と答弁しました。

5月9日に行われた教育民生常任委員会の席上、「今後の課題としては、消費税が平成27年10月から10%になるので、給食費の値上げを今年度中に考えたい」という発言がありました。

政府は「消費税の引き上げ分は、すべて子育て・介護・年金を充実安定化するために使います」と言っています。教育の一環である給食が消費税引き上げの影響を受けない手立てを政府が行うべきなのにできていないことが問題です。給食は教育の一環という位置づけや、子育て支援ということを考えても、消費税率の引き上げを安易に給食費の値上げに持ち込むことには反対です。

材料の値段が上がり、給食の水準を維持することの難しさはあると考えますが、教育子育て支援という観点から、消費税率の引き上げ分を町で負担することも視野に入れて値上げを考えないことを求めますが、答弁を求めまして終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育長。  
〔教育長 藤野智誠君登壇〕

**○教育長（藤野智誠君）** 瀧議員のご質問のうち、4点目の給食費についてお答えいたします。

給食費につきましては、給食の賄い材料費に充てるものでありまして、給食を受ける児童・生徒および幼稚園児の保護者が負担するべきものであります。今回、消費税率の改正が行われ5%から8%に、さらに平成27年度には10%に引き上げられますので、給食費についても消費税増税に合わせて値上げの方向で検討していきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 住民福祉部長。  
〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長（川村節子君）** 瀧議員のご質問のうち、1点目の幼稚園の使用料と保育料についてお答えします。

新制度における利用者の負担については世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることにあります。利用者負担に関して国が定める水準は公定価格と同様、平成27年度予算編成を経て決定され

ますが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体・事業者等の関係者が準備を進められるよう、先月5月26日、国の子ども子育て会議において、公定価格や利用者負担について仮単価が示され、議論されているところです。

これを受けて、6月11日に滋賀県において説明会が実施される予定となっておりますことから、町においての具体的な検討はこの説明会以降になる予定です。

議員ご指摘のとおり、新制度における保育料は保育標準時間と保育短時間で保育料が異なる予定ですが、保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間認定を受けた子どもの-1.7%を基本に保育料が設定されるようです。

保育料の設定にあたっては、国においても現行の水準を基準としていることから、保護者負担増にはならない設定になると推測しており、町においても同様の考え方で設定していきたいと考えております。また、周囲の市町と格差が生じないよう情報交換しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の子ども子育て支援制度についての保護者への説明をどのような形で行うかのご質問でございますが、広報やホームページでの周知のほか、幼稚園・保育園においての説明会、未就園児については子育て支援センター等での説明会を開催し、周知していきたいと考えております。

次に、3点目の新制度により保育所への入所希望が増大すると予想される中、受け入れ態勢方策についてのご質問でございますが、愛荘町では全国的には少子化が進む中、宅地開発等により、子どもの数は増加傾向にあります。これに加えて入所要件が「保育に欠ける」から「保育の必要性」に変わることにより、今まで以上に保育ニーズが高まると予測しております。現在、25年度に実施したニーズ調査に基づき、どれだけの児童が幼稚園・保育園を希望されるのか、量の見込みも算出し、確保方策を検討すべく、関係機関との調整に入りたいと考えているところです。

町においては、つくし保育園の改築に伴い、入所定員を60名から90名に増員するとともに、幼稚園での保育サービスの拡大を検討しています。さらに、民間保育所の協力を得ながら、愛荘町全体の定員増を図り、待機児童の解消に取り組んでいきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 健康推進課長。

〔健康推進課長 酒井紀子君登壇〕

**○健康推進課長（酒井紀子君）** 瀧議員のご質問のうち、2点目の乳幼児健診につい

てお答えします。

乳幼児健診は、母子保健法および愛荘町母子保健事業実施要綱に基づき実施しています。母子保健法12条において「健康診査は満1歳6ヵ月を超え、満2歳に達しない幼児と満3歳を超え満4才に達しない幼児に実施する」と定められています。また、法第13条では「市町村は必要に応じ妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行う」とされていて、愛荘町では町内医療機関と連携し、妊婦・4ヵ月児・10ヵ月児を対象に健康診査を実施しています。

ご質問の2歳6ヵ月児相談での小児科診察と歯科診察でございますが、健診における小児科診察は主に先天性の疾患や心臓疾患、整形外科系疾患などについて診せていただいております。これらの疾患は概ね1歳までに発見され、2歳6ヵ月で新たに発見される疾患は現在のところなく、小児科診察は入れておりません。

次に、歯科診察ですが、現在は法に定める1歳6ヵ月児健診と3歳6ヵ月児健診で歯科医による診察をしています。1歳6ヵ月から3歳6ヵ月の間につきましては、子どもの状況に応じて歯科衛生士による個別指導を複数回実施しています。必要な方に頻回に対応することにより、20年前は県内でも虫歯の多い町でしたが、効果的な予防ができ、現在では県平均まで改善しています。

現在、2歳6ヵ月時点での目的とするところが達成できていますので、現在の内容で実施したいと考えておりますが、今後事業評価をする中で、2歳6ヵ月頃に多発する病気が発見されたり、歯科検診をされている他町の虫歯予防効果を見ながら、慎重に検討をしていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡 弘三子君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） 瀧議員のご質問の3点目の愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画についてお答えいたします。

平成27年度より3ヵ年の愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の策定に向けては、昨年度より策定委員会を設置し、審議していただくとともに、40歳以上の方やケアマネージャーを対象に、4種類のアンケート調査を本年1月に実施したところです。

アンケート調査結果をどのように計画に生かすのかについては、アンケートは計画策定を行う上で基礎資料として活用するために、今回は今後の介護予防事業を展開し

ていくための実態把握、高齢期の暮らしに対する考えやニーズ調査、また福祉サービス提供側の状況の把握を主な目的として実施いたしました。

4月24日に開催しました策定委員会では、アンケート調査結果の分析と課題の抽出として家庭や生活状況についてなどをはじめ、19項目に分類し、次期計画の理念・方針・計画策定において、踏まえるべき町の課題と重点施策に反映するため、審議していただいたところであります。

アンケート調査結果を町民へ公表することを考えているのかどうか、その手法については、計画策定への関心を町民の皆さんに持っていただくためにも実施したアンケート結果をお知らせする必要があります。今回、広報あいしょう7月号において、抜粋ではありますが、特集として掲載を行い、広く町民の皆さんに計画策定へのご理解をいただきたいと考えています。

また、アンケート調査結果報告書を愛知川・秦荘両庁舎の行政情報コーナーに置いて、閲覧できるよう準備を進めており、ホームページでも抜粋にはなりますが、掲載を予定しております。以上、答弁いたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。一問一答で再質問から行わせていただきます。まず、質問の順番に行います。

まず初めに、子ども子育て新制度の町での具体的実施についてさせていただきます。まず、幼稚園の使用料や、また保育園の保育料について質問させていただいたわけですが、まだ国の示す試算の方が出ていないとのことで、仮単価が5月26日に出されているということで、もうじき説明会が実施される、明後日ですか、実施されるということを答弁されておりましたけれども、この国が示す仮単価について、どのぐらいの拘束力があるのか、それともないのか。言いかえれば、町独自での設定ができるのかどうかということについて答弁を求めたいと思います。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 住民福祉部長。

**○住民福祉部長（川村節子君）** 瀧議員さんの町独自で保育料が設定できるかということですが、国が定めますのは保育単価の基準でございます、現在も町が、それより以下の単価で保育料を設定しております。新制度につきましても同様の考え方でございます。以上でございます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 町独自で今と同様、設定ができるという答弁をいただいたわけですが、やはり、最初の質問の答弁でもされておりましたように、まだそのような具体的な保育料や幼稚園の使用料はまだ決まっていなくても、やはり保護者の負担が多くなると言うふうには検討をされているという答弁をいただいたと思いますので、それを確実に取り組んでいただきたいと思いますので、やはりそれには、幼稚園の使用料など、また保育料は2段階に、幼稚園の使用料は違いますけれども、保育園の保育料の方は2段階に時間で分けられるというので、多少の違いはあると思いますけれども、現在の使用料や保育料を基に、その形を続行することが一番の保護者の負担増にならない方策だと考えますが、その見解を求めますので、答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 先ほども申しましたように、町におきましては保護者の負担増にならないように保育料の設定を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

幼稚園につきましては、教育委員会の方からよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 子ども子育ての関係で幼稚園の使用料でございますが、今住民福祉部長が申しあげましたように、国の動向を見ながら、教育委員会の方も周囲の状況を定めて確認をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 次に、保護者への説明責任について質問を行います。いくつかの幼稚園・保育園においての説明会や未就園児についての子育て支援センター等での説明会を開催し、周知していきたいというふうに答えておられるんですけども、この時期としては、やはり申し込みが始まるまででないと、やはり効果がないと思いますので、時期についてはいつ頃考えておられるのかということについて答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 時期でございますが、9月の末から10月の上旬ぐらいが予定になるかなというふうに思っているところです。国の状況によって、少し

多少変化するかもしれませんが、入所申込み前に説明会を開催したいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。次に、子どもさんの受け入れ態勢ということをお聞きしたいと思いますが、先日行われました教育民生常任委員会の時に受け入れ態勢のことをお聞きしたわけですが、幼稚園の長期休業中の預り保育なども検討したいという返答、また、企業の保育所さんに、そういうことができるようになるのでお聞きしたいというふうな返答がありました。

そのことはやはり、来年度の申請が始まる10月までにまとめないと、幼稚園にするのか、保育園にするのかの選択が適切に行われないと考えますが、町で決められることと言うと、長期休業中の幼稚園の預り保育のことになるとと思いますが、そのことはいつまでに決定するのかについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） ご質問いただきました幼稚園での長期休業中の預り保育ということでございますが、現在、ニーズ調査が行われまして、その量の見込みについて確認をしているところでございます。幼稚園の保育のサービスのうち、夏休み期間中における長期休業中での預り保育を実施していく方向で現在検討をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。それで、10月までには、そのことが決定されるのかどうかについて、お聞きしたので、そのことについて答弁をお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育管理部長。

○教育管理部長（青木清司君） 入園の申し込みが始まります10月、それまでには内容、要項の方を決定をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。先ほど少し触れましたけれども、来年度から小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育も町の認可事業に法律ではなるようです。それで、来年の4月時点で待機児童が生まれた場合、この

時点で、これらのものが受け皿となるような見通しがあるのかどうか。また、その時点では今のところは誰が手を挙げられるのかどうかということも、なかなか掴むのは難しい状況だと思いますが、そういう点について、やはり待機児童も生まれた場合、受け皿があったほあった方がいいということになりますので、そのような見通しについて、来年度どういように把握しておられるのかということについて、答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） 来年度の入所児童数の見込みということでご質問をいただいて、いるわけですが、幼稚園につきましては来年度から3年制が始まります。そうした中で、保育所・幼稚園の入所見込み数を、現在の時点でどのように考えているのかというのは大変苦慮しているところではございますが、どちらにいたしましても、保育園の待機児童につきましては、できるだけ保育園に入っているように、これから民間保育所の方も施設の方は整備されておりますので、もう少し保育士の確保ができれば、定員を増やせる保育所が何件かございます。こうしたところと協議をさせていただきながら、できるだけ待機児童を出さないように努力をしていきたいということで、今から待機児童が何人ありますというようなことではなくて、努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。先ほど質問は待機児童が何人かということはお聞きしていませんのですが、ただ、今現在でも待機児童というのが、何人ということには限らず、あるわけですので、来年度の時点ではもっと条件が広がるので、保育園に入れられる条件が広がるので、やはり必要な人が増える、求める人が増えてくるということを考えられるので、その場合に、待機児童が生まれた場合に、今ある保育園や幼稚園以外に小規模保育や家庭的保育とか居宅訪問型保育とか、事業所内保育が町の民間事業になるということを、この間説明でお聞きしましたので、その点について、受け皿となる見通しがあるのかどうかということをお聞きしただけですけれども、難しい話、今の時点ではと思いますので、少しでもそういう、今時点でわかっていることがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○**住民福祉部長（川村節子君）** 地域型保育事業の見通しでございますが、現在のところ、1事業所の方から問い合わせがございます。できるだけ前向きに検討をさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

○**10番（瀧 すみ江君）** それでは、次に乳幼児健診について質問したいと思います。先ほどの答弁ですと、歯科診療、虫歯のことですけれども、効果的な予防ができているので現在では県平均まで改善しているということで、そういうことで今のところは2歳半の子どもさんには歯科診察は行わないという方向を出されておるわけですけれども、私が調べたところでは県下13市6町のうち、小児科診察と歯科診察を行っているのは甲賀市・高島市・竜王町なんですけれども、歯科診察は近江八幡市と愛荘町を除いてすべてが行っています。

2歳6ヵ月児健診において歯科診察をほとんどの市町で行われていますので、まず歯科診察の実施、やはり充実するに越したことはないわけですから、歯科診察の実施をまず行うことを求めたいと思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 健康推進課長。

○**健康推進課長（酒井紀子君）** ただいまの瀧議員さんの2歳6ヵ月児健診に歯科診察を入れることをということでご質問でございますけれども、また2歳6ヵ月児相談の時の目的としている内容とかもございまして、その内容等を検討しつつ、その中に虫歯予防というの必要なことではございますので、他町の方とも、答えさせていただいたように、他町の虫歯予防の効果を見ながら入れていきたいと考えております。なお、甲賀市につきまして、今年度から入れられたので、ここの市のことが大変参考になるかと思っておりますので、今後状況を注視していきたいと考えております。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 10番、瀧 すみ江君。

○**10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江です。次に、愛荘町高齢者保健福祉計画および第6期介護保険事業計画の策定について質問します。今回、住民アンケートに限り質問をさせていただきましたが、この住民アンケートの結果から出てくる課題は、具体的に何と考えるのかについて答弁を求めます。

○**議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

○**福祉課長（岡部得晴君）** 課題でございますが、愛荘町におきましては地域で支えていただく方が不足してきている部分、認知症予防にはキャラバンメイトが一生懸命

取り組んでいただいておりますけれども、なかなかその部分が浸透してきていない。介護予防事業の認識は持っていただいております。ただ、認識を持たれているだけで実行されていると言われると、なかなか実行されている方が伸びていないという部分がございます。

また、介護保険料についてはかなり負担に感じておられるという結果が出ております。それと、介護保険に関しては在宅志向はあるんですけれども、認定者については施設志向という傾向が出ているというところが課題かなと思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） ただいま課題について答弁をいただきましたけれども、その課題を解決するためには、施策を立案する、役場側の体制ですね、役場内の体制、またそのプロセスについて、どのように考えるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 体制につきましては、福祉課の方と地域包括支援センターの職員も交えて、この内容については検討していかないと、高齢者の介護予防等については進んでいかないとというふうに考えております。

それとともに、プロセスについては、策定委員会等のご協力をいただきながら、それ以外にもサービスを利用されているケアマネージャー、サービス提供のプランを組んでおられるケアマネージャーもおられます。そこら辺のご意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） その体制についてですけれども、私は4月24日は傍聴に行けなかったわけなんですけれども、この第3回介護保険策定委員会ではアンケートの調査結果が主な議題だったからかどうかわかりませんが、コンサル会社の方の説明がほとんどで、委員の方からの質問に対する答弁もコンサルの方が答えていたとお聞きしているわけなんです。アンケートのまとめなどの事務作業が膨大になるから委託するコンサルですから、そこは頼んだらいいわけですが、コンサル丸投げは避けなければなりません。そのような状況をみていきますと、そのようなことが伺えないとも限りませんので指摘しておきます。

そして、このコンサルから出された原案を行政内部で検討を加えるというプロセス

があってこそ愛荘町独自の施策立案ができます。コンサルに丸投げしない、行政内部で検討できる、しっかりとした体制が不可欠であるということを強調しておきたいのですけれども、それが本当にこの計画策定において必要なことではないかと思えます。このような方向で行政が考えているのかどうかについて答弁を求めておきたいと思えます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 今ご質問いただいた内容は、策定委員会の場でも出ておりました。その場でも私の方から答弁させていただいたんですけれども、大きなアンケートのボリュームもございましたので、十分内容が吟味できていなかったのも、再度行政内で審議させていただいて、町としてあるべき問題視している部分なりを、やはり担当者なり、地域に出向いている職員が認識をもっていけないと、この計画は成り立たないというふうに思っておりますので、そういう形で次回の策定委員会にも再度説明をさせていただくというふうにご提案させていただいております。

体制としてはそういう形で、今議員おっしゃっていただいたとおり、集計等に関してはやはりコンサルに頼る部分はございますけれども、地域を知っているのは職員でありますので、そこら辺は十分認識をするよう指導していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。今の答弁、本当に実行されることをよろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、アンケートの今の結果を計画に生かした施策立案に沿って、いずれ計画案が出されて、パブリックコメントを行うことになりましたが、計画策定のフローチャートを見ますと、12月から1月に行うことになっています。この今行われている実際の作業状況を考えて、この日程でできるのかどうか。また意見が出やすいための工夫をどうするのか、出てきた意見をどのように計画に反映するのかについて答弁を求めておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） フローチャートにつきましては、当初計画を立てさせていただいている部分でございます。今のところ、この形態で進捗をしておりますので、この計画に基づいて実施をしていきたいというふうに考えております。

パブリックコメントの日程についてですけれども、内容等につきましては前回の策定時については、パブリックコメントは基本的には素案を各関係機関のところへ置かせていただいていたの、パブリックコメントとともに、ホームページでさせていただいた経緯がございます。

そのあと、説明会等を歩かせていただいた中で、やはりなぜ前もって説明会的なものをしていただかなかったというようなご意見を受けております。その点もありますので、説明会等はこの時期に開催させていただいて、広く住民さんのご意見等を聞き入れていきたいなというふうに思っております。

日程としては、今のところフローチャートどおりということで予定をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 今、3つほど質問を言いましたので、ちょっと抜けていたかと思いますが、今答弁いただいたように説明会を開催する、そしてホームページや主要機関にパブリックコメントを置かれる、されて、その意見が出てこようかと思えます。それをどのように、その意見が計画に反映されなければ何なりませんので、その意見をどのように計画に反映するのかということを質問しましたので、その答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） パブリックコメントでのご意見ですけれども、いろいろなご意見が出てくると思えます。それについては基本的には素案の段階の部分の十分ご説明させていただいて対応していきたいとは思っておりますけれども、内容的にやはり素案自体を修正をしていくべきである場合は、策定委員会等と協議しながら素案の内容を変更していくというふうになってまいりますので、今のところ、そういう体制で考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。次に、給食費のことについて質問します。ただいまの答弁ですと、10%に消費税がなることに合わせて値上げを検討していきたいという答弁をいただいたわけです。現在は4月から消費税が8%になっていますが、給食費は質問でも言いましたように値上げはされていません。

8%に消費税が引き上げになって以後、給食費は先ほどの答弁でもありましたけれ

ども、賄い材料費に使われているんですけども、それで給食費で賄いきれない状況があるのかどうかについて答弁を求めておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 給食センター長。

○給食センター長（居島惣偉智君） 今ほどの賄い費の関係なんですけど、今のところ、まだ4月、5月、6月でございます。賄い切れないような計画にはなっていないので、その中で賄い切れるような形での仕入れ等を考えていっていますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。それで今、現在のところは賄い切れているというふうに答弁されたと思います。それで、現在の給食費、幼稚園が3,500円で、小学校が3,800円で、中学校が4,200円ですけども、今答弁ありましたように現在は値上げしなくてもやっていけるので、消費税10%になることを見込んで値上げされると言われるなら、2%分、8%から10%なる時の2%分以上の値上げは便乗値上げになるということになると思います。

ですから、1月で幼稚園が70円、小学校が76円、中学校84円以上の値上げは便乗値上げになりますけれども、これについて、どのように考えるのか、どのような料金体系を考えておられるのか、まだ検討されていないのかもわかりませんが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） お答えをいたします。今ほど瀧議員がおっしゃいましたように、まだ現在検討中ということですし、先ほどセンター長が申し上げましたように、4月、5月の見込みということでは3%の増税された分、何とかクリアして頑張っているところなんですけど、今後年間を通じてどういう方向になるのかわかりませんので、そういったデータ等々を、皆調査をしながら、また各市町、例えば8%になった時点で既にもう値上げをしているという市町もありますし、そういった県下の市町のそういった傾向も見ながら検討はしていきたいと、そのように思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。今いろいろと給食の部分、給食センターの部分でも、やはりご苦勞はされていると思います。やはりこれがなぜこうなってきたかということは、やはり端を発せれば国の政治の影響になります。

ですが、国の政治の影響が町民の生活に悪影響を及ぼす場合、地方自治体としてできることを行うべきだというふうに考えます。当初予算から単純にだいたいの計算をしてみると、消費税が10%になれば、今の当初予算で出されている賄い材料費の差は500万円ぐらいかなと思っているんですけども、子どもたちが健やかに成長できる、教育を守るために、これは国でやられている国策ですから、どこの自治体の学校給食でも同じ状況になっているわけですので、やはり周りとも力を合わせて、国に対して子どもたちが健やかに成長できる教育のために、国に対して声を上げていただくことを求めたいと思います。

また、地方自治体は国の悪政の防波堤になって町民を守るために、町の持ち出しはやはり視野に入れていただくこと、そして子どもたち、そして教育を守る、暮らしを守る、そういうことで再度求めたいと思いますので、答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） ご指摘のとおり、国の施策の中で消費税が増税されていったということになるわけですが、また増税が見込まれるということになるわけですが、給食に関しましては管理運営をしていくという、そういった部分については保護者に負担を求めているわけではなくて、行政の方で町として取り扱っているということになりますし、ただ、最初の答弁にも申し上げましたように、給食費そのものについては、いわゆる賄い材料費を保護者に頂戴しているということになります。そういったことにつきましては、やっぱり受益者の方でご負担いただきたいということで値上げの方向で検討していると申し上げたところでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。それで、2つ質問しましたが、あとの質問は答えていただきました。

やはり、国に対してそういう声を上げていただく、そういうことについて質問をさせていただきますが、それについての答弁をお願いします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 県には県の給食会という大きな組織がありまして、そこは県の教育長が理事長をしております。そういった給食会という会を通じて、国の方には今おっしゃっていただいた、いわゆる意見が届いていくようにさせていただきたいと、そのように思っています。

---

◇ 徳田文治君

○議長（吉岡糸ミ子君） 続きます、6番、徳田文治君。

〔6番 徳田文治君登壇〕

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。6月定例会一般質問を行わせていただきます。

平成23年に県教育委員会の方が文部科学省の補助金を受けて、県内4小学校にプロの演奏家を招いて出前授業が行われてきました。このことは児童や保護者にも大変好評で、子どもの情操教育にも役立っていたので、翌年も同じく出前授業の活動は行われてきました。その結果、秦荘中学校においては廃部になりかかっていた吹奏楽部の部員が増え始めて活気が出てきたと聞いております。平成25年もプロの演奏家による計画がされていたが、実施をされなかった。したがって、学校教諭や保護者、子どもたちから不満の声が上がっていたようであります。

そこで、情操教育には大変効果があったと思われるが、なぜ取り止めになったのか。また今後、子どもたちとプロの芸術家との関わりを深めていくことが大切だと考えるが、次の2点について意見を求めます。まず1点目に、各4小学校へプロの音楽家による出前授業があったと聞いているが、なぜなくなったのか。2点目は今後、子どもへの情操教育にどのように関わっていくのか、お尋ねをいたします。

そして、大きく2点目は、新愛知川フラワープロムナードについてお伺いをいたします。ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例が昭和60年7月1日に施行されたことに伴い、うるおいのある美しいまちづくりを推進していくため、滋賀県の方から景観形成モデル事業の補助金を受けて、この事業が実施されたと聞き及んでおります。昭和61年4月、新愛知川フラワープロムナードが完成し、翌年7月10日に建設省から、このフラワープロムナードが「手づくりふるさと賞」を受賞されています。

しかしながら、28年あまり経過しておりますが、自転車や歩行者優先道路ではありますが、段差や亀裂した部分、そして陥没した箇所もあり、小学校・中学校。高校生の登下校時や中高年層の散歩道路としては危険そのもので、何とか修繕をしてほしいとの声も聞いております。

そういったことを受けて、私自身も高校橋からずっと北の方まで調査をしてまいりました。そして、またカラー舗装の色も薄くなってきております。そして、その近辺

には田んぼもあり、最近では大型農機具も入っているようであります。このプロムナードの維持補修は年2回委託を受けて、法面の除草作業をしておられます。

そこで、次の2点について見解を求めます。第1点目はフラワープロムナードのメンテナンスについて、どのように考えておられるのか。2点目は平成21年6月定例会の一般質問の答弁にあります「河川内は十分な管理ができていない。県湖東土木事務所と協議しながら取り組んでいく」とありますが、その後、どうなったのかをお伺いをいたします。これで一般質問を終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

**○教育管理部長（青木清司君）** それでは、ただいまのご質問のうち、町文化協会の件についてお答えをさせていただきます。

ハーティーセンター秦荘の指定管理を町から受けている文化協会が、平成23年度は財団法人地域創造の公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム事業として町内3小学校の5年生を、平成24年度は滋賀県文化振興事業団のアートコラボ事業の助成を受けて町内4小学校の6年生を対象に、出前授業が行われてきました。

これらの事業は文部科学省の指定ではなく、財団法人地域創造、県文化振興事業団の助成事業で実施したものでございます。この事業はバイオリンやチェロ、トランペットなどプロの演奏を児童の前で披露し、豊かな情操や感性を身につける機会を提供したものでございます。

ご質問のなぜ取り止めになったのかということですが、文化協会については自主事業と委託事業を含め、年回13事業、月1回以上の事業を実施している状況でございます。その中で、毎年、幼児・児童向けのミュージカルや秋の音楽祭の開催、この音楽祭には秦荘ジュニアコーラス、愛知川少年少女合唱団、秦荘中学校・愛知中学校の吹奏楽部ならびに県立愛知高校の吹奏楽部が出演をさせていただいております。

その発表に向けて、愛知中学校・秦荘中学校の吹奏楽部にプロの演奏家を派遣し、技術向上の支援を行っているところでございます。さらに、各学校においては交響楽団の巡回公演、セミプロを招いた箏やチェンバロ演奏、サックス体験、人権コンサートなど、音楽だけに関しても様々な取り組みをされていることから、出前授業については取り止めたものでございます。

また、今後、子どもへの情操教育をどのように関わっていくのかというご質問です

が、先ほども申し上げましたように、文化協会では引き続き子どもたちを対象としたミュージカルや人形劇、音楽発表会に向けてのプロの演奏家による指導、またバックステージツアーでの本番前の緊張感あふれるリハーサル風景やステージセットなど、普段では見られない舞台裏を見学することも行われます。そのほかにも情操教育の一環として、各学校に情報を提供し、ホールでの演奏会等支援をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡 糸子君）** 建設・下水道課長。

〔建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇〕

**○建設・下水道課長（中村喜久夫君）** 徳田議員のご質問のうち、1点目のフラワープロムナードのメンテナンスについてお答えをいたします。現在、フラワープロムナードの維持管理については、河川内の除草作業、道路の桜・つつじ・くすのきの剪定・害虫駆除を年2回実施しております。また、旧愛知郡地域を中心に活動する奉仕団体の愛知ライオンズクラブに適宜除草作業をしていただいております。

道路の段差や亀裂については、ご指摘のとおり、緊急な補修が必要である箇所が何点か見受けられることから、町内維持補修工事において、今年度対応していきたいと考えております。

また、カラーペイントについては長年の月日による劣化が見受けられますが、新愛知川沿いのサイクリングロードだけではなく、他の箇所にも同じ状態となっており、多額の修繕費用も懸念されることから、道路維持管理計画に基づき、計画的に修繕を実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2点目の平成21年6月定例会の答弁以降、河川内のその後の対応についてお答えをいたします。平成21年6月の答弁において、花いっぱいプロムナードの復元は一朝一夕にはいきませんので、とりあえず新愛知川の清流を取り戻すため、河川内の汚泥、雑草の除去作業に、県湖東土木事務所と協議をしながら取り組むと答弁しております。現在のところ、町としましては河川内の除草を年2回行っているところであり、他の河川と比較すると堆積土をすきとるまでは至っていないとの見解でございました。町としましては、今後も引き続き、河川内の草刈りを行い適正な管理が行えるよう、他団体との協力も得ながら、維持管理をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 第1点目の町文化協会のことは認識をいたしました。しかしながら、平成26年度の指定管理委託事業計画も拝見をさせていただきました。7月5日にはお笑い七夕パーティー寄せとかいろいろありますが、滋賀県下においても草津のシズ小学校なんかはやはり学校教育の場にプラスになるということで、こういった生の演奏をやっておられるところもございます。そして、また給食時には給食交流といったこともやっておられる学校もありますので、ぜひとも学校教育の場にプラスになることでありますし、やはり、学校教員の方、また保護者、子どもさんがそういう情操教育というか、そういうのを考える意味においても、やはり今後考えていただきたいと思いますが、その点について見解を、教育長の方に求めておきたいと思いません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 答弁をさせていただきます。今回のご質問の主たる器の方が文化協会ということでご質問いただいて、文化協会がやっているそういった事業の紹介を答弁させていただきました。

しかしながら、学校独自に情操教育、音楽教育を含めてやらせていただいておりますので、そういった面で学校独自に教育委員会の中の学校という部分についても積極的に取り込んでいきたいとそのように思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 6番、徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 今、教育長が述べられたことは一定理解できます。もう一度ご検討をよろしくお願いします。

それと、2点目の新愛知川フラワープロムナードの点についてでございますが、やはり私がずっと歩いた中においても、やはり危険な箇所があり、今年度中にそういった事業計画…。

○議長（吉岡糸ミ子君） すみません、再質問の時に、それが出ておりませんので、プロムナードの件が出ておりませんので、ご理解願いたいと思いません。

暫時休憩します。40分まで暫時休憩させていただきます。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 西澤桂一君

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

〔2番 西澤桂一君登壇〕

○2番（西澤桂一君） 2番、西澤桂一、一般質問を行います。

3月定例会で私が質問いたしました「いろいろの公約の中で優先的に取り組まれるものは何か」に対して、町長は「愛荘町総合計画の後期計画を着実に進めていきたいとともに、観光振興で誘客を図り、愛荘町を町外・県外と発信していき、愛荘町まちじゅうミュージアム構想を実現していく」と回答されました。そのあとも何回か観光事業に重点を置く考えを示されていることから、この事について、以下お尋ねをいたします。

まず、本町の観光事業についてお尋ねしたいと思います。バブル崩壊から20年、今年のアベノミクスの正念場です。国内景気は上向き、2020年のオリンピック開催も明るい材料となりましたが、一方では本年4月からの消費税の引き上げ、人口の減少化・高齢化、中でも後期高齢者の増加など、社会構造の大きな変化により、従来のような高い経済成長は望めそうもなく、そういった中で今、観光が大きな脚光を浴びてきております。

日本政府観光局も観光立国をめざし、2003年以降、訪日外国人旅行者1,000万人を目標としてビジット・ジャパン・キャンペーンに取り組んできました。2003年には521万人だった訪日外国人旅行者が、2013年には1,002万人に達しました。10年でほぼ倍増したことになります。この経済効果は国内総生産で見た個人消費を1%程度押し上げると言われています。そして、2020年までに2,000万人を目標とする次の目標を考えております。

各県・各市町村も観光事業に重点を置いてきております。特に滋賀県は大阪・京都・奈良といった古来からの観光地に隣接し、琵琶湖を抱えているとは言え、よほどの魅力、ほかにない個性を発信しない限り、多くの観光客に来てもらうことは容易なことではないと思います。

県内においても、同じことが言えます。当町には金剛輪寺があるとは言え、隣の彦根市には国宝彦根城という大きな観光資源があり、東近江市には愛東・湖東・永源寺

といった山並みから琵琶湖までの自然景観があり、これに対して、愛荘町にはどういった観光資源があるのか、宿泊施設が少ないことから、日帰り客をターゲットにすることになるのか、来町者の目的・志向がどういうところにあるのか、そういったいろいろなビックデータをしっかりと分析することが必要です。

横並びあるいは目先の観光事業では町のにぎわいを取り戻すことは難しいと考えます。従来の名所・旧跡を中心とした遺産型観光をさらに充実していく、中山道愛知川の活性化を推し進めることも大事です。一方では、地域資源の掘り起こしや新たな創造に取り組んでいくことが必要だと思います。例えば、各集落には神社や寺があり、そこには歴史と宝があります。先日、歴史文化博物館では「栗田 本善寺」の歴史展を見ましたが、大変興味を持ちました。各集落にある神社仏閣の歴史や宝をネットワーク化する。また、今、桜1万本のまちづくりに取り組んでいますが、ただ町全体が桜に埋もれるのではなく、スポット化する。ここには桜が、ここには梅が、ここにはアジサイが、また菜の花が、チューリップが、シバザクラが、紅葉がというように四季折々に楽しむことのできる場所をつくる。

愛荘町はアーチェリーの町であります。やがて国体も開催されます。今行われているアーチェリー教室を充実させ、県下全体を対象とする。毎年、春と秋には冠大会を開催する。現在建設中の中央公園は、周囲をマキノのメタセコイアの並木のように大きなケヤキ並木で囲み、夏でも涼しい木陰をつくり、多くのリピーターを集客する。こういったものを町民と一緒に上げていく、大事にしていく。

また、交通手段には、できる限り地球温暖化に配慮して、公共機関や自転車や徒歩で、体いっぱい愛荘町の風を感じてもらおう。そのための安全を確保する歩道、サイクル道路の整備を進める。

これらのところでは、町民であれば誰でも参加できる地元産を使った昼食やお土産、B級グルメ、安全なB級農作物などを提供する。農家の6次産業化の連携を進める。幸い、地域おこし隊員も3名採用されました。外部の目も入れて他の市町とは違った特色ある観光資源をつくり出していけば、将来のある観光事業が構築していけるのではないかと思います。

そこで、町長にお尋ねをいたします。まず、1点目が町長の考えておられる愛荘町の観光とはどういうものなのか、具体的にお願ひしたいと思います。

2点目、愛荘町で他の市町とは違った魅力を持った観光資源を見つける、あるいは

創造することはできるのかどうか、お尋ねします。

3点目、愛荘町の観光事業の基本ともなるべき愛荘町観光振興計画を早急に策定すべきと考えます。予定では26～27年度となっておりますが、これでは時代の流れにあった計画は遅いのではないのでしょうか。計画ができた時点では陳腐な計画になってしまいます。もっとスピードをもって作成すべきと考えますが、いかがでしょうか。

4点目です。愛荘町が誕生した平成18年度の本町への入客数は33万5,100人（うち金剛輪寺の来訪者が17万9,000人・53%）、平成23年度の入客数は28万2,700人（うち金剛輪寺の来訪者約9万9,600人・35%）、7年間で5万人以上の減少となっておりますが、これをどのように分析しておられるのでしょうか。

5番目です。観光事業は行政主体では限界があります。成功させるには民間の知恵とリスクをとってもやるという強い意欲、そして資本の投資が必要です。しかし、民間資本は成果が見込める事業しか投入してきません。行政側にも福祉や教育とは違う、また公共事業とも違う、まさに経営課題という認識がなくてはなりません。愛荘町の観光産業に対する将来性についてお伺いします。

6点目です。イベント事業も必要だと思います。隣の東近江市では4月に近江鉄道八日市駅から市役所間の駅前グリーンロードで「第6回びわこ JAZZ フェスティバル in 東近江2014」や「大凧祭り」が盛大に開催され、彦根市では例年「城まつり」が行われております。豊郷町では旧豊郷小学校を利用して映画の撮影や軽音甲子園が開催され、全国から多くのファンを惹きつけています。本町でも66番祭や愛知川祇園納涼祭などが行われています。

しかし、イベント事業は経営を安定させるのが非常に難しい事業です。定着させるためには資金的な問題、ほかにない独創性、関心を持たせる魅力、それに継続性が大切です。イベント事業に対する町長の考えを聞きます。

7点目です。町を発信する情報がほとんどありません。町発行のカタログ・パンフレット類もあまり見かけません。商工会・観光協会・事業団体などの情報も十分とは思えません。マスコミの利用や旅行者に対する説明会に至ってはほとんどないのではないのでしょうか。愛荘町では総じて情報量も広報媒体も少ないと感じています。

町長の考えておられる町外・県外の発信媒体はどのようなもので、どのような方法で実施されるのか伺います。

8点目、後期計画では、観光振興の施策方針の1つに中山道愛知川宿の再生があり、

商工業の振興の施策方針の1つに、観光と連携したにぎわいのある商店街の再生を図るがあります。たぶん、同じイメージのものを角度を変えて表現したものであると思います。

私たちの小中学校の頃、今から半世紀も前のことになりますが、愛知川は旧愛知郡4町を中心として、中山道沿いには多くの商店が並び、年末ともなりますと正月の準備に近郷から非常に多くの方々が集まってきました。ところが、今では商店も数えられる程度となり、本当にさびしい状況となっています。当時を懐かしく思い、あのような町の再生にはあこがれるものでありますが、後期計画の中でも述べられているとおり、中山道沿いの既存商店街の事業者の高齢化や後継者不足、消費者の大型店志向などを考えると、この取り組みは容易ではないと思います。

観光事業は一見客が中心であるのに対して、商店街の再生は地元住民のために生活インフラ機能を強化することによってリピート客を増やす。これにより店が持続的に賑わうことです。すなわち、地域密着です。観光振興と商店街再生は表裏一体のところが多々ありますが、このためややもしますと、混同しがちとなり、いずれの事業も中途半端に終わってしまいます心配があります。目的や条件、方法の違いを考えれば区別して取り組む課題であると考えますが、その点お尋ねします。

次に、(仮称)まちじゅうミュージアム構想についてお尋ねいたします。

愛荘町総合計画で述べられているまちじゅうミュージアムとは、町全体を博物館と見立てて地域の魅力的な資源の再発見・学習・保存・展示・体験提供等を行い、それを通じて地域の新興を図ることを目的とされています。このまま読みますと、素晴らしい構想であることはイメージできますが、では具体的に現実的になると、いまひとつ理解することが難しいといったところであります。

愛荘町総合計画「後期計画(25年から29年度)」では、愛荘町まちじゅうミュージアム構想と連携して推進するという事業も多々あり、それだけに当構想の早期のぐの具体化・実現化が必要であると考えます。

以下、4項目めを除き、町長にお聞きいたします。

まず1点目、町長の思い描かれている愛荘町まちじゅうミュージアム構想とはいかなるものか。抽象論ではなく、具体的な全体構想について、併せて、身近に参考事例があればお教えをいただきたい。

2点目、また生涯学習や文化芸術の新興といった面では、心の余裕・いきがい・住

みごこちの良さといったソフト効果がイメージできますが、これを目的とするには、あまりにも漠然として事業目的とするには弱いと思います。誰にでもわかりやすい副題（サブタイトル）をつけてはどうか、私は事業内容から郷土文化を生かした観光新興であると考えますが、いかがですか。

3点目、平成20年に愛荘町総合計画がつくられ、昨年度後期計画が作成されました。既に6年間が経過している。いつまで仮称でいくのか、この間の取り組み、進捗状況について尋ねます。

4点目、この事業は総合計画にも書かれているとおり、(仮称)まちじゅう構想に対する調査研究機能、資料収集、管理機能、展示機能、教育普及機能、情報収集、発信機能などの役割を既存の施設がそれぞれ担うとともに、情報の共有を図るとあり、コア施設の整備に関係なく進められるものが多くあります。担当部局の取り組みは当然のことですが、関係する部局がこの事業をどの程度理解しているかが、事業推進に欠くことができない大きなポイントであると思います。

担当部である総合政策部長、観光部局を所管し、当事業に関係の深い産業建設部長、歴史文化博物館、図書館を所管する教育長に、この事業に対する認識と今までの取り組みについて尋ねます。

5点目になります。町の発展に大きな影響を及ぼすこと、およびコア施設の整備や今後取り組むべき課題等を考えると、財政的にも相当の負担が必要になると思われま。結果的にハード面は進んだが、ソフト面では成果が出ないというような中途半端な取り組みは許されません。今後の取り組み事項と取り組み方法、年次計画、計画に対する評価方法について尋ねます。以上で質問を終わります。お願いします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** それでは、西澤議員の本町の観光事業あるいは(仮称)まちじゅうミュージアム構想についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。少しボリュームがありますので若干時間がかかるかもわかりません。よろしくお願いします。

まず1点目の本町の観光とはどういうものかについてのご質問でございますが、私が副町長に就任させていただいて間もない時期に、愛知川図書館の屋外ギャラリーで正式な展示にかかるメインテーマは覚えておりませんが、愛荘町の歴史的・文化的に優れた社寺・仏閣の写真展がございました。また、これらと同じように近江鉄道の今

昔や踏切越しに見た風景的な写真展がございました。私はそれらを拝見させていただき、愛荘町には素晴らしい地域資源が山積していると感じました。

これを観光に生かさない手はないと常々思っておりました。生かす手段の1つとして屋根のない博物館構想、いわゆる愛荘町まちじゅうミュージアム構想を早い時期に実現させ誘客を図っていきたいと考えておりますし、思っておりました。

2点目の他の市町と違った観光資源を見つけ、あるいは創造することはできるかとのご質問でございますが、愛荘町の代表的な観光資源は、東に国宝の「金剛輪寺」、西に「中山道」をはじめといたしまして「愛知川びん細工手まり」、国指定の伝統的工芸品でございます「近江上布」、県指定の伝統工芸品でございます「山川原太鼓」、歴史的文化遺産として、例えば「畑田のナボコ地蔵と牛頭天王」、長野の「善明寺の釣り鐘堂」など、いろいろと埋もれた地域資源がたくさん存在しております。

また、本年新たな観光資源としてUCC上島珈琲株式会社滋賀工場や株式会社コクヨ工業滋賀において、工場見学を実施していただいております、新たな観光のツールになるものではと考えております。

3点目の愛荘町観光振興計画を早急に策定すべきとのご質問でございますが、議員ご指摘のとおりでございます。愛荘町の観光資源を売り出すには、当然愛荘町観光振興計画が必要となっております。策定にあたりましては、観光協会など団体代表や住民などに参加を求め、愛荘町観光振興計画策定委員会を設置いたしますとともに、地域おこし協力隊や6月補正で嘱託賃金をお願いいたしております仮称ではございますが、地域力創造アドバイザーの意見を聞きながら、観光資源が有効に活用できる観光振興のあり方を検討してまいりたいと考えております。なお、観光振興計画の策定につきましては今年度末を目途としております。

4点目の町への入り込み客数の減少をどのように分析しているかについてのご質問でございますが、合併以降、平成18年には「湖東三山の秘仏公開」が行われ、観光入り込み客数が約33万5,000人、平成23年には長浜市で「江・浅井三姉妹博覧会」が開催され約28万2,000人と大幅に伸びておりますが、その後は毎年平均26万人程度で推移をいたしております。やはり、周辺地域で大きな催し物などが開催されますと連鎖反応で入り込み客数は伸びる傾向にございます。

今後は、昨年10月に開通いたしました湖東三山スマートインターチェンジを活用した愛荘町独自の観光振興に努めてまいりたいと考えております。

5点目の町の観光産業に対する将来性についてのご質問でございますが、愛荘町におきましては平成23年度から新たな施策といたしまして、農業と観光が融合した体験型観光を推進するため、中学生の教育旅行の受け入れによる農家民泊事業を行っております。受け入れ農家の課題もございますが、着実に伸ばしていければと考えております。

また、先ほども答弁申し上げましたが、本年から新たに観光資源として ucc 上島珈琲株式会社滋賀工場や株式会社コクヨ工業滋賀において、工場見学を実施していただいておりますので、新たな観光のツールになるのではと考えております。

6点目のイベント事業等に対する考え方についてのご質問でございますが、愛荘町を代表するイベントといたしましては、第133回を数えます愛知川祇園納涼祭、いわゆる花火大会をはじめ、中山道宿場祭り、あいしょう66かまど祭りなどが町のイベントとして定着をいたしております。

イベントは町内外を問わず集客し、愛荘町の魅力を発信する手段としては効果があり、重要なものと認識をいたしております。したがって、中山道宿場祭り、あいしょう66かまど祭りにつきましては、今後県外などに広報し、集客した時のイベントの持ち方の検討や広報媒体をどのようにするかにつきましては、実施団体ともに検討してまいりたいと考えております。

7点目の町外・県外への発信媒体についての質問でございますが、広益社団法人びわこビジターズビューローやびわこ湖東路観光協議会が主催いたしますマスコミや旅行会社を対象とした説明会などに参加するなど、機会あるごとに町の観光PRに努めているところでございます。

また、今年度より次年度にかけまして、愛荘町の四季や地域資源を紹介するDVDを制作することといたしております。このDVDを旅行会社や都道府県の観光関係部局に送付・紹介し、愛荘町の魅力を県外にも広く発信してまいりたいと考えております。また、今年度、一般社団法人秦荘観光協会・愛知川観光協会の両観光協会が共同でホームページを作成し、発信することを考えております。町といたしましても、これらの支援を行うなど、広報媒体を駆使し、入り込み客数の増加に努めてまいることといたしております。

8点目の観光振興と商店街の再生に関連したご質問でございますが、近年大型店の進出、後継者の問題、店主の高齢化など、さまざまな要因により、商店の数が大きく

減少しております。例えば、中山道につきましては、かつて宿場町として栄えてきました街道沿いの町筋は、近代においてその姿を大きく変え、シャッター街化してきております。容易に再生することは困難であると考えておりますが、宿場町の賑わいを呼び戻すために現在進めております（仮称）街道交流館の整備などにより、中山道を訪れていただく人々の増加につなげていきたいと考えております。

また、一度閉まったシャッターを開けることは至難の業と考えますが、地域おこし協力隊や地元商店街の意見を聞きながら、観光と商店が融合し、中山道の再生・振興に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、観光振興と商店街の再生を一体的に考えていくことは議員ご指摘のとおり、無理なところもございます。そのため、その場所、場所によって取り組みの方向性を考えていく必要がございますが、観光施設の周辺には商店街が張り付くのが理想でございますので、今ほども申し上げましたが、地域おこし協力隊や地域力創造アドバイザーあるいは地元の方々の意見を聞きながら進められればと考えております。

次に、（仮称）まちじゅうミュージアム構想についてのご質問にお答えをいたします。まず、私が描いておりますまちじゅうミュージアム構想でございますが、観光事業のご質問の冒頭に申し上げましたが、愛荘町には素晴らしい地域資源が山積いたしております。湖東三山の1つの「金剛輪寺」、渡来系氏族「依智秦氏」ゆかりの史跡、近世の東西交通の動脈「中山道の宿場」をはじめ、「旧愛知郡役所」など貴重な名所旧跡が残されております。また、鈴鹿山系から流れでる宇曾川溪谷や愛知川、その流域に広がる田園風景など豊かな自然を背景として、近江上布、秦荘紬などの織物技術、びん細工手まり・太鼓・箏などの工芸、酒造りなど伝統技術が引き継がれてまいりました。

このように、まちじゅうに豊かな文化や歴史、自然などが山積しており、これらを活かし、町全体を屋根のない博物館と見立てることが出来ます。このような豊かな文化や歴史・自然などを保存し、住民と行政が一体となって新たな文化創造へ向け活用していくことが、住民の自治意識を醸成する手段としても効果があるものと考えております。

このため、愛荘町の魅力を住民自身が再発見するとともに、地域の魅力を現地で学べる、体験できる（仮称）まちじゅうミュージアム構想を推進し、住民と行政の協働で各資源のネットワーク化を進め、町全体が学びと交流と文化創造の場となるよう取り組もうと考えております。

私は前職時代に湖北地域振興局で局長の立場ではありましたが、滋賀県湖北エコミュージアム構想に関与いたしておりました。また、滋賀県では湖国まるごとエコミュージアム構想を当時の企画部で進めておられたと記憶をいたしております。

2点目の誰にでもわかりやすい、イメージがしやすい副題（サブタイトル）をつけてはどうかのご質問でございますが、議員がお示しいただいたサブタイトルも的を得ているものと思っていますし、今後この構想は特定部、特定課のみでなし得る事業ではなく、横断行政の中で対応してまいりますので、その場で検討していきたいと考えております。

3点目の愛荘町総合計画がつくられ6年が経過しているが、いつまで仮称でいくのか。この間の取り組み、進捗状況についてのご質問でございますが、まず仮称でございますが、平成25年3月に策定いたしました愛荘町総合計画「後期計画」からは仮称の文字をはずしまして、まちじゅうミュージアムといたしております。

取り組み進捗状況でございますが、地域資源の掘り起こしでは、地域資源に関する愛荘町地域資源報告書を4冊刊行しております。また、滋賀大学が取り組んでおられます地域活性化プランナーの学び直し塾におきまして、平成23年度愛荘町をケースにして地域資源を活かしたまちづくりを提言するというテーマで取り組んでいただき、フットパス整備や新地場産業の活用などによって愛知川地域に残る貴重な近代化遺産に新しい命を付与できないかと提言をいただいているところでございます。また、同じく23年度、愛荘町の地域資源について、まちづくりや地域経済の活性化という視点でどのような可能性があるのかを検討をするための座談会愛荘町地域遺産セッションを年回8回開催し、毎回熱心な協議をいただきました。さらには、湖東定住圏構想の地域創造事業などを活用して、民間団体によっても愛荘町等の歴史的建造物を活かしたまちづくり等に関するシンポジウムなども開催されております。

ハード面ではコア施設として愛荘町東部においては整備を進めております湖東三山館あいしょう、あるいは現在あります歴史文化博物館、西部におきましてはる一ぶる愛知川、今後整備を進めてまいります（仮称）愛知川宿街道交流館や（仮称）愛荘町ふれあい交流館などを想定いたしております。

5点目の今後の取り組み、年次計画、計画に対する評価についてのご質問でございますが、まず今後の取り組みでございますが、ハード面にいたしましては、ただいま申し上げましたが、湖東三山館あいしょうや（仮称）愛知川宿街道交流館や（仮称）

愛荘町ふれあい交流館などの整備がございます。また、ソフト面につきましてはハード整備と並行して運営のあり方を、例えば、各施設単位であれば、(仮称)愛知川宿街道交流館では愛知川観光協会、地域おこし協力隊あるいは滋賀県立大学などと、また(仮称)愛荘町ふれあい交流館では愛知高校、愛知高等養護学校、愛知高等学校支援関係団体などともに構想段階から検討していくことといたしております。

なお、まちじゅうミュージアム構想では、中核いわゆるコア機能を持った施設、いわゆる交流・情報発信の拠点・展示・情報サービス機能を有する施設と、サテライトいわゆる地域に点在する資源を保存・活用する施設から成り立ちますので、全体を運営する機能につきましては同時進行で進めたいと考えております。

また、すべてに(仮称)愛荘町まちづくり協議会あるいは株式会社化も視野に入れてまして今後検討をしてみたいと考えております。各地のまちづくり先進地の例を見ておりますと、まちづくりに柔軟に即応性があります。対応ができる NPO 法人あるいは、今言いましたようなまちづくり株式会社が、まちづくりの主体となっております。本町におきましても、今後このような組織の整備が可能か否かを考えてまいります。

次に、年次計画でございますが、平成26年度から平成28年度の3ヵ年で湖東三山館あいしょう、(仮称)愛知川宿街道交流館などの施設整備、併せてコア施設における運営計画の策定、まちづくり団体の検討、運営団体の育成などを進めることといたしております。

最後に、計画に対する評価のご質問でございますが、過日5月29日でしたが、滋賀県立大学に平成25年度に委託をいたしておりました愛知川宿街道交流館構想の成果発表会を愛知川観光協会、地域の方々あるいは地域おこし協力隊を交えて開催し、忌憚のない意見をいただくなど意見交換をいたしました。計画策定にあたりましても、このような意見交換会の場を持たせていただき、そこに専門家も交え、将来性・実現可能性・継続性いわゆる経済面あるいは収支面などを踏まえての話なのでございますが、などを指標にして慎重に検討をしてみたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉岡糸ミ子君) 総合政策部長。

[総合政策部長 林 定信君登壇]

○総合政策部長(林 定信君) 西澤議員のご質問のうち、2点目の4番、まちじゅ

うミュージアムに関する総合政策部局の認識等についてお答えいたします。

かつて、まちづくりと言えば、古いものを壊し、新しいものをつくることが中心でございました。そのことによって経済の活性化や地域振興が図れると考えられてきたからでございます。一定の成果もあげられてきました。しかしながら、その結果、失ったものも多かったように思います。地域の長い歴史の中で培われてきました文化あるいは自然が切り崩されてまいりました。こうした動きに対して、地域の暮らしや文化見つめ直し、それに価値づけを通したまちづくりの大切さへの気づきが広がるようになりました。地域資源を掘り起こして地域の誇りとしていこうというまちじゅうミュージアムもそのような動きの1つと考えております。

愛荘町において今進めております（仮称）愛知川宿街道交流館整備事業は、古い大正期の建物であります旧近江銀行愛知川支店を手間をかけて再生しますのは、このような潮流に沿ったものでございます。そして、このようなことによって小さな東京あるいはミニチュアの大阪ではない、他に真似のできない愛荘町のまちづくりができるものと考えております。

総合政策部局の取り組みでございますが、街道交流館などのまちじゅうミュージアムにおけるコア施設整備のハード面、その運営などのソフトならびに実際に運営いただく組織・人にかかるヒューマンウェアの整備などに取り組んできております。

あるいはまた、愛荘町の植物など地域資源の調査・報告であります「地域資源報告書」などの刊行などの地道な取り組みも実施してまいりました。

私は役場におきまして 20 数年間、文化財保護行政あるいは博物館運営・文化行政などに関わってまいりましたので、地域の方々もあまりご存じでないような埋もれた地域資源を学ぶ機会にも恵まれてまいりましたので、そのような知見を少しでも愛荘町のまちじゅうミュージアムの具現化に活かすことができればと考えております。以上、答弁いたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 産業建設部長。

〔産業建設部長 北川元洋君登壇〕

**○産業建設部長（北川元洋君）** それでは、西澤議員のご質問のうち、2点目の（仮称）まちじゅうミュージアム構想事業に対する認識と今日までの取り組みについてお答えさせていただきます。

観光当局から見る屋根のない博物館とも言われる（仮称）まちじゅうミュージアム

構想は、町の魅力を町民自身が見つけ出し、町民と行政、事業者がネットワークでつながり、住民とともに作り出すコンセプトは、観光事業としても有意義な構想と認識しております。こうしたことから、今日までの一ぶる愛知川をまちじゅうミュージアム構想にあるコア施設と位置付け、情報発信を行ってきました。今後は湖東三山スマート IC が開通したことにより、名神高速道路から入り込み客数の増加も見込まれることから、現在整備をしています湖東三山館あいしょうをコア施設に加え、サテライト施設と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、観光事業は今後も経済効果を視野に入れながら、行政だけでなく、住民をはじめ関係団体と連携を図り、事業展開をしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 西澤議員のご質問のうち、2点目のまちじゅうミュージアム構想の4についてお答えをいたします。

教育委員会では、大きな意味でのまちづくりを意図して、ソフト面での核づくりをして、将来的な人材の育成を考えております。昨年度発刊いたしました社会科の副読本「私たちの愛荘」は、小学生の授業に郷土の歴史を取り入れ、我が町の歴史や伝統に誇りを持たせる試みです。

そのほかにも、毎年、町内小中学生を「青少年健全育成・人権教育啓発演劇」に参加させて、文化芸術の推進にあたり、子ども能楽教室を開催して伝統文化の育成に努力をしています。

町中が相互に協力・協働して、歴史・文化活動を推進していく事業については、文化施設として博物館・図書館などが中心となっていかなければなりません。

博物館としましては、町内自治会と連携して、年に4回の「ふるさと展」、現在第2回を開催中であります。それを開公しています。また年3回開催の企画展では、愛荘町内の歴史・文化資料を調査・研究して、展示・公開しているものです。特別展についても、町内関係機関（図書館・る一ぶる愛知川）と連携するようしております。

「愛荘町知る学講座」は、町内参加者と実地踏査して、歴史遺跡・遺物を検証するもので、年間4回ほど開催をして、町内の遺物を再発見する企画です。その他、字誌編さんの協力、古文書指導など、自治会に入り込んで協力・指導をするものです。

図書館としましては、地域資料のコーナーを充実するほか、各館で古文書教室を開催し、町史編さん時の資料を含め、町内資料の保存に努めています。また、「まちのこしカード」身近な町内資料という意味ですが、その作成や町内歴史写真の保存・公開をしています。自治会との連携では、自治会の刊行する広報紙を収集し、展示したり、歴史・文化・自然に関する展示・冊子の刊行を行っております。

また、定着しつつあります「五愛塾講座」においても、愛荘町とゆかりのある講師を中心にお願ひして、地域文化の意識を高めようとするものであります。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡 丞ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 2番。何点か再質問をいたしたいと存じます。

今いろいろとご回答をいただきました。総じて感じましたのは、現在やっている状況のまとめたものじゃないかと、ですから、私はこの愛荘町の観光をどうしていくのかと言った時に、外に向かって訴えていくものは何か。そしてから、こちらの方に来ていただける方に、どのようなことで魅力を発信して、「来て下さい」と、こういうことが言えるのか。やはり、そこには、当然経済効果をどうみなしていくのか。このような問題があると思います。

その辺りを考えて見ますと、やはりもう少し踏み込んで、新しい観光をしているとか、こういったものをしっかりとこれで保護してつくってくれとか、そういうようなところが欲しかったわけですが、何点か個々に質問をしてみたいと思います。ちょっと順不同になるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、最初に、この愛荘町への入客数の状況ということをお聞きいたしました。18年度と23年度の云々ということでご回答いただいたんですけども、そういった中で、やはり当然観光動向調査というのは、どこでもやっておられると思います。この愛荘町に来られる観光客はどのような目的をもって、何に期待をして、そしてその結果、今後このまちのどういうところ辺を要するにリピーターとしても来たい、こういうようなところ辺をものがしっかりと、やはり調査動向としては掴んでいなくてはならないと思います。ですから、お見えになりました観光客の方の観光動向調査結果、そこら辺をお尋ねしたい。これは18年度と23年度の比較をすれば、やはりどう違ってきているのかという、その推移もわかるだろうと思ひますのでお願ひしたいと

思います。

そして、2点目は5点目でお尋ねいたしました回答の中で、農業と観光が融和した体験型観光ということで回答をいただきました。今、中学生等の民泊を非常に進められております。私は、これは提案になるかもわかりませんが、民泊で終わってしまう、この状況をさらに一歩進める。例えば、せっかく春の季節に来ていただいたんですから、もう本当に各集落では田んぼも終わり植えということがありますから、1つは集団でそういうものが、田んぼなら田んぼを一から要するに植えてもらう、そういうことができないか。そして、逆に秋にはこれをせっかく植えてもらったやつで、穫り入れにどうですか。これは個々的に案内状を出して、そしてから、これでなかったら、この穫れましたお米を送りますよと、いくらで送りますよと、こういうような、あとの要するに経済的と言いますか、つなげようという施策、そんなやつも必要でないかなというように思っております。これは提案として受け止めていただけたらけっこうでございます。

そしてから、先ほど計画書のところでご回答をいただきました。やはり、計画書と言いますのは観光振興というのは短期間で勝負がつくものではありません。長い時間を要しても実行し続ける行動力が伴う計画書が本当の計画であると言われております。多くの自治体では前例のない無難な計画、また前例・成功事例を模倣したような計画で失敗をしているケースが多々あります。愛荘町観光振興計画では全体計画と部分計画で構成し、まず部分計画の実行に主力を置き、成功事例を見せることによって賛同者を増やし、全体計画へと移行していく、そのようなプロセス、そして愛荘町への入客数、経済効果額、そういった数値目標を年次計画の中にしっかりと入れて評価をしていく。こういった目に見えるところの取り組みが必要ではないかと思っておりますので、その計画性についてお尋ねをいたします。

そして、これも提案になりますが、最後のところで愛知川宿の再生、商店街の再生についてお尋ねいたしました。将来の要するに今すぐというわけではまいりませんと思えますけれども、やはり再生のポイントとしては、今までの状況を見ますと、自動車に気をつけながら、クラクションを後ろから鳴らされながら歩いていると、こういうような状況がやっぱり見受けられると思えます。ですから、中山道をやはり再生あるいは商店街についてですけれども、されるのでしたら、時間帯を決めて車両の禁止をする、駐車禁止をするとか、あるいは車を一方通行にするとか、そういったところ

辺のやはり取り組みも大事ではなかろうかと、こういうふうに感じております。これは提案でございますので、そのように受け止めていただければけっこうでございます。

以上で再質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） それでは再質問にお答えをいたします。

今、入り込み客数の状況につきましては、先ほど申しました内容ではございますが、議員にいただきました観光動向調査の結果につきましては、担当課長から答弁させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

また、これは答弁すべき内容ではないのかもわかりませんが、農家民泊の問題につきましては、ご苦勞いただいて農家の方々が受け入れをしていただいております。それを機会に、今後各都市へお帰りになりまして、その後改めて愛荘町へお見えになっていただくということを、実は1つの視点に考えておりますので、そうしたことが少しでもつながればなというように思っております。ただ、集団で田植えをすとか、そういったことにつきましては、ちょっと今私すっと思いつきませんので申し訳ないですが、今後の課題とさせていただきますればありがたいなというように思います。

観光振興計画の中身の話でございますが、実は観光振興計画の中身につきましては、私も担当課の方へは相当前に示しはしたんですけれども、なかなか次がしていなかったということで、ちょっとどうかなと思っているんですけれども、やはり愛荘町として先ほど言いました何が観光資源としていいのか、また何を売り出していくというのが、先生おっしゃるとおり、重要だというように思っています。

私の考えました観光振興計画の目次素案という中には、観光の現状と課題という中で、まずは滋賀県あるいは愛荘町の観光の現状はどうあるべきか、また今はどうなっているのかということはまずは抽出しないかん。愛荘町の観光資源の特性、いわゆる答弁の冒頭申し上げましたように、埋もれた地域資源がたくさんある、それをいかに掘り起こしていくかというのが重要だと思います。それと、それを取り巻く住民を含めた環境の変化、観光を取り巻く環境の変化がどうなっていくのか、また愛荘町を訪れていただいている観光客の分析もしていけないかん、そういうような中で愛荘町の観光の課題を抽出していくのかというように思っております。

したがって、その点、経済効果も必要になってまいります。ですから、観光推進のあり方といたしましては、行政あるいは企業団体あるいは町民の役割としてどう

いうべきかということも奥深く入っていくべきかなというような観光振興計画の中では思っております。

それと、これも回答はいいということでしたんですが、愛知川宿再生の中の中山道を自動車を規制すればどうかというようなお話もあったかなと思うのですが、私が愛荘町へ寄せていただいた時に、中山道宿場祭り、あるいは66かまど祭りをやっているわけなんですけれども、何と云うのですか、草津市とか、あるいは旧の山東町の宿場祭りはすべて街道沿いでやっております。

なぜ、愛荘町ではそれができないのかということをごん言ったんですけれども、それにつきましてはなかなか地元も、もし救急事態が発生した時に車が入れないじゃないとか、あるいは車の対応ができないとか、そういった話があったわけなんですけれども、それは十分に公安委員会を話をすれば通ずることではないのかなと、また緊急事態が生じた場合は、当然車を規制していても救急車は入れるわけですから、そういうようなことは何とかできないじゃないかなということをごん言ってききましたけれども、なかなか現実になっておりませんので、私も一辺そうしたことも踏まえながら、中山道で、宿場祭りは中山道でやっているわけなんですけれども、66かまど祭りも中山道でできないのかなというような実は最初から考え方をもっております。

それらをやって、県外に仮に発信していったとしても今の定点でやっています66かまど祭りだけでは、なかなか内容的にクリアできないのじゃないかなということも思っておりますので、そうしたことも関係団体とも協議させていただきながら前向きな検討をしていきたいというように思っております。

その他につきましては関係課がお答えさせていただきます。

○議長（吉岡 糸子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） ご先ほどご質問のありました観光客の動向調査ということでございますけれども、毎年、入り込み客数を調べております中で、やはり歴史博物館そして組織的観光、その他、また祭り、サイキ、イベントというふうな、当町においては入り込み客の方がそれぞれの目的で来町されております。

その中で、やはり歴史または博物館というところにつきましては、やはり全体の60%、それは先ほどおっしゃっていただきました平成18年もやはり60%がやはり歴史と博物館を目的に来町されているということには結果として出ております。以上で報告とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 2番、西澤桂一君。

○2番（西澤桂一君） 今、お答えいただきました。それで、その中で感じましたのは、歴史そしてそういう博物館等、そういう機能といいますか、そういうところを目的にした、要するに来町者が非常に多い、60%でしたか、というお話だったんですが、それならば、そこに焦点を当てた観光に重点を置いていくべきではないのかと、そんな疑問が今でましたのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 議員ご指摘のとおり、やはりこういう実績が出ております以上、やはりそういう歴史的なものも新たに掘り出してきて、また対応していきたい。またその今言います観光振興計画の各策定委員の中にも、やはりそういうようなことも項目にあげさせていただきまして対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○2番（西澤桂一君） 終わります。

---

◇ 河村善一君

○議長（吉岡糸ミ子君） 続きまして、7番、河村善一君。

〔7番 河村善一君登壇〕

○7番（河村善一君） 7番、河村善一、一般質問を行います。

第1点、防災についてお尋ねいたします。

最近、愛荘町では火災が連続して起きております。また、もうすぐ台風の時期となり、昨年のような愛荘町に避難勧告が出る事態が来るかもしれません。地震も忘れたころにやってくる、いつ起きるかもしれません。そういう意味で、防災の準備は緊急性が求められ、不断の準備が必要です。そこで次の何点かについて質問いたします。

第1点、ここ近年、消防詰所においてあった発電機が盗難にあう事件が何件ありました。消防詰所は火事が起きた時にすぐに出動できるようにと、カギを掛けずにシャッターが閉めてありました。そんな時、何者かに消防詰所のシャッターが開けられ、発電機が盗まれました。今年の4月、盗難にあった発電機を購入するために、町に何らかの補助金をお願いしようと総務課にいったところ、前年度の申請で上げられていないのでだめだとの返事であったと聞いております。しかし、緊急性が高く必要なものは、特に盗難にあったり、不慮の事故で壊れた時などは特別に認めてもいいのでは

ないかと考えますが、町の見解を求めたいと思います。

第2点、備蓄用の水についてですが、約3年おきに交換しなければなりません。現在自治会で保管されている備蓄用水は3年おきの交換となっており、相当な負担となります。また、どの水がよいのか、そのノウハウも自治会でもっていないのが現状です。自治会の備蓄方法、経費のかからない方法について、町はもっと自治会に情報提供し指導してもらいたいと思っております。その前に、自治会で水を保管する必要があるのでしょうか。自治会では別の必要なものを準備をした方がいいのではありませんか。町と自治会の役割分担を明確にし、自治会にしてもらうべき必要事項を明確にした方がいいのではないかと考えます。その点についてお尋ねいたします。

第3点、火災があった時、近所の協力が必要なことは今まで報じられてきたところでございます。最近、近所付き合いが疎遠になりつつある中で、防災はみんなの協力なくてはできません。日頃の訓練で安否確認をしておく、実際に起こった場合にも大変役立つと思われまます。その意味で、自治会の防災訓練を年1回以上実施してもらうようお願いすべきではないかと考えますが、どう考えられているかお尋ねしたいと思っております。

第2点、学校教育の現状と改善に向けてお尋ねいたします。

先日、町民の方が愛荘町の学校教育はどうなっているのか心配でならないと言って来られました。その話を聞きながら、学校教育の現状と改善に向けた取り組みについて、教育長に質問いたします。

第1点、ある中学校で学級崩壊をしているクラスがあると聞いています。学級崩壊しているクラスでは授業ができず、学力はつきません。その現状と改善に向けた取り組みについて、どうされているか見解を求めます。

第2点、中学生の親の中で愛荘町の中学校を希望せず、中高一貫教育の中学を希望する人が多いと聞きます。ここ近年、町外の中学校を希望される方の増減は例年に比べてどうですか。もし多い傾向にあるならば、公教育の見直しが求められていると思っておりますが、見解を求めます。

第3点、教育長は五愛十心を掲げられています。各学校の教育目標の中にもそれを尊重し、掲げられています。しかし、どれだけ実践されているのでしょうか。五愛十心の言葉だけが一人歩きしているのではありませんか。率直に言って五愛十心をそらる人はいないと思っております。そこから具体的な人間像が浮かび上がってはきません。

具体的に言って、どんな子ども、大人を求めておられるのか。高潔な人を求めているのかわかりません。それ以上に、五愛十心の中の1つでも自分の言葉として実践し、座右の銘として生きることを薦めることが大切なのではないでしょうか。

教育長が五愛十心で理想とする小学校・中学校を目指し、教育していることを求めますが、議員はじめ町民に納得してもらえる言葉で話していただければと思いますが、見解を求めたいと思います。

第3点、町のホームページでの情報公開とフェイスブックの活用についてお尋ねいたします。

私は毎日愛荘町のホームページを開いて見えています。全ページの隅々まで見ているわけではありませんが、何点かについて質問したいと思います。

第1、ホームページは今月の出来事の写真とニュースが長期間、5月14日の記事と写真が載っております。その他、随所に数年前の記事、議事録が載っています。もっともっと最近のものがいっぱいあるはずですが。インターネットは最新の写真記事が求められています。印刷物の「広報あいしょう」ならば致し方ないと思いますが、インターネットではスピード感をもって載せてもらいたいと考えますが、答弁を求めます。

第2点、愛荘町の自治基本条例（情報の整備、公開および提供）の項では、第20条ですが、町は施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、町民・事業者等にわかりやすく説明する責任を有する。2、町は町民の知る権利を保障し、町政への参画を促進するため、必要な町政情報を積極的に提供するものとする。3、町は町民・事業者等との情報の共有および相互理解を深めるための環境づくりに努めるもの」として載っております。

ホームページの中に町議会議員の名前・住所は掲載されていますが、教育委員とか町が委嘱して審議会・委員会等の委員の名前を確認しようとしても掲載されておられません。審議会の議事録が掲載されているのを見てみると、最近のものはほとんどなく、数年前のものが多いです。これでは、条例の情報の共有および相互理解を深めるための環境づくりに努める精神に反するのではありませんか、答弁を求めたいと思います。

第3点、最近情報発信の手段としてフェイスブックが活用されています。町はもっとアピールする手段としてフェイスブックを活用し、町の取り組みを紹介していくべ

きだと提案しますが、そのことについて答弁を求めたいと思います。以上、一般質問といたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

**○教育長（藤野智誠君）** 河村議員のご質問のうち、2点目の学校教育の現状と改善に向けてについてお答えをいたします。

まず、いわゆる学級崩壊の状況ですが、昨年度の途中から、町内の2つの小学校において、一部の学級がうまく機能しない状況が見られました。両校とも学級担任と担任以外の教師がペアで授業をしたり、担任以外の教師が特定の教科の授業を担当したりするなど、全校体制で学級を支えて児童の学習活動適切に実施できるよう努めてきたところであります。学級崩壊という状況は教師の指導のあり方、子どもの人間関係の変化、家庭環境など複合的な要因が積み重なって起こるもので、問題解決の特効薬はありませんが、学校では次の3点に重点を置いて学級経営を進めております。

まず1点目は、学習や生活の規律づくりです。温かい人間関係の中にも全教員が統一して「だめなことはだめ」というメリハリのある指導を徹底させるようにしています。2点目は、わかる授業づくりです。すべての児童がわかった、できたという喜びを感じられるよう日々の授業の準備に取り組んでいます。

3点目は自己有用感です。自分が人のために役立ち、必要とされているという思いを持たせる活動を、係活動や授業の中で工夫をしています。こうした指導に加え、各学校では児童の特性や人間関係に配慮した学級替えや学級担任替えを毎年行っており、現在のところ、各小学校とも落ち着いた学習環境を実現しております。

次に、県立や私立の中学校への進学数ですが、過去3ヵ年の状況を見ますと、秦荘中学校では0名、3名、2名、愛知中学校では3名、8名、17名と、愛知中学校で増える傾向にあります。県立や私立の中学校では、中高一貫教育や系列高校・大学への進学など地元の中学校とは異なる特徴をPRしており、そうした中学校を選択する理由は様々であります。

また、公教育とは国・公・私立すべての学校で行われる公的な制度に則った教育全般を指すものでありまして、こうした中学校の選択の広がりから、公教育そのものを見直すということは求められているとそんなふうには考えておりません。

次に、五愛十心の実践についてですが、五愛十心は実践目標ではなく、実践の土台

となる教育理念であります。各校園の経営管理計画には、独自の表現で織り込まれております。そうした計画のもと、各校園では具体的な実践を工夫しており、五愛十心の暗唱よりも、その理念が教育活動に生きることこそ重要であると考えております。

また、五愛十心の理念については、町主催の様々な集会で開設冊子を配付してお伝えしているところであります。どの部分を座右の銘にするかについては、聞き手の皆さまのご判断にお任せするところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、河村議員のご質問のうち、防災につきましてお答えいたします。

まず、1点目の緊急性が高く必要なものの取り扱いについてお答えいたします。消防・防災等にかかる補助金としましては、消防防災交付金・補助金またコミュニティ助成事業の中で、地域防災組織育成事業として、各自治会への消防・防災にかかる助成を行っております。

消防・防災等にかかる防災設備や消防設備事業について各自治会から要望された事業補助の財源確保を行った上で、翌年度に事業実施いただき助成を行っておりますが、消火栓器具や小型動力ポンプ、自衛消防団の活動にかかる安全装備品や消防器具等の緊急性を要するものについては、破損や古くなり使用できなくなった場合、早急な対応が必要なため、自治会から相談があった場合は緊急対応を行っております。

ご質問の発電機の補助につきましては、自主防災組織資機材整備での補助となっております。各自治会で自治防災組織を設置いただいた時、1回限りの補助となっております。しかし、自主防災組織の設立については10年を経過する自治会もあり、設立時に購入された資機材の耐用年数や破損などにより、購入が必要な場合が出てきます。今後、自衛消防・自治防災については、迅速な災害応急対策の第一歩であり、昨今の防災意識の高揚とニーズに合わせ、柔軟な対応をしなければなりません。

このことから、早急に各自治会で自主防災資機材の購入にかかる意向調査をし、必要に応じ、新たな補助制度の創出や補助要綱の見直しを行い、緊急性を要するものについての防災用資機材の購入支援を行います。

続きまして、2点目の町と自治会の役割分担についてお答えします。非常用飲料水の必要量は一人1日3リットルと言われております。また、備蓄用の水の保管方法に

については、日陰の風通しの良い場所で保管し、保存期限が過ぎた場合は適時処分をお願いしております。保存期限については現在3年とされるものが多くありますが、長時間備蓄可能なものとしまして7年間保存できる飲料水も販売されております。

自治会での災害用備蓄品の保管については、公民館などに1ヵ所で保管されている場合、備蓄スペース、水や食料等については保存期限に伴う交換や管理、備蓄する場所の安全管理も含め容易ではないと考えます。そこで、もし自治会内で点在した施設等ありましたら、分散して保管いただくこと、また自治会各世帯に配付し、保管いただくことも災害時に大変有効な手段となり、自治会で保管いただくことは災害時に物資の円滑な提供をする上で必要な取り組みであると考えます。

大規模災害において、救援物資が届かない場合、町の備蓄品に加え、集落が各世帯で普段から非常食を備蓄いただければ、より安心できるものと考えます。今後防災知識の啓発とともに、非常用飲料水をはじめ、災害用備蓄品等についての備えについても広報紙やホームページ、チラシの作成などにより情報の提供に努めてまいりたいと考えます。

続きまして、3点目の自治会の防災訓練についてお答えします。町では秋と春の火災予防週間に合わせて自治会、消防団と連携を図り、防災訓練を実施しています。訓練の内容としましては、消火訓練だけでなく、開始直後に避難誘導訓練も実施し、各組長さんに点呼いただく安否確認も合わせて実施いただいております。

そのほか、各自治会での訓練が行われており、要請があった時には常備消防や町消防団が初期消火訓練や応急救護訓練、図上訓練の指導を行っております。昨年の秋にはメイタウン島川で防火訓練を実施し、消火訓練を行ったところ、ほとんどの家庭で消火器を備えつけておられないことがわかりました。この訓練を契機に自治会から消火器を購入したいと相談があり、防火意識の向上が目に見えて現れたようでした。

このようなことから、今後さらに自治会と連携を図り、常備消防や町消防団の協力を得ながら、年1回の防災訓練を行っていただけるよう、積極的な啓発に取り組んでまいりたいと考えます。以上答弁いたします。

○議長（吉岡 糸ミ子君） 総合政策部長。

〔総合政策部長 林 定信君登壇〕

○総合政策部長（林 定信君） それでは、私から河村議員のご質問のうち、3点目、町のホームページでの情報公開とフェイスブックの活用についてお答えいたします。

まず、1つ目、ホームページに最新の記事が載っていないということについてお答えいたします。情報発信技術の発展に伴いまして、インターネットを中心としたネットワーク環境はめまぐるしく変化をし続けておりまして、このような状況におきまして、行政の情報発信の1つの手段としてのホームページは定着したと言えます。単なる広報的な役割ではなく、情報公開や発信あるいは災害情報の伝達手段としての役割を果たしております。

愛荘町のホームページは災害情報のように即時性の高いものにつきましては迅速な対応としておりますが、町の話題や広報、情報公開などは一定の掲載期間を設定して、定期的な更新、月に2回程度になります。とさせていただきます。しかしながら、結果的に一部、長期の掲載になっておる記事もございますし、また議員ご指摘のとおり、一部古い情報も残っております。今後、古い記事や情報のチェックに努めまして、旬を過ぎた記事が残らないように留意してまいりたいと考えます。また、過去の情報などは整合性を図りながら、整理をさせていただきたいと考えております。役に立つ魅力的なホームページづくりに努めますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目の自治基本条例の情報の整備、公開および提供についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、ホームページ審議会・協議会報告のページについては、未掲載のものや更新がなされていない状況でございます。附属機関等の委員や会議資料、会議録については自治基本条例および愛荘町附属機関等の会議の公開等に関する要綱に基づき公開することとされております。このことから、昨年度より各課ホームページ担当職員を定めているところです。今後においては適切な掲載を行うよう、徹底してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、3点目、フェイスブックの活用についてお答えします。フェイスブックの活用についてはスマートフォンの普及により、誰もが簡単に利用できる新たな情報発信の媒体として注目され、近年多くの自治体で導入されております。現在、本町愛荘町におきましても、愛荘町公式フェイスブックの開設準備を進めております。観光情報や特産品、災害情報など即時性の高いものを中心に、ホームページとの一定の差別化を図りながら発信していくことを考えております。

また、町のフェイスブックの導入に伴い、今後、町内諸団体へのフェイスブック利用を促進を図り、町全体で愛荘町の魅力を発信する新たなネットワーク、グループ登

録なども調整してまいりたいと考えております。このことで拡散性が非常に高いというフェイスブックの特徴が更に強化されるものと期待しております。以上、答弁いたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） 答弁いただいた順番で、お尋ねしていきたいと思います。

学校の現状、学級崩壊、学校の先生方も努力されていることは認めます。現状はやはり教育長も認識されておられたと思うのですが、厳しい状況であることは間違いないだろうと。もっとやはり、PTAあるいは町民の皆さんにご理解をいただきながらご協力をもらえるものはご協力をいただく。何やこんな状態になっているんやないかと言って、ちょっと説明したら、びっくりされるのが現状であります。だから、そういうようなこと、第1点はやはりもっと現状はこういうことにあるということは何らかの形で、悪い事ばかりを発信せよということではありませんよ。家庭教育が必要だと私は思っているんです。親教育が必要だと思っているんです。そういうことをやはり発信していくべきだと私は思うのです。だから、学校教育とともに親教育、あるいは家庭教育をどのように考えておられるか、今後そのことについて、私は暗にそういうことを踏まえた形で質問したつもりですけれども、そのことについてご答弁を求めておきたいと思います。

次に、防災についてであります。確かに防災訓練されていると思いますし、熱心に担当の自主消防団の方はやっておられる。それで、各自治会で自分の集落でも考えているんですけれども、やはり自治会長がトップとなって計画を立てていることが多いので、やはり自治会長と町の防災計画との詰め合わせ、詰めというものは各自治会でも10年計画の防災計画をどのように立てていくかということも話し合いが必要だろうと思うのです。できることはやりましょうということの予算をつけられた時に、備蓄を買うとかいうことになってしまっているんですけれども、やはり計画的なことを考え、それと高齢者の安否確認とかいうのは今後、防災が起こった時だけでなく、やっぱり1年に1回でも訓練をしていると、あそこの家はどうだったという、すぐ対応できることが実際に起こるじゃないか。名前がわからなくても誰かおられるということは現実に起こりますので、そういうことはやはり求めておきたいというふうに思います。

そのことについて自治会長あるいは自治会の担当者との話し合いの場というものは、

環境なら環境対策課だけ集めて会議をさるじゃないですか、だから、防災だったら防災計画についての、町の防災計画の担当者に自治会の担当者の会議とえば、こういうことを町は考えているから、徹底してくれというようなこともあっていいのではないかとことを思っていますので、求めたいと思います。

第3点目、ホームページのことですけれども、町長は毎日見られているかどうかはわかりませんが、町長の5月14日の愛荘館での起工式の写真、まだ載っているんです、今日も。1ヵ月経ってこれ、町これしかやっていないのかいなということになってしまうので、私言っているのですが、やはり毎日写真ぐらい替えてもいいんじゃないですかと、私はフェイスブックで事務所もやっているんですけれども、前は毎日やっていたんだけどちょっとしんどくなったので、何かある時に写真を載せるという状態ですが、1枚の写真でいいわけですから、こんなことをやっていると、町長は先日彦愛犬の行政の会議、その時の写真を、こういう会議に出ています、今こういうことが通りましたというようなことは、ちょっとした言葉を載せるべきだと。町のホームページが難しいんだったら、私はフェイスブックで簡単に発信して、町長がどこかに行きました。こんな会議に出ています、こんな会議をやっていますということは、村西町長の方はもっと好きで発信していたけれども、発信されたらいいと思うのです。

悪い事ばかりでなくて、こんなことを頑張っていますよというアピールを出さないと、トップがやはり元気ないと、町民やっぱり元気がないと思うので、やはりそういう発信をしてもらいたいと私は思っています。これはちょっと簡単なことですが、中日新聞の4月12日に「大津観光いいね」でフェイスブックで新しいページをつくりましたというところがあるわけです。あるいは特化された、もフェイスブックを起こされていますけれども、とにかく見ているわけです。だから、こんなことをされている、ああこんなことに興味を持って活動されているなということは、それによって知ることができる、文書だけでなくてそういうのは、今の若者はやっぱりそういうようなものを求めているのではないかなと。確かにパソコンできない人もおられるから、私は広報あいしょうとか、そういうものは必要だと思っていますし、そういう必要性がある。

ただ、もう1つ言っておきたいのは、今度議会だよりで選挙人の委員の名前が載りまして、あれで初めて知った人というのはいるわけです。議会だよりのそういうこ

とは、議会で決議したけれども、どこかでやっぱり紹介しておかないといけない。議会だよりで初めて知ったというのはおかしいのではないかと思うので、やはりどこかでそういうようなものを知る、あるいは名前だけでも知るとかいう部分があっても、あるいは議会で議決求めて名前が決まったんだったら、どこかで紹介するということが最低限あっていい。教育委員は今誰がされているかというのは私は知っていますけれども、知っている町民は少ないと思いますよ。1人は知っているかもしれないけれども、4人全部知っている人はおられないのではないですか。だから、名前までご存じでない。誰にそのことを言えばいいのかと言ったら、教育の人になっていないというように思いますので、もっとやはりそういう委員の方、あるいは他のことの委員の方、誰がなっておられるか、私自身もあんまり調べるにもインターネットの愛荘町のホームページの中でも探せない。検索してもわかってこない。これではやはり、愛荘の検索の中でどこかでひっかかってくるのならいいのですけれども、どこも調べることができない。これは何とかしてほしいというように思っておりますので、答弁を求めたいと思います。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** ありがとうございます。ホームページの更新につきまして議員ご指摘のとおりやと思います。私も愛荘町のホームページを見させてもらっていますが、いつまでも私の顔が出てあんまり芳しくないのかなと思っております。

併せまして、いろいろな情報を住民さんに発信できる、いわゆる先ほど議員申されましたように、自治基本条例の精神もございまして、また昨年各ホームページ担当者を各課に配置をいたしましたので、そうしたものを十分に活用しながら、今何を発信していくべきということを再度各課で認識させていただきまして、今後ホームページの更新またフェイスブックを今度つくるような予定もしておりますので、そこら辺で会員情報等、ランダムに発信できるような体制をとらせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育長。

**○教育長（藤野智誠君）** 再質問にお答えをいたします。

確かに、子どもたちが集団で生活をしておりますと、学級、学校、学年全体の中で厳しい状況、特別な状況というのは発生するものであります。厳しい状況が発生しました時には校長名で全保護者にその事実をお伝えして、「学校としてはこのように取り

組んでいきますのでご協力ください」というものを発信させていただいております。ご指摘のように、家庭教育を中心として対応を必要とする場合は、学級の懇談会、もしくは学年の懇談会、学校全体ということで、それぞれの集団にお集まりをいただいて、そこで説明し、家庭の中でもこのようにしてご協力いただきたいという、一体化して取り組んでいく、そういったことをやらせていただいております。

また、内容によりましては、少年補導員の皆さんにも学校にお入りいただいて現実を見ていただく。民生児童委員の皆さんにもお入りいただいて見ていただき、また個々の子どもたちの状況を家庭と結んでいただく。また福祉の関係もメンバーにもお入りいただいて連携を図る。そしてまた教育委員会そして、この議会の教育民生常任委員会の皆さんにも現状を見ていただくと、そういったことを繰り返しながら進めていく、対応していきたいと思っております。

○議長（吉岡 糸子君） 総務部長。

○総務部長（中村 治史君） 議員の方から、町の地域防災計画の説明会といったものということで、正しくしなければいけないというふうに思っています。昨年、台風 18 号の際に現実的に避難勧告、避難指示と言ったものを真夜中に発令いたしました。そのことから、昨年台風 18 号の時の時系列で整理したペーパーを 10 月に開催した区長会で配付させていただいております。概ね 10 分間隔か、それぐらいのいわゆる愛知川の水位、そして水量そういった情報も流しています。昨年の台風 18 号の際には、この辺はさほどの雨量はなかったんですが、ダムの上流で相当な雨量があったということで、そういったこともやはり必要な情報として現実がありましたので、そういった情報をやはりきちんとお知らせできるようにしていきたいと思っておりますし、現在の地域防災計画につきまして県の方に今協議をしているのですが、それが終わりましたら、もうまた台風のシーズンにもなりますので、そういったことにつきましては積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

併せて、高齢者の安否確認につきましても町内で連携を図りながら、現実には高齢者率が高い現状にあるということで、現実的な対応がやはり必要になるといった形でそういった説明も、取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉岡 糸子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） ホームページにつきましては町長答弁ございました

ように、更新に努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

フェイスブックにつきましては昨年来、検討を続けておったものでございまして、幸い、既存のシステムを、町のシステムを若干手を加えるだけで動かせるということでもございまして、ガイドラインとか利用にあたっての容量とかを現在定めさせていただきました。今検討しておりますのは、ホームページよりもさらにフェイスブックというのはフレッシュな情報を要求されるものでございますので、しょっちゅう情報発信しなければならないと。それをどういう形で、1人ではとても無理なんで、複数人数で発信していく、その体制づくりとかを、その辺を少し内部で調整しておりますので、そう時間はかからないと思いますので、近々運用の開始ができるものと思っています。フェイスブックにつきましてはもう若者だけではない、いろいろな方が使えるような情報発信媒体となってきましたので、できるだけ早く早期に運用開始をしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） 再質問でよろしいですか。1点だけちょっと確認しておきたいと思っております。このホームページの審議会の、答弁いただいた中で、今後について適正な掲載を行うよう徹底を図りますとありましたが、これは具体的に何月というのは明言できますか。今何月というのが、1年後でも2年後でもかかるので、具体的に何月頃を目指しておられるのか。あるいはやはり、それを目標にされるのか、ホームページの審議会の報告の掲載、そのことの具体的な答弁だけ求めておきたい。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 今、具体的な時期というのは何ですけれども、この事務につきましては総務課の方で収集していただいておりますので、できるだけ早くそういうことができるように、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） それでは、暫時休憩いたします。

再開は1時半からとさせていただきますけれども、その間、議会運営会を開きたいので、それがちょっと延びたら延びるかもわかりませんが、一応再開は1時30分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後12時11分

再開 午後 1時30分

○議長（吉岡系ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 辰己 保一君

○議長（吉岡系ミ子君） 13番、辰己 保一君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保、一般質問を行います。

まずはじめに、子ども子育て支援新制度について質問を行います。

2015年から消費税増税と抱き合わせでの本格実施を目指しています。そこで、消費税はこの4月から8%に増税されました。増税の目的は社会保障の財源です。しかし、消費税増税5兆円の1割、5,000億円しか社会保障に回していません。それどころから、これから質問する子ども子育て支援新制度は社会保障の充実どころか、若い世帯に大きな負担を押し付けるものです。子育てがしやすい若い世帯を支援する制度にするため、また保育関係者や地方自治体の担当者からも拙速な実施の中止を求める声が上がっているわけです。

本町も来年4月実施に向けた取り組みに対し、大変な事務、そうしたものが求められて、その大変さが際立ってきているわけです。ですから、私はまず、本町として、この新制度の実施、これを中止もしくは延期の声をあげて、まず担当課の所見を伺っておきます。

現在の保育制度は憲法25条の生存権を基に、児童福祉法2条の国および地方公共団体の児童健全育成責任を踏まえ、公的保育制度として基本構想示しています。その1つに、保育に欠ける子どもに対して保育所に入所させ、保育を行う義務があります。愛荘町の保育実施義務は子どもの保育を受ける権利保障を意味します。2つ目は、保護者は保育所を選択し、選んだ保育機関の保育を保育所において保障をされるということ。3つ目は、保育は全国一律の保育所の設備と運営の最低基準以上の条件を整備して行われるということ。4つ目は、運営に関する費用すなわち保育所運営費は、公費負担を原則としているということです。公費助成により、最低基準は維持されることとなります。最後に、5つ目は保育料は愛荘町が定め、徴収します。滞納した場合でも子どもの保育は継続されるということです。これが現制度の公的保育の状況です。

そこで、新制度では、こうした公的保育制度がどのように変わり、愛荘町にどのように対応を求められてくるのか。そのことについて問いかけ、答弁を求めてお

きます。

新制度における国の考え方は、当初児童福祉法第24条による愛荘町の保育実施義務を全面削除しようと考えていました。しかし、国民の不安や反対の声により、同上を残すことができたわけです。新制度においても、愛荘町の実施責任は変わりませんが、愛荘町の責任があいまいになることも、またこれは事実です。新制度では子ども子育て支援法第42条に基づき、保護者の入所申請を受けて利用・調整・斡旋・要請を行うことになります。現制度で保育を必要とする子どもとの区分けがありましたが、新制度では保育を必要とする子どもも必要としない3歳以上の子どもも、入所の申し込みをすると、できるということがされたわけです。

これらから、新制度でも保護者の申し込みを受けて、愛荘町の責任で利用・調整等により入所施設が決まるかのように受け取れるわけですが、それでは保護者は大変な、愛荘町は行政指導を行うだけで、申請者自らが施設・事業を決めるというふうに変化がしてくるんだということでもあります。

そこで、質問します。支援法第42条に基づき、利用・調整・斡旋・要請をどのようにとらせ、事業実施をどのように行っているのかをお尋ねしておきます。また、申請者が利用・事業を決められなかった場合は、どのような支援を行おうと考えているのかもお尋ねを申し上げておきます。

愛荘町は各保育園の定員を増員しても、なお待機児童が存在しています。本年の4月現在でも確か17名というふうに公表をされています。私は新政策においても待機児童が増えると推察していますが、支援事業計画では待機児童をどのように解消するのか、その構想についてお尋ねをしておきます。

学童保育において条例化を行わなければならない、このようになってきました。条例化に際し、現在で実施している支援等を含めて学童保育の目的を明確にし、放課後子ども教室と区別すること、子どもの保育を受ける権利と本町の責任を明確にすること、施設を必要とする事業であること、生活施設にふさわしい施設・設備を設けること、保護者会との連携を確立することを条例によって、明確化することを提案しますが、答弁を求めておきます。

次に、木造住宅耐震化支援制度について質問を行います。

本町は昭和56年5月31日以前に着工され完成している木造軸組工法の2階建て以下で、延べ面積300㎡以下の木造住宅を対象に、木造住宅耐震診断員派遣事業を実

施しています。耐震診断員派遣事業委託料は毎年度 30 万円を当初予算で見込んでいますが、平成 23 年度実績は 7 件、21 万円であり、24 年度実績は 3 件、9 万円でありました。木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金を考察すると、23 年・24 年度当初予算では 135 万円も見込み、24 年度には新規としてシェルター補助金を計上しています。25・26 年度当初予算では耐震改修補助金に 65 万円、耐震・シェルター補助金に 20 万円と予算が分けられています。26 年度当初予算にあたって耐震診断による耐震補強案作成事業費を 54 万円計上されています。そのことは 26 年度になって木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金の執行が行われると推察していますが、これについて実績を、考え方を、答弁をいただいております。

町は改修事業補助金を補助対象工事区分に応じて、20 万円・30 万円・50 万円と補助限度額を設けています。しかし、改修事業補助金の執行実績はありません。今日までのこうした実績がなかった要因についても答弁を求めておきます。

佐藤慶一教授は、住宅・土地統計調査から見る住宅耐震化のすう勢を分析され、持ち家住宅の耐震診断結果を見ると、1981 年（昭和 56 年）の建築基準法改正以降でも耐震性能が不足している比率が高い場合があることを指摘しています。また、東京大学の研究者が、平成初期に建設された木造住宅であっても、耐震強度に問題があるものが 1 割ぐらひはあると指摘しています。建築基準法は阪神大震災の教訓をもとに、平成 12 年に再度、建築基準法の大改正が行われました。今日までの木造住宅耐震化支援事業を昭和 56 年 5 月 30 日以前の対象物件から平成 12 年度着工分の木造住宅まで拡大することを求め、答弁を求めておきます。

3 番目に憲法の解釈改憲すなわち集団的自衛権の行使、そして原発再稼働への動きについて、町長の所見を伺います。

安倍首相を先頭に自民党は、憲法改正手続きを踏まないで、解釈改憲によって集団的自衛権の行使が行われる国づくりへと暴走を行っています。戦後 69 年を迎える我が国が一度も戦争を行わずにきたのは憲法 9 条を持っていた、この事実であります。この憲法 9 条の精神は東南アジア諸国連合が紛争を戦争にしない協約を結び、その憲法 9 条が生かされています。ベトナムは中国の挑発に対し、この協約にしたがって冷静な対応を行うよう頑張っています。国際法や外交交渉の平和的解決に努力をしているわけです。ただ、中国が南シナ海や尖閣諸島などへの挑発行為を行い、誤った行動を続ければ、国際社会からの信頼はなくなり孤立していくでしょう。東アジア諸国連

動のその精神は中南米カリブ海にも波及しています。平和の地域共同機構へ発展し、世界人口の72%が参加する巨大な流れになっていること、そのことを私は皆さんに強く訴え、認識をもっていただきたいと、このように思うわけです。

日本共産党は、憲法9条を持つ国として、再び戦争を起こさない地域の共同体をつくるため、北東アジア平和協力構想を示し、その輪を広げるために奮闘しているところです。

軍事同盟は仮想敵国をつくって正当化させているだけです。歴史と向き合ってこそ近隣諸国との信頼関係を構築することができるわけです。今、私たちは憲法9条をしっかり守る国であることを海外に示すことで紛争を戦争にしない。世界秩序のあり方を提唱することも生きたものとなってくるわけです。

町長、安倍首相の憲法9条の解釈変更だけで集団的自衛権の行使を実施しようと考えていることへの所見を伺っておきます。

次に、原発問題についても所見を伺います。大飯原発3・4号機の運転差し止めを求めた仮処分申請に対して、5月21日、福井地方裁判所は想定を超える地震により、放射能を外部に放逐する過酷事故に至り、住民らに甚大な被害をもたらす具体的危険性があると、原発再稼働の差し止めを命じました。

福井県にある原発が過酷な事故を起こした場合、本町の森林および地下水への影響は、私たちの想定を超える被害をつくり出す、こうした恐れがあるわけです。私たちもこうした不安を抱きながら、生活を余儀なくされてくるわけです。原発が停止していても、核のゴミは存在し、処理することが困難です。そのような危険な原発再稼働を辞めさせ、自然エネルギー、再生可能エネルギーに全面的にギアチェンジすべきです。全国で争っている原発差し止め訴訟が福井地裁判決と同様の判決で受け尽くされるように世論を後押しすることが今必要かと私は考えています。

そこで、町長にも福井地裁判決を受けての所見を伺っておきます。

以上、質問といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

**○町長（宇野一雄君）** それでは、辰己議員のご質問にお答えいたします。

木造住宅耐震化支援制度と憲法の解釈改憲、原発再稼働への動きによる所見についてでございますが、まず、木造住宅耐震化支援制度についてのご質問のうち、支援制

度の普及・浸透度・実績からの分析・評価についての見解についてお答えをいたします。

国の防災会議におきまして、地震による被害軽減対策の中でも死者数軽減の最も効果的なものは建築物の耐震化であると指摘し、病院等の大規模建築物の耐震化目標を平成27年度までに耐震化率を90%と設定、さらに住宅については新成長戦略（平成22年6月の閣議決定）、住生活基本計画（平成23年3月の閣議決定）、日本再生戦略（平成24年7月の閣議決定）において、平成32年度までに95%と設定されております。

愛荘町におきましては、旧町時代より、耐震診断予算は計上いたしておきまして、平成20年度には愛荘町耐震改修促進計画を策定し、耐震改修にかかる年度目標を定めたところでございます。議員ご指摘のとおり、木造住宅耐震・バリアフリー改修工事は合併以来、1件の実績であります。また、耐震診断員派遣事業につきましては、平成22年度5件、平成23年度7件、平成24年度3件、平成25年度4件と申請も少ない状況となっております。

こうしたことから、町といたしましては、毎年広報による掲載や防災無線による啓発を行い、住民に呼びかけをいたしておりますが、改修工事に関する申請は伸びない状況でございます。

その要因として考えられますことは、300万円以上の耐震改修工事に対し、補助金が50万円と少ないことにより、個人負担が大きいことが要因でないかと考えております。ちなみに、1件の実績がございます木造住宅耐震・バリアフリー改修工事の工事費でございますが、約440万円かかっております。

平成26年度から、国は耐震改修工事の費用が不明であることから、耐震補強案作成事業を制度化し、耐震改修工事にかかる費用積算も補助対象といたしました。このようなことから、当町においても新規事業として10件54万円を計上しているところでございます。今後は、自らの命や財産は自ら守るという啓発および知識の普及が必要でありますことから、町広報等で再度啓発を進めてまいりたいと存じます。

次に、支援制度を平成12年度着工分までに拡大を求めることについてでございますが、平成7年1月の阪神淡路大震災で、昭和56年以前に建築されました建物に大きな被害が発生しましたことから、木造住宅耐震診断員派遣事業や木造住宅耐震・バリアフリー改修事業も昭和56年5月31日以前に着工している住宅を対象としてお

ります。しかし、平成12年にはさらに建築基準法が改正され、木造住宅の基礎の寸法等の仕様・壁の配置に関する規定・筋かいの種類に応じた仕口の接合方法等が追加されております。

町といたしましては、需要の少ない昭和56年5月31日以前に着工されております住宅における耐震改修を、より一層進めていただくよう啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、金融機関に対しましては、耐震改修工事にかかる費用が多額になりますことから、低利融資制度の創設や協調融資制度ができないかなど、働きかけてまいりたいと思っております。

併せて、平成12年度以前分に対する耐震診断補助金などにつきましても、県に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、集団的自衛権の行使の動きについてと、福井地裁判決に対するそれぞれの所見をとのご質問にお答えいたします。なお、新聞やテレビ報道で知り得た範囲においてお答えすることをお許しいただきたいというように存じます。

まず、憲法9条の解釈改憲によります集団的自衛権の行使容認についてでございますが、憲法9条はこの条文のみで「第2章 戦争の放棄」を構成しております。もともと第二次世界大戦後の連合軍最高司令官の当時の元帥が、日本の新しい憲法について示されたもので、1つに限定的君主主義、1つに戦争放棄、1つに封建制度の廃止の3原則のうちの戦争の放棄に由来をいたしております。憲法第9条は、戦争の否定という絶対平和主義とも言えるような崇高な理想主義を掲げております。

そのようなもとの、現国会では憲法解釈の変更で、集団的自衛権の行使容認について議論が展開されております。集団的自衛権とは政府解釈によれば、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を阻止する権利であります。

これまで政府は、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限に留まるべきであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとされてきました。ところが、現在、政府はこの政府解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認しようとする方針を打ち出しております。

戦争と武力紛争、そして暴力の応酬が絶えることのない今日の国際社会におきまし

て、日本国民が全世界の国民とともに、恒久平和主義の憲法原理に即し、平和に生きる権利の実現を目指す意義は極めて重要であると認識をいたしております。

今日本では韓国との竹島、中国との尖閣諸島、ロシアとの北方領土問題が存在することは事実でございます。領土問題に関しましては、自国と相手国の主張や背景をしっかりと認識し、その上で実益の観点から大局的な判断を政府としてすることが肝要であり、平和的解決を望むところでございます。

一首長が言える立場ではありませんが、確かに領土問題など喫緊に対応すべき問題、例えば、離島などでの不法行為への対処、公海上での日本の民間船への襲撃対処などあるとは思いますが、私は安易に憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することはすべきでないというように思っております。

いずれにいたしましても、日本の平和を守るためにどうすべきか、国際貢献とは武力のみで平和的な解決が図れるのかなどを念頭に、国民が望む議論が十分になされ、すべての国民が平和に安心して過ごせることができる国家になるよう念じているところでございます。

次に、原発再稼働の差し止めによります福井地裁判決の所見についてでございますが、ご案内のとおり、東京電力福島第1原発事故後、福井県の住民が関西電力に運転差し止めを求めた訴訟で、福井地裁は本年5月21日、「現在、定期検査中の2基を運転してはならない」と命じ、再稼働を認めない判決を言い渡しました。福島事故後、原発の差し止めを認める判決は初めてであります。

振り返りますと、東日本大震災は地震大国日本に、想定外の地震はないという現実を突きつけました。判決はそれを踏まえ、大飯原発3・4号機について地震の際の冷却機能と放射性物質を閉じ込める構造に欠陥があると認め、原発の持つ本質的な危険性に楽観的すぎ、安全技術や設備は脆弱であると判断されたところであります。それを受け、関西電力は控訴し、上級審で改めて判断されます。このことから、万が一の場合にも、放射性物質の危険から、本町や国民を守るべき万全の措置や安全対策を講じられることが担保され、なし崩しに運転再開が図られないことを強く望み、今後の司法判断に委ね、その経過を注目してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、東北大震災により、安全神話が崩れ、東京電力福島第1原発事故が発生いたしました。いまだに生まれ育った地元に戻れない方々が多くおられます。この現状を見た時に、誰も、もう原子力発電所はいらないと思うのであるで

しょうし、私もそうは思っております。

また、一方では原子力発電所に関連した仕事を通じて生活をされてきた方々もおいでになります。また、判決文の全文を読んでおりませんので、詳細は承知いたしておりますませんが、大飯原発3・4号機について、地震の際の冷却機能と放射性物質を閉じ込める構造に欠陥があると認め、運転してはならないと命じ、再稼働を認めない判決を言い渡しております。

しかし、素人的に見て、原子力発電所を停止し、廃炉となった時、その核燃料は取り出す必要があると考えます。その時、核燃料の終末処理はどうなるのかの心配もあります。核燃料の終末処理の方策が見つからず、廃炉の状態でも核燃料を管理した場合、リスクもあり、相当の管理経費が嵩むことになるものではないかと考えます。

このようなことを考えた時、これ以上原子力発電所を増やすことは絶対に賛成はできませんが、廃炉による核燃料を安全管理する範囲内で原子力発電所に徹底的に安全対策を施し、稼働させるのもありかなと思うところもあります。そういうところはジレンマ、いわゆる両刀論法に陥っているところでもございます。

いずれにいたしましても、結論的には国の責任において、原子力発電所に替わる代替エネルギーを開発し、原子力に依存しないエネルギー政策を早期に打ち出すべきと考えております。

**○議長（吉岡あみ子君）** 住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長（川村節子君）** 辰己議員のご質問のうち、子ども子育て新制度への移行に伴う本町の取り組みの大変さを国に上げることが求めることについてお答えします。

子ども子育て支援新制度が平成27年度から実施されるため、今年秋には新制度での幼稚園・保育園の利用申し込みを実施することになることから、実施主体である全国の市町村は急ピッチで準備を進めているところでございます。新制度への移行に伴う制度設計について、現在国の子ども子育て会議で議論されており、段階的に決定されていることから、地方自治体はこの動向を注視しながら、準備を進めなければなりません。

議員ご指摘のとおり、新制度移行事務には大変苦慮いたしておりますが、子ども子育て支援新制度は質の高い教育・保育および地域子ども子育て支援事業を実施し、妊

娠、出産から育児までの切れ目のない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援する制度ですので、愛荘町の子育て世帯の皆さんが安心して子育てができ、愛荘町の子ども最善の利益をめざし、新制度への円滑な移行に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の現行の公的保育制度が、どのように変わり、愛荘町はどのように対応しようとしているかのご質問でございますが、受付や認定の手法は改正されますが、議員ご指摘の5点の基本構造は、そのまま受け継がれるものと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、支援法に基づく利用・調整・斡旋・要請をどのようにとらえ、事業実施をどのように行おうとしているのか、申請者が利用・事業を決められなかった場合、どのような支援を行おうとしているのかのご質問でございますが、新制度は保護者が幼児教育を希望されるか、保育を希望されるか、また保育を希望される場合、どのような形態を希望されるか等、個々の事情を把握し、ニーズにあった利用をしていただくため、保育コーディネーターを設置し、個々の相談に対応してまいりたいと考えております。

調整にあたっては、保育を必要とする事由、利用時間、希望する保育園、優先度により調整をし、場合によっては第1希望の園から第2希望の園に変更いただくなどの斡旋をしながら、調整をさせていただくこととなります。いずれにいたしましても、保育園だけでなく、幼稚園も含めた利用調整となりますので、ご理解いただきたいと思っております。

申請者が利用・事業を決められなかった場合や、待機児童の解消に向け子ども子育て支援事業計画でどのように位置づけるかでございますが、子ども子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画とは違い、量の見込みの確保方策を明記する必要があり、31年までの5ヵ年計画ではありますが、中間年である29年度までに目標を達成できる方策を盛り込まなければならないこととなっております。こうしたことから、幼稚園において預り保育や民間保育所の協力を得ながら、定員増を図るなど関係機関と協議の上、確保方策を打ち出していきたいと考えております。

次に、学童保育所に関わる条例化の取り組みについてでございますが、現在のところ、国において、放課後児童健全育成事業の設置および運営に関する基準が示された段階であり、準則等の提示がされていない状況でございますので、明確なお答えはで

きませんが、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所としてふさわしい環境を整備するため、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を定めていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能になるよう、支援を行う必要があると考えております。

また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより、児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブで補うことで、保護者が安心して子育てと就労を支えていくよう努めなければならないと考えております。こうした基本的な考え方の基に条例制定に向け取り組んでいきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、放課後子ども教室と区別することのご質問でございますが、愛荘町においては、従前から、生涯学習課所管の事業である放課後子ども教室とは切り離して学童保育事業を実施しており、引き続き同様の考え方で進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 13番、辰己 保一君。

**○13番（辰己 保君）** 再質問を行います。

憲法問題、最終的に最後のところで懸念を表明されました。原発問題についても懸念を表明されています。私はやはり、今の国際社会、特に平和の問題ではどのように動いているのかということ、本当にしっかりと見ていただきたい。確かに、テレビやらを見れば、中国がベトナムの漁船にぶつかって、そうした映像が流れている、それを尖閣諸島にあてはめられると、何かそういうことをされるのではないかと。当然、自衛隊機が軍用機に追尾されると、急接近されるということやら、確かに挑発的と言いますか、非常に我が国の防衛上そうした問題、確かに危険を感じるわけです。

しかし、国連加盟国のほとんどの地域が、その憲法9条の精神に沿った、そうした機構を、集団をつくり上げている。内部の国内問題については、いろいろな事情、事象を抱えている国であっても、紛争を戦争にしないという、そういう約束のもとで物事は動いているんだというような世界を、そのことをまず、私は改めて強調しておきたい。また皆さんもそういう目線で世界を見ると同時に、まだ当然挑発行為に対しては厳しい目を向けるべきだというふうに思っています。

また、原発問題についても、確かに町長が言われたように、廃炉にしていくためのリスクは高いです。その点、そのまま置いていても核のゴミをどういうように処理す

るかということ、まだ発見されていないわけです。ですから、逆に私はギアチェンジといったのは、その廃炉に向けたギアチェンジすることが逆に労働者、大変ですよ、大変ですけども、雇用の確保は当然必要になってくる、それに向けた。かなりの雇用が必要になってくる、また自然エネルギーに転換することによって、それによる要するに経済効果、また労働力の増加、こういうものが来るんだということも私はこの場を借りて強く廃炉に向けても、結果としては経済効果、効果という言葉はちょっと不適切ですが、要するに経済的なものが作り出すんだと、新たな、そういうことを私は訴えておきたいと思います。

また、木造耐震化支援制度についても、あえてこれは現在の耐震化制度、補助金制度の問題と、私は今町長が答弁されたように、結果として耐震化に踏み出そうとしても、あまりにも高価なお金が必要になってくる。じゃあ、それは賄い切れない。だから二の足を踏むあまり、でも何とかしたいんだと。だから、一部シェルター化の工事になるのかもしれない、しかし、シェルター化をしても、結果としてそこだけの事業をしてもらっても高くつく、家全体の構造が変わってしまう。お客さんを招く時でも状況が変わってしまう。そうした田舎普請の弱点と言いますか、そうしたものがあります。ですから、あまりに魅力がない。

だから、ここで提案として言っておきますけれども、やはり住宅リフォーム助成制度とのセットで、何かこの制度の活用をしていけないか、そうすれば私がもう少し耐震化の募集が図れるのではないかということ、ここで提案をしておきます。

次に、子育ての問題ですが、支援制度の問題ですが、確かに今言われたように、きめ細かな制度であると、それに向けて大変だけれども取り組んでいるというふうに、新たな子ども子育て制度が若者世代に応えるような言い方であったわけですが、これは仕方なくそういう答弁をされたんだらうと思います。現実には真逆であります。

要するに、若者世帯に負担が重くのしかかって結果として実際問題、負担金がどのようになっていくかわからない。しかも自分の家計そのものが今の状況から見ればとてもどうなるのか。そこで支弁費の問題です。51条の市町村の支弁というものがあります。改正前、市町村が第22条・第23条本文および第24条本文に規制する措置をとった場合において、入所に要する費用および入所の保護につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用、先ほどから課長言われています最低基準をということ、これはこういうこと、これは現行制度です。じゃあ改正はどうなるのか

たとえば、第24条第1項の規定による保育の実施（都道府県の設置にする保育所に置くものを除く）に要する保育費用、この程度なんです。だから非常に不安なんです。支弁費が結局削られる、そうすると自己負担がどうなってくるのかといういろいろなことが、そこに町の独自性が求められてしまう。

私はこれは逆に本当にきめ細かい制度ではなくて、皆さん方の事務量は増やされるわ、結果として地方自治体に負担を押し付けてくるということに変わってきますよということを、私はあえて警鐘をならしておきたい。だからこそ、声をあげてきた、これは中止すべきだと。せめてもう少し現状に合わせた状況を、要するに計画書がつくれるまで待ってほしい。こうしたことぐらいのことは国に言うべきであると、それを全国の市町村が足並みを揃え、本当に今部長自らが答弁されたように、結果として示されるものに対して一生懸命ついていかなければならない、追いつかなければならない、こんな事務に今なろうとしているわけです。こんな制度が果たしてよいものができあがるなんてことはあり得ない。やはりゆっくりと我が町の状況に鑑みてどうすべきか、考えるこそ本当に、部長やむなく言われたけれども、きめ細かい制度へと発展するのではないだろうかというように思うわけです。

ですから、再度、やはり今でもいいから、国に対して中止を求めていくべきだと、もしくは延期を求めていくべきだと、1年間の、そうしたものが私は必要だと、今の答弁からもそういうふうに強く思いました。どのようになれるかわからないにしても、やはり声をあげるべきだと思いますが、再度ここに至ってという思いはあるでしょうが、上げるべきだと思いますが、答弁を求めておきます。

条項において改正点、本当に今5点、現行の5点について守っていくんだと言われて、当然出発はそのことで動いていきます。しかし、地方交付税算入や国の行い方がどのように変わってくるかによって、結果として、現行のその5項目、基準、基本構想なるものが崩れてしまう。だから、本当に今の答弁を、私は現時点では正解だと思います。

しかし、実際は地方交付税算入、そういう意味での小学校や教育施設を建設する場合でも、3割補助だと言っているながら、実際は2割制度の補助しか出ない。結局は町の持ち出しが多くなる。

町民に負担をかけないようにしようと思えば、逆に町の負担が増えていく、こんな制度になるとなるということ、私は危惧を申し上げて、何としてもこの制度はそう

いうものではないんだということを強く訴えて、中止の、もしくは延期の声をあげていただくことを再度求めておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（川村節子君） お答えします。一行政職員が今の答弁にお答えできるかという大変難しい問題があろうかなというふうに思っておりますが、もう来年の4月にはスタートをするという前提で現在進めておりますので、住民の皆さんに不利益を被らないように、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 耐震化についての再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、事業費が高額であるというところにつきまして、その実の補助率が低いというところで一定ご理解をいただいているというふうに思っております。今、愛荘町地域活性化住宅省エネ等改修事業と関連づけて、そういうものがないかというようなところでございましたけれども、本来、この事業の目的、改修事業につきましては省エネ等という形で地域活性化を目的としております。

そうした意味合いから、関連付けるということにつきましては調査し、できることであれば、できるだけ冒頭の目的であります自らの命や財産、自ら守る、この趣旨の部分を徹底できるようにしながら、新たな補助を受けていただけるような方策を練ってまいりたいというふうにも調査の中でしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

◇ 伊谷正昭君

○議長（吉岡糸ミ子君） 3番、伊谷正昭君。

〔3番 伊谷正昭君登壇〕

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。一般質問を行います。

まず最初、農業・農村基本計画および食料について質問をさせていただきます。1つは人・農地プランの作成状況と課題についてであります。その1つとして人・農地プランの目的は、農業者の高齢化と後継者不足の状況にあって、農業担い手の確保

とともに、担い手の農業集積を図ることによって、農業の経営の収益化を高め、地域農業の環境を持続的に維持するものと確認をしておりますが、人・農地プランの概要と有効性の認識を示していただきたいというところでもあります。

2つ目は、本プランにかかるこれまでの取り組みの経過と、プランの作成状況はどのようなになっているか、お尋ねをしたいと思います。

3つ目につきましては、農林水産省は人・農地プランの策定は、平成24年・25年度の2年間で完了する計画であります。本町のプラン作成状況は約46地区のうち、半数地区からの申請が出ていると聞き及んでおりますが、その理由と、このプランの今後の作成の見直しの認識をお示しをいただきたいというところでもあります。

次に、2点目につきましては、地産地消の推進であります。地産地消の推進度合とか、定着度合をどのように今日まで判断をされているのか、現状への認識とともに、どのように考えておられるのか、その見解を求めるところであります。

次に、高齢者地域支援の推進について質問をさせていただきたいと思います。

高齢者の地域支援の見守り活動支援であります。高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯を守るためには、地域や地域包括支援センターなどとの連携が重要であると考えます。地域を熟知している人が見守りにあたるのが有効でないかと考えますが、そのためには今後の民生児童員の配置のあり方が重要であろうかと思っておりますし、またその配置は地域包括の圏域の区割りと一致をさせるべきと考えておりますが、その認識について示していただきたいというところでもあります。

その2つ目につきましては、地域支援体制の充実についてであります。高齢化が進む中、地域支援のボランティア活動は、今後ますます必要とされ、その人材の確保が必要と考えますが、今後のボランティアの協力員を更なる増やすための取り組みは何であるかを見解を求めるところであります。

次に、子ども自身の育ち支援について質問をさせていただきます。

平成24年8月に子ども子育て関連3法が成立をし、この法律に基づく子ども子育て支援新制度は、すべての子どもの良質な支援環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体が支援するということが目的として、今日までの子育て支援は少子化対策のもと、保育環境の整備や子育て家庭を社会全体で支援するため、子どもを産みやすい・育てやすい環境づくりという子どもを産み・育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供をされてきたわけですが、しかし、働く女性が増え、子育てと仕事を両立

する環境も十分でないまま、待機児童という数の問題ではない子育ての重要性が増しております。

家庭や地域の子どもを育てる環境が変化をし、子育ての不安やストレスが増加する中、子どもを取り巻く様々な課題は、子どもの視点に立って、社会全体が支援をしていくことが必要な時期でもあります。

国は社会保障・税の一体改革におきまして、国の法律でも財源でも優先課題として進めており、それにしたがって、町でも子ども子育て支援会議が設置をされ、地域のニーズに基づく事業計画が策定をするための議論が進んでおります。

議論が具体化する平成27年度には、就学前児童を中心とした制度が大きく変わることになり、どのような事業計画をつくるのか、愛荘町としての責任が今問われていると思います。この新しい制度をつくり上げていく上で、地域の子どもたち一人ひとりが健やかに子育てできるように環境整備を求められております。そこでお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、子どもビジョンについて、すべての子どもが良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭社会全体で支援する子ども子育て支援新制度で、町としての子育て支援のあり方がどう変わるかと考えておられるのか、また新制度のもとに、何を指しておられるのかをお尋ねをしたいと思います。

2つ目は、町の保育の状況についてお尋ねをしたい。1つは就学前の児童の人口推移について、過去3年間とその後の見通しはどのようになっておるのか。

また、愛荘町の出生率についてお聞きをしたいというところです。過去3年間とその傾向はどのようになっているのかというところでございます。

3つ目は、新制度に示されている地域の子ども子育て支援事業について、その中の新規事業についての利用者支援について、どのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

以上、質問を終わります。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

**○住民福祉部長（川村節子君）** 伊谷議員のご質問の新制度にかかる環境整備と保育の現状についてお答えいたします。

まず、第1点目の子育て支援のあり方がどう変わるのか。新制度のもと、何を指

そうしているのかとのご質問でございますが、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。国や地域をあげて、社会全体で子ども子育てを支援する新しい支え合いの仕組みが構築するということが時代の要請、社会の役割となっております。こうした中、子ども子育て新制度が質の高い教育および地域子ども子育て支援事業を実施し、妊娠・出産から育児までの切れ目のない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものでございます。

新制度への移行に先だって、国が定める基本方針に即した愛荘町の事業計画（平成27年から31年度の5ヵ年計画）でございますが、これを策定し、地域の実情を踏まえ、今後どのような施設・サービスをどのぐらい、いつままでに整備・実施していくかを定めるため、愛荘町子ども子育て支援事業計画の策定に取り組んでおります。

現在、幼稚園・保育園などのニーズ量に対し、町がどのように確保していくかを定めるため、保育園・幼稚園の受け入れ体制や、小規模保育事業として民間協力を検討しているところでございます。

町の保育の現状につきましては、就学前児童の人口推移は宅地開発に伴い、平成22年度から23年度に急速に増加し、平成22年10月現在の就学前児童数は1,414人でしたが、平成25年10月では1,558人と10.1%増加しています。今後の推移におきましても増え続け、平成31年度では1,624人となる見込みでございます。

次に、出生率でございますが、厚生労働省発表の平成20年から24年の合計特殊出生率は愛荘町1.81でございます。ちなみに滋賀県は1.54で、滋賀県内では栗東市の1.99に続いて高い数字となっております。

また、23年度の0歳児が245人、24年度が253人、25年度が247人と微増傾向にあります。計画期間の最終年である平成31年は253人と推計しており、ほぼ横ばいに推移するものと考えております。

賃貸住宅や新興住宅の開発による若い世代の転入に伴い、共働きの保護者や就労を望む保護者も増える一方、核家族化が進む中で、保育の確保が求められています。町においても、保育希望者をできる限り受け入れるよう、確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、利用者の支援についてでございますが、新制度では多様な教育・保育と事業が用意され、待機児童の解消等のために、それらを個々のニーズに応じて、確実に提

供すべく、子どもや保護者が、それらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実かつ円滑に利用できるようコーディネートをするものでございます。

従来から、子育て支援センターでも、幼稚園・保育園の利用について、保護者に案内をしておりましたが、新制度では幼稚園・保育園の申込窓口が1本化されることもあり、保護者の相談内容や就労生活実態に合わせた施設利用ができるよう、子ども支援課に保育園コーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施していきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡 丞ミ子君）** 農林振興課長。

〔農林振興課長 藤居祐司君登壇〕

**○農林振興課長（藤居祐司君）** 伊谷議員の農業・農村基本計画および食料についてのご質問のうち、1点目の人・農地プランの作成状況と課題についてお答えします。

国は平成24年度に農業の競争力と体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため、人・農地プランの策定を進めてきました。人・農地プランは、今後の中心となる経営体は誰か、中心となる経営体へどうやって農地を集積するか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどうするのかを話し合い、策定する計画であります。

当町では、平成24年6月に農業組合長や農業関係者を対象に説明会を開催し、その後も随時地域へ説明を行ってきました。この結果、平成24年度に14集落、平成25年度に9集落が策定されました。なお、未策定の集落につきましては、経営体が見つからないことが大きな課題となっております。本プランの地域は集落エリアでないことから、近隣集落と連携を図れないか、今後指導しながら策定に向け、推進してまいりたいと考えています。

また、国は、本年3月に農地中間管理事業の推進に関する法律を制定し、農地中間管理機構を法制化しました。法の運用に向け、機構が効率的にかつ効果的に実施されるよう本プランを重要な地域計画と位置づけています。

次に、2点目の地産地消の推進についてお答えいたします。当町におきましては、平成24年11月に、愛荘町地産地消行動計画を策定し、施設野菜栽培用パイプハウスの設置補助や新規野菜開拓事業を町単独で行い、学校給食や直売上などでの販売を進めております。

しかしながら、作物の生産量や種類などの課題があり、十分定着していないのが現状であります。こうしたことから、地産地消推進の目標の1つである学校給食における活用につきまして、本年度、生産者やJA、町の関係部局で構成する学校給食地産地消推進会議を設置しまして、地元農産物の利用拡大を図るため、消費者側と生産者側との立場で、課題解決を図る計画をいたしております。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

**○福祉課長（岡部得晴君）** それでは、伊谷議員のご質問のうち、2点目の高齢者地域支援の推進についてお答えいたします。

愛荘町においては、高齢化率など近隣市町と比べると低い値ではありますが、徐々に高齢化が進んでおり、併せて一人暮らしや高齢者のみ世帯も増加しており、地域包括支援センターなどが支援を行わなければならないケースも増大傾向であります。

この対策については、行政のみならず、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会においても、自治会や地域の皆さんのご協力をいただきながら、地域支え合い活動、地域見守り活動の展開を進めているところです。

ご質問いただいております民生委員児童委員の配置は、地域包括の圏域の区割りと一致させるべきではについては、地域包括支援センターは町内全域を担当しており、現在圏域性は設けておりません。地域包括支援センター職員については保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の3職種の設置が義務付けられており、各々が職種に応じた業務を担当しているところで、出前講座など地域に出向いて情報収集を行っているところです。3職種の設置が義務付けられているため、圏域の区割りをすることは困難です。また、民生委員児童委員につきましては、昨年度の一斉改正時におきまして、本町では世帯数による配置基準などにより人口の増加地域や、新たな自治会組織を考慮して、増員の推薦を関係自治会長さまに依頼させていただき、3名の増員を実現することができ、現在58名体制で福祉行政へ過大なるご尽力をいただいているところです。

ご指摘いただいておりますとおり、地域の見守りは地域を熟知している方々にご支援いただくことが有効でありますので、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進員など地域での福祉活動に取り組まれている方々と連携を深め地域福祉活動を推進したいと

考えます。

2つ目のご質問の今後のボランティアの協力員を更に増やすための取り組みは何であるか、見解を求めたいについては、現在、ボランティア活動として組織化されている団体では高齢化が進み、新規加入者が進まない状況であることは聞き及んでおります。このことから、地域の担い手として活動していただく人材を発掘・育成するために、生活・介護予防サポーター養成講座を今年度から開催する予定で、必要な費用を6月補正予算に上程いたしました。

この養成講座の短期的な目的は、自らの地域のためにできることは何か、地域で一緒に行動できる仲間づくりなどとしています。長期的な目的としては地域の担い手となること、地域の組織づくりをおこなうこととしています。

また、ボランティアセンターを所管されている社会福祉協議会においてボランティアセンターのあり方検討委員会を設けていただき、今後のボランティア活動について行政も参画して協議・検討することとなっています。

以上のことを踏まえて、見解としては、地域において支え合い活動や見守り活動などを展開していただくことにより、ボランティア活動の重要性を認識していただきたいと思います。今後地域を支える人材としては年齢的に支援の必要性を身近で感じておられる団塊の世代を中心とした元気な高齢者を対象に、生活介護予防サポーター養成講座を受講していただくことを予定しております。

また、ボランティアセンターのあり方検討委員会においても、ボランティア団体の活動が活性化するため、協議・検討を行います。まずもっては、地域内で支えていただくボランティアの人材を育成することが先決であり、社会福祉協議会やボランティア団体などにも協力を依頼しながら進めてまいります。以上、答弁いたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 3番、伊谷正昭君。

**○3番（伊谷正昭君）** 3番、伊谷です。今答弁をいただきましたが、再質問を順不同になるかもわかりせんけれども、質問をさせていただきたいと思います。

まず、人・農地プランの必要性について、愛荘町の認識をどのように思っておられるか示していただきたいというところであります。

それと、プランの推進、それぞれのメリット・デメリットがどのように評価されているのか、その見解を求めたいと思います。

また、推進による負の部分ですね、マイナスの部分にも十分配慮し、同時に対策を

考えるべきと私は考えておりますが、愛荘町の見解を求めたいと思います。

それと、集積農家のマンパワーの確保対策をどのように考えておられるのか、その見解を求めるところであります。

それと、先ほどの担い手の問題をお話させてもらいましたけれども、担い手育成の課題であります。認定農業者数と営農組織数の推移と、今後の見通しの認識をどのように考えておられるのか。

それと、正直言いまして、この担い手でございますけれども、この農業者の平均年齢、愛荘町で約64～65歳というふうに思うのですけれども、この10年後に愛荘町の農業を考えると、本町の農業と農村自体の存続が本当にできなくなっておるような危機感を感じております。

そういうことから、認定農業者ならびに営農組合自身が後継者がいないというのが深刻な事態というふうに受け止めておりますが、この状況をどのように認識をされているのか、その担い手の実際、この確保をどうすればいいのか。とても難しい問題であります。これは今早急に考えていかなければならないというふうに考えますので、その答弁を求めたいと思います。

それと、課題は変わるのでございますけれども、地産地消の推進であります。今日までいろいろな一般質問でもさせていただきましたけれども、やっとなにか協議会ができたように、今答弁がございましたように、本当にこれでいいものかということが私は心配をしております。

こういうことから、これは地産地消につきましては、食の安全とかそういうこともございますけれども、これは町民規模でやっぱり展開をする必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、もっと協議会とかいうのはけっこうですけれども、本当に町民あげてやっていかなければ、せつかくの地産地消の取り組みが前進をしないかなというふうに思いますので、その見解をぜひお示しをいただきたいというところでもあります。

次に、高齢者の地域支援体制の充実について、今ご答弁をいただきましたが、提案ではないのですけれども、高齢者の一人暮らしとか、高齢者のみの世帯が本当に増えてきております。この見守りをするのは、あくまでも町の包括支援センターじゃなくて、私は地域のボランティアというふうに考えておりますが、何分にもボランティアする方も高齢化になってきております。

こういうことから、そのボランティアのやりがいにつながるそういう取り組み、支援がやっぱり必要でないかというふうに考えますので、その見解を求めたいと思います。

次に、子ども子育て支援新制度についてであります。来年4月から、先ほどご答弁ございましたように、4月からサービスを本格的にスタートするということを目指しておられますが、この制度を実施することによって、本町の施策・事務事業はどのように変わり、子どもたちと保護者がどのような影響を及ぼすのか、その見解を求めたいと思います。

それと、この新制度が、先ほども他の方からも質問があったわけですが、保護者の方があんまり制度をご存じないということがございます。その点についても広報なり、そういう保護者を対象に話を持ちかけていくというような話の答弁があったように思います。それ以上にもう少しその啓発なり、そういう運動を、制度を広めていくということが大事かと思っておりますので、その点について、どのようにお考えいただいているかということをお聞きしたいと思っております。

もう1点、新制度の中で、愛知川幼稚園なり、秦荘幼稚園については3年制を、今年度27年度から、3歳児を入れるという話を、計画をされておまして、現在増築なり改築を考慮しておられるのですけれども、3歳児となりますと保育園と重複すると思っておりますので、愛荘町は他所でつくっておられる認定子ども園とか、そういう制度の活用と言うのですか、県の認定と思っておりますけれども、そのことについてどのようなお考えか、答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

**○議長（吉岡 弘ミ子君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（藤居 祐司君）** 伊谷議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず、人・農地プランの必要性という部分についての愛荘町の認識でございますけれども、人・農地プランはまさに本日もう今すぐにも農業をやめたい、またもう農業ができなくなる、これは不慮の病気等にもよりますし、また高齢等の原因にも要します。ただ、年々やはりこういうような状況が増えていくことはもう間違いがございません。やはり、自らの農地を守り、自らの農地を今後どうあるべきかをみんなで話し合っただけで決めていくということは、これは人・プランが今後も欠かすことのできないプランであるというふうに認識をしております。

また、再度の答弁になりますけれども、本年度からスタートいたします農地中間管理機構において、その農地を誰に集積するのかというようなことを、やはりこのプランと連動しながら進めていくことが、最も有効的な役割であるというようなことを考えます時に、今後も愛荘町にとって、この人・農地プランが増々推進していかねばならないというふうに認識をしております。

次に、プランのメリット・デメリットの部分でございますけれども、まずもって、今も申しましたように、メリットという部分で申しますと、こういったプランを策定して自分の集落の農地を、地域の農業の地を見つめて見直していただき、みんなで話し合うということに大きなメリットが1点ございます。

もう1つは、支援制度の国の施策のメリットでございます。中心となる経営体等に、プランに基づきまして農地が渡りますと、それぞれ経営転化協力金、地域集積協力金、耕作者集積協力金というような有効な支援制度がございます。逆に言いますと、こういった個々の農家ですと、そういった有効な手当てがなかなか見いだせないというようなことで、そういった部分でメリットが大きくあるというふうに考えております。

3つ目の負の部分への配慮というところ辺の見解でございますけれども、なかなか人・農地プランが作りたくっても話し合っても、集落において中心となる担い手が見つからない。今後、誰に農業を任せていいのかわからない。それぞれの悩みがあります。そういった中で、このプランは先ほども申しましたように、それぞれ集落ごとでつくるということではございません。一定の地域、もう少し集落から目を大きくしていただきまして、隣の地域であるとかを見渡していただきますと、また違った観点から新たな担い手が見つかる、あるいは今、当集落に入ってきていただいている担い手さんを、そういった今後もうまいこと活用できないかとか、もう少し広い視野でお話合いができるのではないかと思いますので、また、もう少し広い地域のエリアでもお話ができますように、また町としても支援ができることについては一緒にお話合いの中でさせていただきたいというふうに思っております。

農地集積能力のマンパワーについてでございますが、当町には現在、認定農家が個別の認定農家・法人を合わせますと、30に近い数字がございます。いずれも今元気に集積をどんどん広げておられるというような状況でございます。この中で、それぞれまたこういう農家また経営体についても、それぞれの時々状況が変わるかもわかりませんが、またいっそう皆さんで集落で話しあっていただいて、新たなそうい

った集落営農を見いだしていただきまして、より一層担い手を増やしていきたいというふうに考えております。

担い手育成、認定農家の現状と推移でありますけれども、今も申しましたように、法人合わせた認定農家で 30 弱あるということで、それ以外にも特定農業団体、任意の集落営農組織で 10 集落営農組織等がございます。今後、このような集落についても、今現在幾つか法人化を目指しておられるところもございますし、そういった部分で担い手の育成をいっそう図っていきたいというふうに、もう 1 つは若手の若い力を発揮していただきたいということで、青年就農者の育成にも務めてまいりたいというふうにも考えております。

64～65 歳、高齢が中心となる農業の中で、10 年後の農村の危機存続というようなことがございますけれども、確かにいくつか課題がございます。5 年後、10 年後のプラントということであると、当然農家も、認定農業者も高齢になっていくというようなことが、これがもう差し迫った現状でございます。

うまく後世に認定農業者につきましてもバトンタッチができるような、うまく次の世代に渡せるような認定農業者間で、そういった後継者の育成を図っていただけるように、町としても努力をしてまいりたいと思いますし、また認定農家が増えますと、当然地域でやっておられます農業農村を守る取り組み、こういったことへの人的な不足というものがございます。

この辺につきましても、日本型農業の直接支払制度の農地・水まるとの取り組み等によりましても、うまく活用しながら、集落の農地は農村は集落で守るということ、今後とも推進してまいりたいというふうに思っております。

地産地消についてでございますが、議員もご指摘のとおり、まだまだ当町においては地産地消が十分されていない。生産者側と消費者側との認識、食の安全、非常に大切な部分でございます。愛荘町の農業はやはり土地利用型農業ということで、米・麦・大豆が中心となる経営体が多くございます。

今後、こういった町の単独施策も含めて、施設野菜、野菜園芸また果樹類・花類等、県の農産あるいは J A さん、関係機関等と連携を保ちながら、地産地消が愛荘町で普及していきますように、今後とも推進してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** 伊谷議員からのご質問のボランティアの部分でございます。

見守りについては、おっしゃっていただいたとおり、地域で活動していただくのが一番ベストではないかなというところで、ボランティアのやりがい、支援についてですけれども、先ほどから答弁にもありましたように、ボランティアセンターのあり方検討委員会を、今年度から社会福祉協議会の方で取り組んでいただいております。

ボランティアさんにつきましては、なかなか高齢化も進んでおりますし、そのやりがいとなりますと、やはり今までの考え方とは少し変えていかないといけないのではないかなと。ボランティアは無償だけでない、やはり有償ボランティアということも考えていく必要もありますし、例としてはボランティア券とかいうのを、高齢者福祉計画の中では明記していただいている部分もございますので、そういう中でも検討はしていきながら、どういう支援が行政側としてできるのかなというのを、今後、策定委員会なり、検討委員会の中で検討していきたいなというふうに考えております。

併せて、本日からではあるんですけれども、社会福祉協議会が主催としまして地域福祉の活動推進員の会議ということで、小学校区ごとに、自治会長さん、民生委員さん、福祉推進員さんにお集まりいただいて、地域福祉をどうしていこうという会議を持っていただきます。その中でも今後地域での見守り活動・支え合いの活動に関しても、ご議論いただくというふうになっておりますので、地域からそういう声をあげていっていただいて、地域内で困っておられることで、行政側が支援できることに関しては、支援をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 住民福祉部長。

**○住民福祉部長（川村節子君）** 伊谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、事務事業についてでございますが、新制度におきましては、介護保険のようなスキームになってまいります。保育園・幼稚園の利用を希望される場合は、保護者の方に利用のための認定を受けていただくという制度に変わってまいります。

3歳以上の幼稚園を希望される方は1号認定、3歳以上の保育園希望の方が2号認定、0歳から3歳未満の方の保育所希望される方は3号認定というふうに認定を受けていただいた後に、保育所の申し込みをしていただくなど、手続きが大幅に変わって

まいります。

これに伴いまして、広報・ホームページ等で住民の皆さまには周知をしていきたいというふうに考えておりますが、これだけでは不十分だというふうに考えております。保育園・幼稚園、それから子育て支援センターなど、就学前児童の保護者の方を対象としたきめ細かな説明会を開催させていただいて、周知を図りたいというふうに思っているところでございます。

また、認定子ども園についてのご質問でございますが、平成24年度に幼児保育・幼児教育検討協議会で、これについても議論をいただいたところでございます。現在の愛荘町の児童の推移から見ますと、まず保育所を充実させて、待機児童の解消を図ることが第一的な課題であるというような、喫緊の課題であるということから、現在のところは保育所・幼稚園という形の中で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 3番、伊谷正昭君。

**○3番（伊谷正昭君）** 再々質問になるわけですがけれども、あと重複するかもわかりませんが、2点ほどちょっとお聞かせ願いたいと思います。

今の人・農地プランの推進の関係でございますけれども、私思うのですけれども、農村、集落の崩壊の危機感に迫っているような感じをしております。そこで、人・農地プランの限界集落が増えてくるというふうにも考えられますし、耕作放棄地、放棄田、そういうことも増えてくるじゃないかなというように思いますので、その対策と申しますか、その見解を求めたいと、こういうように思います。

それと、人・農地プランに関連はするんですけれども、離農者が増えてくると思いますので、その就労対策などの支援を必要というふうに思いますので、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

農林振興課についてはこの2点でございますけれども、もう1つ、今の子ども子育ての新制度であります。この新制度のスタートに向けまして、もうニーズ調査とか、事業計画の策定、関連する計画の見直しなど、様々な準備の想定をされて進められると思うのですけれども、どのような作業で進めていくのか、それと公表できることがございましたら、全体のスケジュールを、この際ですので、お示しをいただきたいと思っております。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（藤居祐司君）** ただいまのご質問のうち、人・農地プランの危機的状況であるということで、今後、農地とも荒廃されるような状況になるのではないかなという懸念の中でというようなことでの町として考え方でございます。

そういったことにならないように、まず地域で話し合っ、当然今までは自分の農地は自分で守ると、先祖からの農地をずっと守っていくんやということを守ってきていただいているというようなことが現実にあるわけでございます。

そういったことを今度はもう少し広いエリア、広い地域の中でみんなの農地を自らの地域は自らの地域で守っていこうという中で、やはり今担い手が見つからなければみんなで作ってはどうかとか、あるいは若い就農の意欲のある方をみんなで育てていこうではないかと、そういうようなことを十分話し合いながら、集落あるいはもう少し広い地域で、またそういった中で、町でいろいろな施策の中で、その話し合いの中で、町として支援ができる部分については、国県等の施策を利用しながら、今後とも支援をしてみたいというふうに思っております。

もう1点、就農対策でございますが、国の方の施策で青年就労対策として、就農についてからの収入に対する支援、限定的な年数でございますが、収入に対する支援あるいは導入する農業機械への資金面でのいろいろな制度資金の支援がございます。

また、定年を迎え退職されてからのいろいろこれから本格的に農業をやっていきたいというような方についても、国も意欲ある農業者として、そういうような方も有効に農業者として頑張っていたきたいというような位置づけをされておまして、そういう方についても就農される場合の制度資金等の支援もございますので、またそういったご相談にも親切丁寧に当課といたしましても応じてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 住民福祉部長。

**○住民福祉部長（川村節子君）** 新制度移行に伴うスケジュールでございます。子ども子育て新制度の事業計画でございますが、ニーズ調査を一昨年（25年度）に実施をさせていただいて、現在 量の見込みの検討を終わったところぐらいでございます。今後、確保方策につきまして、各関係機関の意向調査をしながら、確保方策を煮詰めてまいるわけでございますが、現段階の情報では9月には量の見込みを一旦県に提出しなければならないと、量の見込みと確保方策を提出しなければならないというところで、段取りで進んでいるところでございます。

そのほか条例の制定がございます。地域型保育事業の認可基準でありますとか、運営基準、放課後児童健全育成事業の基準、それから保育の日常性の基準等々、条例の制定が何本かございまして、順次、国の情報を見ながら条例の方もお願いしたいというところら辺でございまして、9月には条例の制定に向けて準備を進めているというところでございます。

この仕組みが変わるということで、9月の末から10月上旬にかけては、住民の皆さんへの説明会を終え、10月の下旬か11月頃から受付の方に入っていくというようなどころら辺でございまして、その中には、間にパブリックコメントも入れさせてもらいながら、計画の見直しをさせていただくことを間に入れていきたいということでございます。

3月には県の方に確定の報告をしなければならないというような非常にタイトなスケジュールではございますが、がんばって努めてまいりたいというふうに思っているところです。よろしくお願いたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** それでは、暫時休憩いたします。再開は3時15分にさせていただきます。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時15分

---

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 休憩前に引き続き会議を行います。

---

◇ 外川善正君

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 5番、外川善正君。

〔5番 外川善正君登壇〕

**○5番（外川善正君）** 外川善正、一般質問を行います。

事業展開に伴う住民要望の提案について、各種事業における住民要望については、これまで多くの事業の中で、いろいろな形で展開されてきて、まったく白紙の状態の中で行政機関に対して要望の提案を行うこともあれば、また工事を進めていく期間の中で課題を見つけ修正を図ることもあればと、様々な形で取り組み、一定の議論を行い、最良に近いところで決めている状況であるように思っております。

近いところでは、給食センターや、現在取り組んでいるつくし保育園も事業を展開

する中で、周辺の河川や道路また騒音など環境に関わる事象において、住民の方々の要望も含め、幅広い議論を通した中で検討され、いろいろな形で事業の中に組み入れるなど、実施されてきたように思われます。

このような中で、事業を展開させる状況があるとするならば、新設する場合も移設・廃止する場合も含め、計画段階において一連の工事が完了するまでの全容を提示し、その中で地域の要望等を反映させるとともに、一連の検討した内容などは明確にすべきと考えるが見解を求めます。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 総合政策部長。

〔総合政策部長 林 定信君登壇〕

**○総合政策部長（林 定信君）** 外川議員のご質問の事業展開に伴う住民要望の提案についてに関してお答えいたします。

各事業個別的な側面があるとは思いますが、例えば、(仮称)愛知川宿街道交流館設置事業におきましては、役場はどちらかと言いますと、黒子に徹しまして、構想・計画段階から、例えば、愛知川観光協会・地元自治会・地域おこし協力隊あるいは滋賀県立大学などと対等の立場で、自由に討議するような機会を既に2、3回ほど設け、活発な議論をしていただき、具体的な要望や意見をお伺いしております。

また、平成に入ります頃に、まちづくりや地域おこしにおきましては、協働のまちづくりが標榜されるようになりました。本町におきましても、昨年7月に自治基本条例が施行されております。これからは町民や事業者等と行政が相互補完および連携によって、協働のまちづくりを推進していかなければならないとされています。そして、協働のまちづくりにおきましては、協議や情報公開は最も基本的な条件になると考えております。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 5番、外川善正君。

**○5番（外川善正君）** 今、私が提案についてということで読ましていただいた中で、各種事業におけるというようなことを言いました。その住民要望につきましては、いろいろな形の事業があると思います。そして、建設工事も様々であると思います。それによって、若干違いはあるというものの、やはりだいたいの基本的な流れはほとんど一緒かなと、そういうふうには考えております。

その中で一連の建設工事の流れを教えてください、住民の要望はどこら辺で、そ

の中に反映させているかを、ちょっとまずはお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 総合政策で関係しています事業につきましては、今ほど答弁いたしましたように、現在、ハード・ソフトを平行して進めておるような状況でございますので、早い段階からハードに対して要望を聞くような機会を設けておりますし、生かすようなことで実施しております。一般論についてちょっと私が述べる立場でございませんので、お願いしたいと思いますけれども。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） そうしますと、財源の確保はどの時点で決められるのですか。というのは、今お話ありましたように、早い段階で要望をお聞きすると、そうなれば、そのあとに必要なのは財源ですね。それはどの時点ぐらいで決められるのですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） どの事業につきましても、財源の確保は大切なことでございますので、新しい事業の要望等がございまして、すぐに対応する、できるものではございません。その中でいるような財源を捜し、その財源を有効に活用するという中で計画を練っていくということでございますので、財源の確保ができた時点での事業着手という形になると思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） そうしますと、企画書がきちんとできあがったという時には、すべてが決まっているという考えでいいのですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 具体的に申しますと、社会資本の今私どもの財源を利用させていただきまして事業を進めさせていただいている事業が何件かございます。それらにつきましては、その事業要望等、愛荘町における課題という形で事業がございまして、その中で社会資本の財源が使えるということで、一応構想が定まって、その中で、財源が確保できる見通しの中で計画の具体化をしていくと、そういうことでございまして、その過程で地域の方々の意見を聞くと、そういうことでございまして。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） そうしますと、それらが決まる時には、今社会資本を言われ

ましたけれども、社会資本の話がでましたので、それを例にとりますと、社会資本では今までは個々に事業でやっていくのを一括採択してやっていこうというふうに決められています。それは24年3月の見直しも含め、それ以前からも同じような考え方でやっておられると思うのです。その中には道路整備とか、そしてまちづくり、そしていろいろなインフラ関係、そんなものについて社会資本を使いなさいというふうな形で私は認識しております。その点は間違いないですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 今、社会資本整備では8件、事業が既に終了したのもございますし、これから着手するものもございます。それは最初、愛知川地域のまちづくりという形でくくり、また愛荘町のまちづくりという形でくくって、その中で各整備、ハード等につきまして、その趣旨で、どういう形で整備していくかということを検討したものでございまして、平成24年から着手したものでございますけれども、それ以前から、こういう事業の採択を4つのメニューを考えておるということにつきましては、委員各位の方々にも説明をさせていただいて進められたというように聞いております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 今、お話ありました8つですか、1つ終わったということで、その計画は20年ぐらいからですか。と言いますのは社会資本第一次計画は15年から19年をとっているんです。その次の二次計画は20年から24年、そして今の24年から28年の間にやりなさいよというのが、今の工事の流れなんです。

だから、話がちょっと違うところに行ってしまうのは認めてもらって、20年以前に出ていたら、これは合併してから後に出ているんですね。そうしたら、ほとんどが愛知川の工事ばかりやと。というのは、秦荘の公民館の撤去工事が1つで、あとはすべて愛知川絡みの工事ですね。でもそれは仕方がないと思うのです。まちづくり構想の中に秦荘公民館しか入っていなかったと、それはそれで置いて置きます。

その社会資本整備事業を使って工事をする、今その工事は現在進んでいる工事は愛荘町の全体の中で旧の秦荘公民館1つ、そしてスマートインターチェンジ、あそこの物産展、そして近江銀行、それと郡役所も入っていると思います。それらの入っている中で、社会資本だけで工事が進んでいるのは秦荘公民館だけです。というのは、もっと簡単に言うと、合併特例債は社会資本整備、そのまちづくり交付金を使っていこ

うとしているのが、あとから言いました3つですね。それはそれでいいんです。なぜかと言えば、愛荘町は秦荘も愛知川も1本なので、お金をつぎ込んで中山道なり、そこが發展して、活性化すれば我々はいいです。だから、この前の3月議会でもほとんどの方が旧近江銀行さん、そして裏の部分も含めて採択した方に賛成されました。それは皆やっぱり愛知川が好きだからです。やっぱりもっと發展して行ってほしい、そういう気持ちで採択したと思うのです。

そうしたら、その反面、「旧秦荘公民館、あそこは社会資本主義でしか工事はできませんですよ」という、最初からのコメントだったんですよ。同じ町内において、片や同じようなまちづくりをやっていく中で、同じような金を使いながら、片方はいろいろな金を使いながらやる、片方は使ったらだめですよと、そういうような考えはどういうふうにとっておられるのか、そこが聞きたいです。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** お答えをさせていただきます。今、秦荘公民館が出たわけなんですけれども、もともと一般論的に住民さんから白紙で町の施設整備等要望があった場合、いわゆるまったく白紙で出た場合、また愛荘町は総合計画なり、あるいは諸々で実際に計画をしている場合と多々違うと思います。

今回の場合は秦荘公民館につきましては、既に秦荘公民館そのものが老朽化してあったということで、ここにアスベストも一部使ってたということで、どうしても撤去しなくてはあかんというような現状が、だいたい20年、21年ぐらいに出てあったのかなというように思います。そうした中で、本来ならば社会資本整備がなければ単費でやらないといかんという状況です。それで、本来ならば単費で行く方向を、その当時は模索していたと思います。

その時に、議員おっしゃったように、社会資本総合整備事業が出てきたという中で、その社会資本総合整備事業の中で、あるいは一旦、まちづくりですから、面的な整備をしていかなあかんというような中で、たまたま、たまたまと言ったら失礼なんですけれども、湖東三山インターができた、湖東三山インターから、いわゆる旧の愛知川の方へずっと人を引っ張ってくる、そういった中で一旦立ち寄り所みたいな感じで、あそこの公民館跡地を何らかの形でくつろげる場、緑地をすればどうかという話もありまして、あそこを社会資本の整備の対象にしたということでございまして、その時にはまだ公民館そのものにつきましては、一定合併特例債を適用しようとするれば、そ

の当時の新町まちづくり計画にある程度、オートスライドさせていかなあかんという  
ような条件もございまして、新町まちづくり計画には確か、公民館をどうするかまで  
は何もなっていなかったと思います。ですから、40%財源を適用してやっていったら  
どうかということで、財源充当はその交付金を対象にするというような充て方をした  
記憶はございます。その時に、あとの裏を何を貼るということについては一切議論は  
いたしておりませんでした。以上です。

○議長（吉岡 糸子君） 質問がちょっと異なっておりますので気をつけてください。  
暫時休憩。

休憩 午後 3 時 分

再開 午後 3 時 分

○議長（吉岡 糸子君） 休憩前に引き続き会議を行います。5 番、外川善正君。

○5 番（外川善正君） 今、町長がおっしゃいましたことについてはよくわかります。  
そして、私は何がやと言うと、「頭から、これだけはだめですよ」という言い方はおか  
しいのではないですかと。やっぱり、それはいろいろな角度から勘察した時に、今は  
あの建物はアスベストも確かにありましたので、一部は壊す方がベターなんです。そ  
ういうような総合的な話し合いの中で展開していただきたい、そういうふうに  
思うのです。

それと、一連の工事とか、そういうものの中で、お互いに行政と地区が打ち合わせ  
しますね。その時の議事録は町の方には残っているのですか。

○議長（吉岡 糸子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 当然、議事録は残っているはずでございます。

○議長（吉岡 糸子君） 5 番、外川善正君。

○5 番（外川善正君） それは双方が確認できるようになっていますか。例えば、町  
側でつくったものを町で保管する、区の方は区の方で聞かれたこと、答えたやつを書  
いて残しておく、どちらですか。

○議長（吉岡 糸子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 例えば、秦荘の公民館という話になりますと、私ち  
よっとすべて把握しておりませんので、何ですけれども、一般論ですと、相互にと  
いうことではないように思うのですけれども、記録を町として残すということではな  
いかと思うのですけれども、蚊野につきましては十分承知しておりません。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 私が20年に区長をしました。その時にはじめて公民館の解体という話が出たんです。それはその時点で確か10月ぐらいであり、そして2月ぐらいに元々秦荘公民館は蚊野のものではないしということで、近隣の区長に招集をかけまして、そして来ていただいて、「町からこういうような話がありますよ」と、「皆さん持ちかえって検討してください。また出してきてください」というところまでいって、寄ってもらって、そこで私の区長としての任期が終わったんです。

「そのあとの資料を見せてくれ」と言った時に、双方の合意しているところが何もなかったんです。例えば、23年の9月26日でしたか、9月議会があって、この問題が教育長から話があった時に、「終了しました、一応解体が決まりました」という話がありました。それは確か教育次長が「地元の方が了解されました」というようなコメントを残しておられます。

その時に、そういうのはうちの方には何もなかったと、だから、今後はそのポイント、ポイントはやっぱり押さえるべきではないかな。真ん中の話はそれぞれが持っていて、ここはこうしましたよ、ここはこうしました、ここで解体を決めましたというのだったら、そのポイントのところはやっぱり双方が何らかの形で書いたもので押さえておく、そんなやり方を今後やっていただきたいのですが、町の方の見解を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 当然、行政が合意でもって、どういように整備していくか、あるいは解体するか、あるいは何をつくっていくかというのは当然、地元要望もあれば、行政としての考え方もございますので、今後はそういったことは十分に踏まえながら、たぶん、たぶんですよ、行政の方はメモを取りますが、なかなか地元の方はメモをとっていただけないというような状況もございますので、当方がメモを取れば、それを地元と共有をさせてもらおうとかいうようなことを図っていきたいというように思います。

ただ、一例を言われました秦荘公民館に関しましては、解体はどちらかと言えば、行政の方が持ちだしたのではないかなというように思います。それは先ほど言いましたアスベストとか、裸配線というのですか、電気関係もかなりひどくなっておりまして、雨漏りもあったということで、あそこを補修すること自身がかなりの投資にな

るといようなことも19年、20年ぐらいからあったと思うのです。ですから、解体させてほしいという方法は、確か行政の方からでていたように思います。細部の打ち合わせについては、申し訳ないですが、私、入っていないので、そこら辺のやり取りはわかりませんが、どちらかと言えば、行政が持ちだした話ではないかなというよう認識をいたしております。

今後は、外川議員おっしゃるように、やはり地元との調整経過につきましては、両方が、お互いが総意、合意できるような形での議事録はとっていきたいというように思いますので。

**○5番（外川善正君）** わかりました。

---

◇ 本田秀樹君

**○議長（吉岡あみ子君）** 9番、本田秀樹君。

[9番 本田秀樹君登壇]

**○9番（本田秀樹君）** 9番、本田秀樹、一般質問を行います。4点ほどありますので、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

まず、平成25年度、工事第11号 山川原畦畔ブロック設置その1工事および平成25年度、第12号 山川原畦畔ブロック設置その2工事について、お伺いをいたします。

この工事は平成25年7月3日に入札執行され、山川原地区ほ場整備事業の最後の工事でありました。長年、取り組みをされて無事完成された事業であります。今日まで多大なる時間と月日がかかりましたが、山川原地区および川原地区の地権者は大変ありがたいとの声をお聞きいたします。

そこで、お伺いしますが、畦畔ブロック設置その1工事およびその2工事で、工事での残土処分が自由処分となっておりますが、どのような方法にて処分をされたのか。また、残土処分の数量および処分地について答弁を求めます。

次に、愛知川警部交番の利活用についてお伺いをいたします。愛知川警部交番の委託料については、平成23年12月定例会にて一般会計補正予算（第9号）に提案され、不動産鑑定料・登記手数料の合計93万6,000円は、議員提案の修正動議により、起立多数にて予算は認められなかった。その平成24年度第1回臨時議会に再度提案された理由として、町の公共事業用地としての購入であり、今後の活用方法について

は、議会とも十分な協議をするとのことで、全員賛成による原案通り可決されました。

また、平成24年3月全員協議会にて、愛知川警部交番土地譲渡契約についての報告が、同年4月全員協議会では愛知川警部交番用地についてのまた報告、同年10月全員協議会にて愛知川警部交番利活用（案）を報告されました。その平成25年2月13日に公共施設のあり方に関する調査・研究特別委員会より、中間報告書の提出をされました。平成25年12月定例会では、特別委員会の委員長より最終報告書の提出がありました。現在の愛知川警部交番の進捗について、答弁を求めます。

次に、中学校の朝の部活動についてお伺いをいたします。愛荘町には愛知中学校、秦荘中学校の2校がありますが、部によっては大変熱心に部活動に取り組みをされている部もあると聞き及んでいます。そのために、部によっては朝の部活動をされている部もあると聞いております。部活のために朝早く家を出ることから、睡眠時間が十分にとれない、1時間目の授業に集中ができないなどの問題点があります。また、長野県教育委員会では「中学校の朝の運動部活動が原則として行わない」と打ち出した方針が全国の都道府県で波紋を広げております。

教育委員会として、朝の部活動の実施についての考え方と、早朝の中学生の安全対策について、学校にどのような指示をなさっているのか答弁を求めます。

最後になりますが、愛荘町 SIC 活性化拠点施設整備工事についてお伺いをいたします。平成25年度、工事第135号 愛荘町 SIC 活性化拠点施設整備工事は平成25年3月10日に入札執行され、辻寅建設株式会社が落札され、今日まで工事が進んでおります。

工事の安全対策・品質管理・施工管理について町当局の考え方をお伺いいたします。以上で一般質問を終わります。

**○議長（吉岡 忍ミ子君）** 総合政策部長。

[総合政策部長 林 定信君登壇]

**○総合政策部長（林 定信君）** 私からは、今の本田議員のご質問のうち、2点目の愛知川警部交番の利活用についてお答えいたします。

旧愛知川警部交番建物利活用につきましては、議員申されましたとおり、平成24年に東近江警察署警部交番活用検討委員会で検討がなされ、利活用方法の案が提出されております。その後、平成25年12月5日に議会の公共施設等のあり方に関する調査研究特別委員会の最終報告書が提出されております。

その提言には、1つといたしまして、建物を外郭団体等に貸すために、無駄な建築・設備改修費用をかける必要はない。2つ目は業務の効率化と住民サービスのさらなる利便性を考え、各課の配置等を見直すのが、まず先決ではないかということでございます。

さて、町といたしましては、現時点でおきましては旧愛知川警部交番が耐震基準を満たしていないこと、電気設備・給排水設備（これは下水道設備・トイレ改修等も含めますけれども）、あるいは空調設備等が現状使用不能であること、そして、それを使用可能にするには多額の改修経費が必要になりますことから、事務所等としての活用は想定できず、倉庫的な利用に留めざるを得ないのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 農林振興課長。

〔農林振興課長 藤居祐司君登壇〕

**○農林振興課長（藤居祐司君）** 本田議員のご質問のうち、1点目の畦畔ブロック設置工事での残土処分方法と、数量および処分地についてお答えいたします。

平成25年度、工事第11号 山川原畦畔ブロック設置その1工事および平成25年度、工事第12号 山川原畦畔ブロック設置その2工事は、山川原地区ほ場整備の締めくくりとして実施し、どちらの工事も平成25年12月13日に完了しております。

工事の概要につきましては、畦畔ブロックをその1工事では山川原地先に1,462m、その2工事では川原地先に1,333mを設置いたしました。

ご質問の残土処分につきましてはの処分量ですが、その1工事348 m<sup>3</sup>、その2工事318 m<sup>3</sup>の計666 m<sup>3</sup>となっています。

処分につきましては、どちらの工事も再生資源利用促進計画書では、町内の建設業者の処分場とされていましたが、完了時の再生資源利用実施書では愛荘町山川原地先との報告がされています。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 商工観光課長。

〔商工観光課長 廣瀬 猛君登壇〕

**○商工観光課長（廣瀬 猛君）** それでは、本田議員のご質問のうち、4点目の愛荘町SIC活性化拠点施設整備工事についてお答えします。

当該工事は平成26年3月10日に入札を執行し、同年3月28日に議会において契約締結につき議決をいただきました。現在、建屋の基礎工事を進めております。

工事につきましては安全対策をはじめ、品質向上のために適正な施工管理が必要なことから、町・監理業者・請負業者で定期的に会議を設け、特記仕様書等に基づく協議事項や進捗状況について打ち合わせ等を行っております。基本、この会議は毎週1回としておりますが、今後工事を進めていく上において、回数が不足する場合には臨時に開催する予定をしております。

以上、答弁といたします。

**○議長（吉岡 丞ミ子君）** 教育管理部長。

[教育管理部長 青木清司君登壇]

**○教育管理部長（青木清司君）** 3点目の中学校における朝の部活動についてお答えをさせていただきます。

本田議員ご指摘のとおり、愛知中学校・秦荘中学校とも、部活動に熱心に取り組み、去る5月22日・23日に行われた中学校春季総合体育大会等におきましては、生徒は日頃の部活動の成果を発揮したところでございます。

さて、1つ目のご質問、朝の部活動の実施についての考え方でございますが、現在、両中学校とも朝に活動をしている部は多く、主に体力の向上や技能の維持を目的として、また日没が早い冬季においては、練習時間の確保のため行っているものでございます。

町教育委員会といたしましては、朝の部活動は原則として行わないという方針はだしておりませんが、各学校において、部活動確認事項を作成し、休養日を設定するなど疲労の蓄積を抑えて、練習の効果を高める部活動となるよう指示をするとともに、始業に遅刻するなど学校生活に支障が出ることがないように指示をしているところでございます。

次に、2点目の早朝の中学校の安全対策についてでございますが、先ほど申しました部活動確認事項の中で、部活動時においては顧問の教員がつくことを原則とし、顧問が不在の時は他の教員がついたり、活動を行わないこととしており、朝の部活動においても適用をしております。

また、秦荘中学校の柔道事故以来、本町では各学校において部活動危機管理マニュアルを作成し、部活動時における危険性と対応策等について定めております。町教育

委員会といたしましては、各学校に対して本マニュアルに基づいて、定期的に研修をすることで、十分な安全管理を行うよう指示しておりますが、今後もより実効性のあ  
る安全対策が進められるよう検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、再質問を行います。質問は通告書どおりに  
質問をいたしますので、再質問の答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。今ほど各  
担当から答弁をいただきました。この答弁はすべて町長ならび教育長の答弁だとい  
うことを理解して再質問をさせていただきます。

まず、最初に、山川原畦畔ブロックについての再質問を行います。今ほど、その1・  
その2残土処分が、その1は348 m<sup>3</sup>、その2が318 m<sup>3</sup>、合計666 m<sup>3</sup>の再資源利用計  
画書に則ってやっているという答弁をいただきました。処分地としましては、今現在、  
川原地先で砂利採集をしている場所に、残土処分ということで、民間業者の工事のと  
ころに処分をされたということを聞いております。

まず、砂利採集の工事の着手する旨、地元説明会等がありました。山川原自治会そ  
して川原自治会、服部自治会に工事の内容および工事期間等などの説明をなされまし  
た。また、役場・県・自治会を交えての意見交換会も、今日まで数回行ってまいりま  
した。

その中で埋戻しに使用する残土については、良質残土にて埋戻しをするとの回答を  
いただきました。しかし、町発注の山川原畦畔ブロック設置その1工事およびその2  
工事で残土処分が出ましたが、その残土処分を砂利採集の工事現場に捨てたことは発  
覚をいたしました。砂利採集の工事現場に捨てられた残土は、草またほたからあま土、  
石混じりの残土でありました。

地元で説明をお聞きした内容との食い違いがあり、処理の検査の中で業者から提示  
された写真を見て、町の方が「町だけしかわからないんだ」と、残土をした時には、  
そのような発言がありました。その言葉は担当課また農林商工課でまずいことは包み  
隠そうという言葉で私は理解しております。写真はここにございます。担当課の方も  
持っていると思ひます。追跡ですね、これ一緒のものです。積み込み状況から運搬の  
経路、そして処分している状況、これは誰が見ても草とあま土と、良質残土ではない  
んですよ、そのような土を、当ほ場整備も終わったところに処分をするということは

ということなのか。私は理解ができません。

そこで、地権者おられます。地権者はそのようなことは全然知らないと思います。町としての考え方を地権者に対して、どのような説明をされていくのか、答弁を求めたいと思います。ただ、答弁によって再々質問をずっとさせていただきますので、私の理解のできる再質問をお願いしたいとそのように思っています。

次に、愛知川警部交番の利活用について再質問を行います。今ほど部長の方から答弁をいただきました。公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の中間報告が平成25年12月13日に当時の議長宛てに委員長が出されております。また、平成25年12月20日に議長宛てに最終報告書が出ております。

その中で、平成24年10月の全員協議会にて愛知川警部交番利活用（案）についての報告がありました。町長より任命を受けた町職員による愛知川警部交番利活用検討委員会の内容が全員協議会に報告をされたと思っております。報告では外郭団体の事務所、各種活動備品置場、防災備蓄品保管倉庫などに使用することだったと思っておりますが、答弁とずれておりましたら申し訳ございませんが、私はそのように理解していましたので、そのように言っておりますが、また、平成25年の3月定例会において、愛荘町一般会計予算（第1号）設計監理業務委託料100万円の減額と、工事請負費は燃料地下タンク点検以外の改修工事850万円の減額を可決されました。

今日まで何もできていないのが現状だと思いますが、今後の考え方で、愛知川庁舎の機能と、そしてまたそれを活かした住民福祉サービスの向上のために何が必要であるのか、現在考えていることを答弁を求めます。

また、利活用の報告から、今年10月が来ますと、約2年が経ちますが、なぜそのような計画が今日まで出せなかったのか。また、広角的な運営方法そして施設を利用した活用された有効な整備計画について、考えがあればお願いしたいと答弁をお願いいたします。

次に、朝の部活動の考え方、安全対策について再質問を行います。教育部長の方から答弁をいただきました。部活動確認事項というのですか、職員がついてやっていると、朝の安全対策については答弁をいただきましたが、滋賀県の市町村単位では大津市、ご存じだと思いますが、大津市の公中学校が2004年から朝の部活動を中止にし、市内の中学生が登校中に不審者に遭遇するなどしたため、早朝登校を、先ほど安全の観点で現在も朝練をしていないということもご存じだと思います。

部活動の過熱化を抑制するというところで、滋賀県教育委員会が活動時間を1日最長3時間と規定されました。愛荘町の教育委員会として、部活動の活動時間はどのように指示をしているのか、もう少し学校に対し、部活担当の先生にどのような指示をされているのか、答弁を求めます。

そして、中学生にとって適正なスポーツ活動のあり方の考え方についての答弁を求めます。

次に、愛荘町のSIC活性化拠点整備工事について、再質問を行います。商工課長の方から安全対策また品質管理、施工管理についての答弁をいただきましたので、それに対しての再質問をさせていただきます。

今日まで私は幾度か現場の方に視察に行かせていただきました。本当に現場が安心安全な工事現場には私には考えられない。特に307号線のドライバーに対する安全対策、そして高速道路を利用されているドライバーまたは工事に関わる職員さんなどの安全対策ができていない。

なぜもっと施工業者に対して指示ができないのか。そして、今日まで誘導員が設置している時、していない時がございました。なぜ、工事期間中に誘導員の設置をしなかったのか、理解の答弁を求めます。また、現場を利用されている車を洗浄した泥水の排水もしっかりできずに、用水に泥水を流したのも確認をしております。地元自治会は何も知らない、現場から出た泥水、監督員と指示ができなかった部分について答弁を求めます。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律で第3条、基本理念がありますが、町としての考え方の答弁を求めます。

また、第6条 発注者の責務についての答弁を求めたいと思います。そして、監督員、総監督員とはどのような立場なのか、またどこまで工事を理解して、今日まで地元とどのような協議を成され、そして地元の子どもの登下校の安全対策をしてきたのか、理解のできる答弁を求めたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（吉岡 弘ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居 祐司君） 議員再質問のうち、山川原畦畔ブロックの工事についての残土処分についてお答えをさせていただきます。本件の工事につきましては、川原字大脇にあります所有者の処分につきましては、砂利採集地において、そのあま土を埋戻しに使用されたということでございます。この残土でございますけれども、

これが廃棄物にあたるかどうかということでございますが、搬出された残土は滋賀県の建設副産物処理基準に基づきますと、建設発生土と定義をされておりまして、廃物物処理度という廃棄物には該当しないということが、まず1点でございます。

それと、建設発生土につきましては、「公共工事などで積極的に再利用をするということが目指されているという状況でございます。今回の残土につきましては今の議員のご指摘もありましたように、工事から現場から出ますので、当然田んぼの畦畔でございますので、あま土ならびに石も混じっておりますし、当然草も生えていますので混ざっています。混入している廃棄物の種類によっては、それが一般廃棄物とかにも該当する場合もございますが、それが少量で有害でない場合には、これは一般的には建設発生土ということで、今回の場合はそのような位置づけということで処理をしたところでございます。

砂利採集現場への埋戻しに使用されているということでございますが、この現場につきましては、農地法第5条によりまして、一時転用許可が平成24年になされておりまして、砂利採集現場の埋戻しにつきましては良質土を使用することが条件とされているのは議員ご指摘のとおりでございます。この良質につきましては、何をもって良質土とするかについては、やはりこの権利関係が生じます砂利採取事業者と地権者の合意に基づきまして判断されるものと解しております。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 総合政策部長。

**○総合政策部長（林 定信君）** それでは、私からは愛知川警部交番の利活用につきましての再質問にお答えさせていただきます。

愛知川警部交番につきましては、検討委員会からの報告もございまして、また議会の公共施設の調査特別委員会もございましたけれども、また中で、外郭団体の利用につきましても一定利用する方向で、どのぐらい整備が必要かということについて、概要検討もなされたようでございますけれども、やはりかなり経費がかかるということで、現況のままで利用する。また、中期的には、解体ということも視野に入れるべきかと思っておりますので、あれが経費を投入するということは考えております。また、整備計画についてですけれども、現在のところはそういう状況でございますので、策定等ができておりませんので、よろしくお願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育管理部長。

**○教育管理部長（青木清司君）** 再質問の朝の部活動の練習の時間、併せまして夕方の活動時間のご質問、それから適正な部活動のあり方ということの2点で確認をさせていただきたいと思います。

まず、部活動の時間でございますが、秦荘中学校・愛知中学校とも朝につきましては7時半から8時10分ということで原則40分間ということで設けております。それと、夕方につきましては、最長なく、一番長い時間で6時15分までということで、2時間の活動時間というふうに思います。それで、合わせまして160分ということで、3時間には満たないというようなところでございます。

それと、健康面から、それぞれ1日部活動をしなない日を設けております。秦荘中学校につきましては、原則毎週月曜日、愛知中学校につきましては原則水曜日というような休み、部活動の休みの日を設けております。ただし、先ほど言いました中体連等の大会前になりますと、この限りでないようなことではございますが、原則そのような活動内容になっております。

それと、部活動の考え方でございますが、原則、規律・友情・忍耐・チャレンジ精神といった、そのようなことを部活動によって社会性や協調性を養うというようなところでの部活動の意義だということで認識をしております。

部活動の確認事項につきましては、再度秦荘中学校・愛知中学校とも周知を図り、内容についても確認をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（吉岡忍ミ子君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（廣瀬 猛君）** 先ほど、本田議員のご質問の中で、まず1点目の307号線の走るドライバー、またはインター線についてのドライバーにつきましての啓発等はどのようにしているかということでございます。307号線につきましては、ちょうど彦根から東近江市に向かう方向につきまして、300mから100mごとに工事現場の入口であるという旨の予告看板を付けさせていただいております。そして、またインター線につきましても3カ所、インターから下りた時の工事出入口ということで予告看板を付けさせていただいております。そして、職員、そこに働かれる方の安全対策ということにつきましては、事前に施工業者の方が地図を渡さしてもらいまして、本来誤って南側から入らないように、北側から入るように実施しております。また、工事車両につきまして、子どもさんたちの交通安全につきまして通学時間につきまし

ては、その時間を外すこととしておりますし、また子どもさん自身の通学経路としましては、国道 307 号の歩道を通って、集落内の方に向かわれ、そのあと県道も歩道を歩いているというふうに聞いております。その分、またその時間帯、特に注意するように施工業者の方から、それぞれの下請け業者等にも連絡をしているということを確認しております。それと、あと工事につきましてのガードマンの設置のことですけれども、本来、私どもの方での資材等により、一時的な道路占用ということで交通障害を起こす場合には設置するよというような回答をしております関係上、その時点で占用しない場合はつけていないと、ただ、あまりにも危ないということにつきましては、業者の判断により、つけていくということで今対応をさせてもらっております。そのガードマンの設置のあるなしができております。

その次に、泥水の排水ということでございますけれども、場内の方に溜まりました雨水ならびに洗浄水の排水が、用水の方に流れていたということでございますけれども、一応泥水等が流れないように、ろ過と言いますか、泥を沈殿するタンクを通じて出していたということでございます。ただ、先ほど委員ご指摘がありましたとおり、集落の方に説明ができていないということで、直ちに止めさせまして、その後、自治会の方に説明に業者の方が伺い、そして今現在、了解を得たということの報告は受けております。

それと、品質管理の第 3 条ということでご質問がございました件でございますけれども、町としましては、条件付きの一般競争入札に関しましては、入札参加業者および配置予定技術者の客観的な能力の確保をすることを目的に、入札前に参加業者の要件、資格審査を行っております。価格のみならず企業および配置予定編入者の実績等を確認の上、実施するように努めております。

それと、あと発注書としての責務につきましては、やはり安全安心で、議員ご指摘にありましたように、安心安全の工事を努めますように、基本的な、専門的な話につきましてはもちろん、業者も含めまして、監督職員の方から指示をしていきたいと思っております。

そして、あと監督職員の責務につきましては、受注者または現場代理人への指示、あと承諾とか協議という職務がございます。また、設計図書に基づく詳細な図面の作成、そういうものにつきましては、管理事業者の方に委託して実施しております。あと、総括ということで、その全体的なものを見るものと、常に現場の方で確認し、立

会いするものとして監督員を設置しておるわけでございます。

以上、ご質問のあった分、ちょっと抜けていましたらまたご指摘の方いただきたい  
と思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉岡あみ子君） 9番、本田、秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、再々質問を行います。再質問の答弁では、  
あまり理解ができない、課長の答弁だったので言うておきます。

次に、山川原の先ほどの畦畔ブロック設置工事について再々質問を行います。課長  
の説明では残土に一般廃棄物、そして発生土の内容等の説明をいただきましたが、理  
解はいたします。しかし、少量であるという言葉が発したことは間違いないと思いま  
すが、ここら 666 m<sup>3</sup>、それは少量であるのか、ここには草混じり、ほたからあま土、  
石混じりが 666 m<sup>3</sup>なんでしょう。伝票あるのですか。そのような 666 m<sup>3</sup>を砂利採取の  
ところに草混じりとか石混じりを捨てたら地権者が納得するんですか。以前にもあり  
ました、山川原の方には、ほ場整備の砂利採取した時に、これで2度目ですよ、こん  
なことがあるのは。

どのような指示を業者にしているのか。写真しかわからなかったでしょう。わかっ  
たから、次に違うところに処分するようにしたのでしょう。これ、今日まで山川原自  
治会、そして先ほども言いましたが、川原自治会、服部自治会で3自治会で砂利採集  
の取り組みの工事内容とか協議をされてきたんですよ。しかし、砂利採集の工事は各  
字、砂利採集の工事は各自治会が反対であったんですが、しかし、業として行うため  
に中止はできなかったということをご存じだと思います。先ほど言ったように、町で  
出た工事の残土 666 m<sup>3</sup>がそこに捨てられたということ、各3自治会にどのように説  
明していくのか、お聞きしたい。

課長、言うておきますが、残土というのは何ぞや知っていますか。残土というのは、  
再利用できるものを残土というのです。草、あま土、石混じりの、さっき写真見せま  
したね、持っていると思います。2 t車に積んで2 m<sup>3</sup>、666 m<sup>3</sup>としたら、計算すると  
300台がそこに入ったことになるんですよ。それがなるんですよ。それが少量なん  
ですか、あなた、課長が言った言葉が。自治会に説明しに来てください。地権者にも説  
明してやってください。

何も業者にはその1・その2・その3・その4と、同じ業者が落札しているわけ  
でしょう。これで聞きに行きました。このことは町しかわからなかったらいいんだとい

う言葉を発しましたよね。これは包み隠そうという言葉ではないのですか。まずいなと思ったから、写真を見て、町に責任があるのか、業者に責任があるのか、その辺りの答弁とを、少量だと言った答弁と、そして今後どのように対応していくのか。3自治会にどのような説明をするのか、答弁を求めておきます。

そこで、担当課にお話聞いたところ、一番下の5m以下の埋戻しをすることは問題はないということもお聞きしております。本当に5m以下は問題はないのか、あるのか。何を基準として回答したのか、理解のできる答弁を求めます。そして、666㎡、先ほど言いましたが、自由処分になっておるといことですが、その伝票があるのか、ないのか。例えば、これから㎡処分が2,000円としても120万円足らずの金が出てくるので、その管理もされていると思います。しっかりとした管理をしているならば、その伝票を出していただきたい。その点についてお聞きしたいと思います。

先ほども言いましたが、このことは町だけしか知らないという言葉、誰が言ったのか、その処分はしたのか、理解のできる答弁、隠そうということですよ、これは。今日までわからなければ公表しないという体質が役場にはあると思います。そして、仲間を助けるという体質は現在でも私はあると考えていますので、その言葉について答弁を求めます。

次に、SICの活性化拠点施設整備工事について、再々質問をもらいます。課長もしっかりとなかなかわかっていない部分が、再質問の答弁であったと思うのですが、そのことはくどくどとは言いませんが、ただ今現在、仮枠されていると思います。仮枠をされているのですが、飛散防止の仮枠はできていない、また埃対策もできていないという部分はご存じだと思うのですが、その改善について町の考え方を答弁を求めます。

また、今現在、工事中であります。湖東三山あいしょう館は秋にオープンの予定で工事が進んでいると思いますが、どの民間工事の現場においても、今現在だいたいですが、このような建物がオープンでできるのだという、皆さん周知徹底している部分があると思います。今現在、愛荘町でそのような周知をしていない、看板ですよ。インターをつくる時にはいついつオープンだと、そのような周知してきたわけですよ。現在は何もしていませんよね。あれだけ国道307号線に一日数万台利用している、そしてインターチェンジの約一日3,000台弱、使っている人がおられると思いますが、そういう人が利用するのにあたって、町としてこういう建物ができるんだと、大きい

看板をすればアピールになると私は思うのです。今現在では何がしているか、利用されている方には全然わからない。町民の方はわかります、こういうことをしているのだなということが、もっと町外、県外に発信していただいて、あれは利用してもらわないといけないでしょう。そのような発信が私はできていないと感じております。これからどういう形で工事が進んでいく、管理をどのようにしていくかわかりませんが、もっと町としてアピールする必要があると思います。その点についての答弁を求めます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 再々質問にお答えしたいと思います。まず、仮枠の件でございます。飛散防止、埃対策ということで、もう少し対策をするようにというご意見をいただきました。これにつきましても業者の方と協議させていただきました結果、埃対策につきまして、まず埃が飛ばないようにということで水を撒くなり、散水なりするなりして抑えたいと、飛散防止についても同じでございますけれども、またあと、今現在あそこの場所はけっこう風等もきつうございますので、やはりそれと、今おっしゃいましたようにいろいろな車が通るといことで見通し等の関係もありまして、ちょっと上の方半分をメッシュの方でやらせていただいております。今言いました飛散防止とか、埃対策についてはその中で散水等で対応していきたいといことでございます。

それともう1点いただきました町がオープンして、あいしょう館のPRができていないのではないかとということで、確かに今現在できておりません。今回あそこに足場のタワーが立っております。あそこに今回オープンという意味の横断幕を、ご指摘いただいたような横断幕を張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 農林振興課長。

○農林振興課長（藤居祐司君） 畦畔ブロック設置工事の残土処分についてお答えいたします。666 m<sup>3</sup>が私が少量であるというようなことについて少量であるのか、大量であるのかという部分については、規模等でなかなか少量でないと言われれば、ちょっと私の答弁も少量ではないのかなという部分があるので、答弁としては適切でなかったかなというふうには思っております。

先ほども答弁いたしましたように、発生しております残土は田んぼの畦畔にあります。

したあま土と、それに混じる石、またその上に生えていた雑草を工事の残土として持ち出したものでございますので、当課といたしましては建設発生土というふうに解して処分を行っております。

委員のご指摘もありましたように、この砂利採集につきましては3自治会、それぞれが懸念される中で、いろいろ今日までの問題点等がある中で、その事業に説明会等で実施されてきたということ承知する中で、やはりもう少し埋め戻す良質な土というものについては、当課としてももう少し適切に対応できなかったのかということについて反省をしております。

また、伝票でございますけれども、個別の一台、一台に関する伝票はございませんが、再生資源利用促進実施書という最終業者からの報告書に基づきまして、その報告書でこちらの方としては数量等を把握しているという状況でございます。また、その当時の担当課の中の職員のやり取りの中で、その残土を砂利採集の処分地に埋戻しに使用したということがわかったということについてでございますけれども、当課といたしましては、建設発生土ということで、その写真に基づいて、そのことがわかったということでございますが、建設発生土ということでそれはやもえんやろうという意味で、そういう発言があったというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）**　ここで、本日の会議が議事の都合によりまして、あらかじめ延長で行いますので、ご了承願いたいと思います。

---

◇ 竹中秀夫君

**○議長（吉岡糸ミ子君）**　12番、竹中秀夫君。

〔12番 竹中秀夫君登壇〕

**○12番（竹中秀夫君）**　12番、竹中です。一般質問を行います。

（仮称）愛荘町ふれあい交流館計画について、この計画に至った経緯を含め、今後の方針について質問をいたします。

愛荘町の計画では、旧愛知郡役所を曳家して、（仮称）愛荘町ふれあい交流館に改築する計画であるが、そもそもこの旧愛知郡役所の建物は、大正11年5月に竣工した準木造2階建ての建築物で、竣工から既に92年が経過しており、経年劣化は相当進んでいると考えられる。そのような経年劣化の著しい建築物を現在の建築基準法あるい

は消防法等に適合した建築物に改築することは、果たして可能なのか。建築の専門家に依頼して検討されたのか、また行政の考えている改修整備の方法の具体的な説明を、宇野町長に求める。

併せて、この経年劣化した建築物が構造的に曳家に耐えられるのか、このことをどのように、具体的な検討をされたのか、および耐震計画の詳細な検討内容と耐震計画についても、宇野町長に明確な説明を求める。

加えて、この計画は高額な財源を投資して実行しようとしているが、計画策定にあたり、一般不特定多数の人の利用を目的とする場合、事前に市場調査等を実施するのは必然のことであると考えますが、どのような方法により調査され、どのような経緯、結果に基づいて計画の立案に至ったのかも町長に説明を求める。

次に、この（仮称）愛荘町ふれあい交流館計画において、愛知高等養護学校、愛知高校による活用を計画しているが、この施設はご存じのとおり、滋賀県の施設であるにもかかわらず、愛荘町行政の本計画の中に組み込まれているのはなぜか。県当局から依頼でもあったのかと考えるのが普通である。5月20日の全員協議会の説明の中で、愛荘町総合政策部の林部長より、「町の計画案に対し全面協力をすると、県教育委員会北村参事が言った」と明言された。が、私が県教育委員会から聞き及んでいる内容と大きく異なっているため、5月26日に県教育委員会事務局教育総務課学校施設経理担当北村参事および同局教育総務課辻本参事の2名に来庁いただき、確認したところ、そのような計画案について協力するような発言は一切していないと明言され、県としては、県立愛知高校敷地内に里道・水路があり、作業場の建設ができない状況にある。したがって、県と町における土地の等価交換等を実施しなければ確認申請もおりないことから、その件について、現在県と町とで進めているが、金額を確定する段階までに至っていないと説明された。

これはいったいどういうことなのか、県行政と町行政の説明では大きな食い違いがある。議会の全員協議会の場で堂々と嘘の説明をするとは議会軽視をしていることはもちろんのことであり、町民をだましていることにもなる。加えて言うならば、平成24年1月24日の全員協議会で、前村西町長から「住民アンケート・住民投票で皆さんの意見を聞くのもよい」と発言をされております。同協議会の中で現在の計画を強力に支持している議員から「保存するならするで町に負担がかからないようにすべきだ」というような発言をしてもおります。

また、平成24年6月19日の議会全員協議会の中で、前の西澤議員の「郡役所を残すか残さないか結論が出ていない。きちんと方向性を持った方がよい」とのその質問に対し、当時の副町長である現宇野町長は「アンケート調査にて、今後の方向性を生み出したい」と、自ら答弁しているにもかかわらず、2年経過した今もアンケートを行っていないのに、本計画を打ち出してきた。嘘をついてまで、この計画を遂行しようとする町行政のもくろみは何なのか。

そもそもこの計画立案にあたり、愛知高等養護学校・愛知高校による活用が組み込まれた理由が県行政からの依頼でないとするならば、どのような経緯・経過から、この計画に至ったのか、具体的にかつ詳細な説明を町長に求める。なお、申し添えておくが、平成24年3月も愛知高等学校卒業生有志から提出された要望書にあるように、少なくとも「住民アンケートを取る」等して、町民の過半数以上が望むものでなければ莫大な税金の投入について認められんという意見を持った住民が相当数いるという現状を踏まえて答弁を願いたい。

次に、学校給食の現状と今後の方針について質問いたします。愛荘町給食センターは平成24年1月の運用開始から2年余り経過しましたが、運用開始後1年も経たない頃から、父兄や祖父母などから「学校給食の味が落ちた」とか、給食が美味しくないの、あまり食べられず家に帰ってくるなり「お腹が空いた」と、子どもから聞くとその声が寄せられるようになった。

何人もの人から試食会に何度も足を運び、実際に給食の試食をした。確かに美味しくないの、アンケートで書いてきたが、一向に改善される様子がない。毎日の残飯量が非常に多いとの声や、中学校においては給食の時間が短いという、特に愛知中学校は秦荘中学校に比べて15分程度短いと聞く。

私自身、数十人もの子どもたちに確認をいたしました。全員口を揃えて美味しくない、前の給食の方がいいと答えが返ってきた。業者に委託をしているから、町は関係ないとは言えないはずである。こういった現状を踏まえ、アンケートの集計結果や日々の残飯量の推移、食事時間などは当然教育委員会は把握・分析していると思うが、その分析結果やデータから現状をどう把握し、今後食育という非常に大事な観点から給食のあり方・方針をどう考えているのか、藤野教育長に分析結果およびデータを示し、明確な答弁を求め、私の一般質問を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 竹中議員の仮称ではございますが、ふれあい交流館計画についての、この計画に至った経緯を含め、今後の方針についてお答えを申し上げます。

まず、経年劣化に関する専門家による調査でございますが、平成13年度に旧愛知川町において、町指定文化財の候補物件として調査が実施され、旧愛知郡役所庁舎調査報告書が刊行されております。これにおいて、文化財的価値と構造解析および補強計画が報告されております。

また、平成20年12月補正予算をお認めいただき、旧愛知郡役所保全改修に伴う基本調査を委託し、実施しております。その時点での現況の診断書ならびに耐震改修計画案なども提案されております。もちろん、これらの調査から、時間も経過いたしており、また調査分析も十分ではない部分がありますので、現在愛荘町で検討しております整備計画が、これらの結果だけで作成できるものではありませんが、改修の可能性については問題ないと考えております。

改修整備の方法は既に何度か説明を申し上げますように、県指定文化財に指定して、県建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用除外により、文化財的・歴史的な価値を残しながら、不特定多数の方々の利用に供するしっかりとした補強を実施する手法を検討しております。

なお、保存修理等に関しましては専門的な見地から助言・指導をいただくため、愛荘町近代建築物保存等検討委員会を既に設置いたしております。消防法に関しましては、今後基本設計・実施設計等を委託します業者とともに、消防署と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、曳家に耐えられるかについてでございますが、従前からの丸太工法あるいはレール工法による曳家では耐えられないこともあるかも知れませんが、東日本大震災において関東地方などで広範囲に発生しました液状化による住宅の不等沈下等の被害の復旧において実績があります最新の工法「スクエアフレーム工法」を、旧愛知郡役所の曳家には採用することを検討しております。

この工法はコンピューター制御の同調ポンプで家を上げ、そして、特殊鋼によるフレームに建物全体を載せて、建物ではなく、そのフレームを曳くことで、建物への負荷を最小限にできる工法であります。なお、耐震診断や耐震補強計画等は保存活用計画策定や基本設計業務の中に含めて実施していくことといたしております。

次に、市場調査等についてのご質問でございますが、(仮称)愛荘町ふれあい交流館は活用に関し、3つの柱を考えております。まず、1つ目に住民と愛知高等養護学校生あるいは愛知高校生徒の交流の場として、また愛知高等養護学校生の実習施設としての活用でございます。

2つ目に愛荘町のまちづくりを住民と協働で進め、変化に柔軟に対応していくには新たな組織・団体が必要ではないかと考えておりますが、つまり、まちづくりを主たる目的とするNPO法人あるいはまちづくり株式会社のような組織を想定いたしております。(仮称)愛荘町ふれあい交流館が愛荘町のまちづくり活動(地域おこしとも言いますが)を、包括する拠点施設としての機能を持つことが望ましく、このようなことを視点に検討をしております。

3つ目に地場産業の新興でございます。愛知高等養護学校生の実習メニューには、地場産業の近江の麻に関わってテキスタイルがメニューにあります。これと連携しながら、近江の麻、その他の地場産業の新興を図ることを検討しております。

合わせまして、旧愛知郡役所施設とその歴史などを活用し、回想法など高齢者における認知症予防など福祉活動の場、いわゆる回想の館としての活用も考えております。これらの構想の具体化あるいは修正等に関しましては、愛知高等養護学校・愛知高校あるいは利用が想定できる団体・組織などと計画段階から協議し、活用のあり方を協働で具体化していくことが重要と考えております。

このことにより、多くの方法が主体的に活用に関わっていただける施設になるものと考えております。したがって、(仮称)愛荘町ふれあい交流館のこの構想趣旨からいたしまして、市場調査等は馴染まないものと考え、予定はいたしておりません。

次に、滋賀県との土地交換についてでございますが、一昨年以来、まず校地内に存在します町有地であります里道・水路と、県有地の交換に必要となります事務手続きを進めております。県から愛荘町が交換で受けます県有地の場所といたしましては、郡役所の東側・隣接地・愛知高校進入路西側部分を考えております。この事務につきましては、県において、里道・水路等の面積確定等作業を委託の上進めていただいております。県から提出されます官民境界確定申請書に基づき、官民境界確定立会を行うなど、昨年11月から12月に現場立会が終了いたしました。今年3月末に境界確定協議が完了いたしました。

この後、面積確定や用途廃止など交換手続きの一連の行為に、まだ時日を要するこ

とになります。土地の交換につきましては等価交換で進めてまいりたいと思っております。面積確定あるいは不動産鑑定評価は、これからではあります。等価交換を考えておりますので、差金等愛荘町に負担が生じることは想定いたしておりません。これら一連の土地交換事務は県教育委員会と愛荘町は互いに協力して進めてまいっております。

この過程で、愛荘町における旧愛知郡役所を活用した（仮称）ふれあい交流館の整備構想につきましては、県教育委員会あるいは愛知高等養護学校に概要などの説明は行っておりますが、詳細は今後のこととなります。先にも述べましたように、活用のあり方を協働して検討、具体化していくことは非常に重要な事でありますので、これから早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

（仮称）ふれあい交流館構想の県教育委員会などとの経緯・経過でございますが、県立愛知高等学校につきましては、6年前、県の県立学校あり方検討委員会におきまして、今後の児童生徒数や特別支援教育への対応、適正な配置など県立学校のあり方について話し合いがなされ、その中で愛知高等学校が統廃合の対象ともなっていると報道が流れ、愛荘町にとって、愛知高等学校は唯一の県立施設であり、今日まで優れた人材を輩出し、いろいろな分野で活躍されていることから、廃止報道に関しまして衝撃を受けたところでございました。

そのため、町議会をはじめ町行政、愛知高等学校支援関係団体、地域が一丸となって存続の要望活動を展開してまいりました。結果、平成23年7月滋賀県立高等学校再編実施計画が示され、愛知高等学校においては特別支援学校との交流の推進を図るため、愛知高等学校に愛知高等養護学校を併設し、交流を通してノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するとの方針を打ち出され、愛知高等学校の廃止の危機は免れたところでございます。

愛知高校普通科の存続と併せ、愛知高等養護学校が併設され、平成25年4月に開校となりました。その時点で愛知高等学校は地域に根ざし、地域とともに学び、地域とともに生きていく地域共学を教育目標とされており、町といたしましても何らかの形で支援ができないか考えていたところでございます。

愛知高等養護学校は開校し、養護学校として県教育委員会に対し、実習施設の整備を要望されておりましたが、学校敷地内に里道・水路が存在し、その関係で実習施設の整備は困難とされておりました。そのことを愛知高等学校支援関係団体が聞きつけ

られまして、北側に隣接する旧愛知郡役所の建物に着目され、一部を養護学校の実習施設と養護学校生と町民とのふれあいの場として借用できないか、打診があったところでございます。

町といたしましては、平成9年の旧愛知川町時代より、旧愛知郡役所の保存活用計画があったことを踏まえ、合併後も旧愛知郡役所の保存活用を前提に協議・報告等をさせてまいった経過もあり、反対論もございましたが、社会資本整備総合交付金が国土交通省において認められましたので、この交付金を充当し、交付金を有利な合併特別債を発行し、整備する方向でございました。

愛知高等学校支援関係団体の打診を踏まえ、検討してはりましたが、ことが県立学校であることから、平成24年7月に県教育委員会に対し、事前協議を行いました。その時は学校敷地の一部を借用し、その場所に旧愛知郡役所を曳家できないかなどを協議いたしました。「県として学校敷地を貸し付けることは困難」との回答をいただき、その際、「学校敷地内にある里道・水路と県有地との交換は可能」との回答をいただいております。

当然、土地を交換するには目的が必要でありますことから、旧愛知郡役所を整備し、高等養護学校の実習施設の一部に提供したい旨の打診を行っております。したがって、この計画は町が持ち出した話でございますが、県から来た話ではございません。

住民アンケートの件でございますが、平成24年1月24日の全員協議会におきまして、議員ご指摘のとおり、「アンケート調査は考える」と答弁をいたしております。また、平成24年6月19日の全員協議会におきまして、平成23年度組織目標の評価をご説明申し上げた後の質疑で、議員ご指摘のとおり、当時の西澤議員のご質問にお答えをいたしております。今となれば、言い訳にしかありませんが、平成24年度に入りまして、愛知高等学校支援関係団体から「旧愛知郡役所の建物の一部を養護学校の実習施設と養護学校生と町民とのふれあいの場として借用できないか」打診がございまして、検討の段階でございますが、皆さま議員にお伝えできる段階ではございませんでしたので、平成24年1月24日の全員協議会のことも踏まえ、当時は総合計画の後期計画にかかる調査の準備中でもございましたので、そこにアンケート調査を含めるべく準備をいたしておりましたので、そのように答弁をいたしております。

その後、県との土地にかかる事前協議の可能性などを踏まえ、地域に根ざした町民等との交流協働施設としての計画に一部変更したことから、平成24年9月議会定例

会での西澤議員の一般質問の「旧愛知郡役所をいつ頃、目途に結論を出すのか」との質問の中のアンケートに対する質問がございましたので、当時の町長は「アンケートの実施につきましては見合わず」という答弁をさせていただいております。

今後はアンケート調査はいたしません、この事業の経過、コンセプト、充当財源など詳細にわたり、住民に対し、町広報などで説明をしまいることといたしております。

いずれにいたしましても、繰り返しとなりますが、愛知高等養護学校に在籍いたします障がいを持つ生徒が自分自身の自立を目指す教育に取り組む一環として、高校生と高等養護学校の生徒が同じ敷地の中で、ともに学べる環境づくり、思いやりや協調性のある豊かな人間性や社会性を育み、生徒の社会自立や職業自立に向けた教育とともに、地域住民と同じ場所で学びふれあい、コミュニケーションが図れる環境を提供しようとするものでございまして、人権尊重のまちづくりを標榜いたしております愛荘町といたしましては、町の基本方針に沿ったものと考えております。

したがいまして、本定例会にお願いいたしております補正予算をお認めいただけましたならば、保存・活用計画の策定・基本設計・実施設計および礎石など文化財記録の調査に入らせていただき、節目、節目で議会にはご報告申し上げたいと存じます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

**○教育長（藤野智誠君）** 竹中議員のご質問のうち、2点目の学校給食の現状を踏まえ、教育委員会の考え方についてお答えをいたします。

まず、現状について、いくつか報告をいたします。

アンケートにつきましては、昨年6月に幼稚園・小学校・中学校で実施した全体の結果であります。まず設問1に対し、「給食をいつも残さず食べていますか」という質問に対して、答え、全部・ほとんど食べるが84%、半分・ほとんど残すが16%、その「残す理由」として、複数回答ではありますが、嫌いなおかず26%、量が多い25%、時間が短い20%、おいしくない14%、続いて「味付けについて」の質問に対し、答え、ちょうどいいと答えた子どもは66%、薄いと答えた子が23%、濃いと答えた子どもが11%でした。

なお、味付けにつきましては、健康・栄養面および食材の味を損ねないように、味が濃くならないように調理をしております。また、今年度についても6月に幼稚園・

小中学校でアンケートを実施する予定をしております。

次に、一般町民対象の試食会ですが、昨年ですと3回、今年度も去る5月27日に実施をいたしました。そこでも参加者を対象にアンケートを実施しております。ちなみに、昨年度3回の集計ですが、設問I「本日の給食について」、美味しかったと答えていただいた方が81%、普通と答えた方が15%、美味しくないと答えた方が2%、「味付けについて」の質問ですが、ちょうどいいと答えられた方が86%、薄いと答えた方が9%、濃いと答えた方が4%、さらに今年度5月27日の試食会の集計結果ではありますが、「本日の給食について」の質問ということで、美味しかったと答えた方が68%、普通と答えた方が30%、美味しくなかったが2%、「味付けについて」の質問に対して、ちょうどいいと答えていただいた方が92%、薄い4%、濃い4%以上の経過でございました。

次に、日々の残飯量（ご飯）についてですが、昨年4月から今年の5月までの月平均割合を見てみますと、平成25年4月14.4%残飯量がありました。5月は16.1%、6月14.0%、7月14.6%、9月13.0%、10月12.2%、11月11.0%、12月9%、1月8.5%、2月8.8%、3月6.6%、今年度に入りまして4月は12.6%、5月が13.5%と、1学期よりも2学期、2学期よりも3学期と残飯率は下がっております。

さらに、今年の4月・5月を昨年度と比較しますと、4月で1.8%が減しておりますし、5月で2.6%減となっております。また残菜（おかず）につきましては、献立（メニュー）によって割合が違いますので、比較は非常に難しいのですが、少ないものはゼロ%に近く、昨年度で一番高かったのは46.7%という大きい数字がありました。これは酢の物でございました。なお、残菜率の高いものは次回献立の味付け等を変えていくこととしております。

また、毎日、園・学校等の給食連絡ノートによって、その日の給食の量・味付けについて、子どもたちの様子等の報告をいただき、日々調整をしております。

日々の調整につきましては、ご飯とおかずに分けて報告いただいております。炊飯は柔らかくなったり、硬めに炊けたりとむらがあります。日々の水温、浸漬後の給水量の状態等を日々確認後に加水量を算出・検討して炊飯するように改善いたしました。また、学校・園に出向いた折には、直接話を聞いて、硬さの検討もしております。

次に、おかずにつきましては、分量の調整を次回に反映できるよう、すぐデータ修正を行ったり、調理時間また温度の記録の確認、手順や調理方法の検討も行っており

ます。

次に、中学校の給食の時間、これは準備・後始末も含むという時間ですが、秦荘中学校が 40 分、愛知中学校が 50 分となっております。以上の状況でありまして、成長期にある園児・児童および生徒の健康保持増進と体力向上を図るため、栄養とバランスを考慮し、多様な食品の組み合わせや調理の工夫をすることにより、安全で楽しい魅力的な給食を実施いたしたいと思っております。

また、生涯にわたって健康に過ごすための食生活について理解を深め、よい生活習慣を身に付けさせるとともに、自然の恵みや勤労への感謝の気持ちが持てるよう、食に関する指導を推進していきたいと考えております。大変データ等細かくなりましたが、以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 先ほどの町長の答弁、誤りがございましたので、訂正されますので、町長。

**○町長（宇野一雄君）** すみません、私の答弁の前段の方で、「町指定文化財に指定して」というところを「県」と言い間違えたようでございますので、「町指定文化財に指定する」というのが正答でございますので、お詫びして訂正をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 12番、竹中秀夫君

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。今ほど町長が訂正があったのは理解をさせていただきました。いつの間に県の指定になったのかしらと。行政は上手に言われるので、その点を十分に聞いておかないと、訂正がありましたので。

それでは、再質問に入りたいと思います。大まかに町長の答弁内容を聞いておりますと、あくまでも郡役所保存ありきと、このような答弁ではないかなとこういうように私は認識というか、聞いておりましたが、今多くの町民は郡役所保存自体に反対をしているのではないかなと、確信を持つほど私は自信を持ってこのようなことを言わせていただくことが1点、また、保存を反対と打ち出してきた時に多額の調査費を先ほどありますように、調査費を支出してまで、その責任はだれが取っていくのか、もし、そういう方向性が打ち出せない場合。

先ほど、アンケートの調査はしないと答弁であったが、まず今日までから、郡役所の、現在はJAのものでございますので、町のものではありませんので、保存をする

か、しないかを住民に問うべきではないかなというような声は今日までから縷々聞いておろうかと、先ほどの答弁でも前の町長なり、その当時の副町長、今町長でございますけれども、そういうようなことも発言もされておった。

いずれにいたしましても、先日の6月2日、その時の全協でも町長が発言したように、維持管理、仮にそういう方向性とかいうようになっていけば、維持管理、今日までは700万円程度ではなかろうかなというような、これははっきりとそのようなことは正確ではございませんけれども、700万円ぐらいではいけないだろうと1,000万円強ぐらいはというような町長からの発言も出ておったと。

今後、こういうようなことを前へ前へ聞いて、住民は聞いてくると、何とこれは町単ですので、年間の維持費というものは今現在口頭等で言っているだけでもそれぐらいの経費がかかる、拠出があると、おそらくやこれ以上の経費はかかると私は確信をしております。

そういった中で、維持管理、過半数以上の、先ほど申し上げますように、住民の意見は、意見とか気持ちはアンケート、住民の意見と町広報ならびに住民との会議、地域へ出向いたとしてもそのような経過をしていくという、この中でも反対論は多いとなって出てきた時は、あなたはどうするのか、それでも強硬をとるのか。

また、そういうような中で、私は今日までの私の知り尽くす今日までの行政の流れ、議会の流れ、町民の流れ等々を私から申し上げますけれども、この郡役所については非常に長い歴史がある。旧の平元町長時代から平成9年、その時分からいろいろな話が出ておりました。しかしながら、いろいろな専門家なり、やはり住民の声を傾ける町長としてアンケートもとっておりませんけれども、当時から傾けると、そういうものはもっと角度を変えて考えていくものではないかなと、私は当時から、認識の中でそういうことも聞いてまいりました。

そういった中、いろいろ諸々がありましたけれども、平成23年、愛荘町より県の方に敷地の譲渡希望を出された。これは町の方から出されたという当時の公有財産審議会ですか、県は、そのような協議もなされた。それから、23年の11月1日公有財産審議会に上記審議書が提出された。こういう経過もあります。

この間、これから大事ですよ。この間、町長ならびに副町長、JAとの話し合いで何回となく出向いておる。またJAの方からも何回かはこちらに見えておると、これは県の私が言う審議会等々ある中、それに町がJAから出向いて交渉した、見せまし

ようか、その時の議会ならびに町民をあなた方はだましてまで、これは覚え書きですよ、その時の、読みましょうか。これがあかなんだらこの手、これがあかなんだらこの手、JAからもらってきたのですよ、当時。

どうということですか、これは町民にも皆明らかにしていきますよ。私はいつも全協でも私は強調はしては言いませんけれども、住民の理解と納得であれば、社会資本を借り始めても、住民や議会や皆さんが納得したら、町費をつぎ込んでもいたしかたないが、郡役所だけとは違いますよ。そういう全員協議会でも、いろいろな場所でも私はそういう言い方をしてきた。

あなた前倒し、教育委員会の関係も前倒しという発言、社会資本はそこに目の前にきているから、議会はどうでもいいというような発言ではないですか、前倒して。私その時も注意をし、お尻に火がついてきている。それよりもっと協議の場を。あなた方は裏ではこんな工作をしているのではないか、これはどうですか。これは村西町長、当時の沢木議長、立会村も皆書いてある。警察交番、県が通って分けていただいたら、JAにお分けますという、その約束、そのようなことがひた隠し、どの議員の方が知らないけれども、要するに隠していく。これは住民をあまりにもだます。そういうような経緯が今日まであるにもかかわらず、もっと実のある協議をするのが当然ではないのか。その点を答弁を。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えをいたします。まず、23年11月1日の公財審というのは、ちょっと申し訳ないですが、私はわからないのですけれども、23年11月1日に県の公財審はうちの何がかかったのでしょうか。23年11月1日。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩します。

休憩 午後5時 分

再開 午後5時 分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（宇野一雄君） いろいろとご指摘をいただきました。それで毎回、実は答弁をさせていただいてきました。この件に関しては全然、議会に対して協議をしていないというような状況をずっとおっしゃっていただいております。

それで、これも何度も申して申し訳ないのですが、議員もおっしゃりますように、平成9年から、旧の愛知川町から、旧愛知郡役所をどうするんやという話はずっと出

てきておりまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、13年には調査もしております。

その後ずっと来て、合併後、前町長の中で100人委員会というのがありまして、100人委員会の中でこの郡役所がクローズアップされてきた、それは改めてクローズアップされたんじゃないなくて、ずっとその経過がもうひとつ上へあがってきたというような感じにとらまえているんですけれども、そうした関係も踏まえまして、平成20年11月28日に全員協議会の場で、はじめて旧愛知郡役所計画（案）についてということでは実は出させていただきました。

その時に、旧愛知郡役所を保存するとも、しないとも、決定していない段階で活用計画を出してくるのはとんでもないことやということ協議にも載っていただけなかったという経過もあります。そしてそれをずっとやって、そして実は20年の12月だったと思うのですが、補正予算で調査の経費を見させていただきまして、その時のあくる月に21年の3月に、これは唐突と出させていただいたんですけれども、郡役所を町民センターに曳家させてもらったらどうかというような話をさせてもらいました。その時も皆さんにはお控えをいただきまして、その時の提案につきましては町民センター前の移築については、その場所は過去の経過からだめやということをおっしゃりまして、各議員から積極的な意見が出されまして、その当時の議長さんは土地の問題はあるが、郡役所を解体せず保存していこうとする考えが大半と考えるということにさせていただきまして、その年の3月6日に、今言いましたことはありまして、3月16日に数人の議員さんと私とでJAに実は話にもやらせていただいております。その時にはJAにもっと協力せよというような話の話題であったんじゃないかなというように認識しております。それ以降、何回かはお話をさせていただきました。しかし、なかなかテーブルに載らなかったというのも事実でございまして、それに対しては今どうのこうの言いませんけれども、そうした中で、過去、去年の10月を含めまして、13回お話をさせていただいているというのが実際でございまして、

ですから、我々まったく議会を無視して、議会軽視でここまでやってきたというようには認識は持っておりませんので、ただ、同一歩調に乗れなかったということは残念でございまして、以上です。

○議長（吉岡ゑみ子君） 12番、竹中秀夫君

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの町長の答弁は自らの思いの答

弁だと私は認識をいたしております。

先ほど申し上げますように、過去にはこういうような裏工作もあったと、現実だから、あなた違うよというのであったら、違うと明言しなさいよ。あなたが何時いつかみえた、何時いつかみえた、全部記録してあるのをもらっているのです、町長のを。先ほどから言ってますでしょう。これが外れたから、次はこの手で。24年の、その前年度12月に動議がでましたでしょう、修正の、93万6,000円でしたか、その時にこの年が明け、どうしても県にはこのように言っているから、JAにも言っているから、どうしてもこれは動議が出て修正されたものの、何としても警部交番を公共用地として認めてもらうようにということ、確か5日が議会だったと思うのです、私の記録では。20何日から5日の10日ほどの間のやっぱり当時の議員なり議長さんが、いろいろな執行部の努力もあり、認めてもらおうということで5日の日に、その時に、私その時の記録でとってあるのは。あなた、副町長だった。「それをお認めいただいて5年間JAに賃貸しはだめですか」と、JAが3農協が、私その時に言いました。3農協がここへ終結するにして、大きな金をかけて5年の賃借で、コンピューターから何からしようと思ったら、おそらくあなたも言った、私も言ったが、だいたい金額はあっていた。議長に1億5,000~6,000万円いるだろうと言ったと思う。私はコンピューターの段階はわかりませんが、だいたいそのぐらいかかるだろうと。これで5年間賃借で本当にJAが貸してくれと言ったなら、一札もらってきたと、議会に理解してもらうように私らも努力しよう。それだけの大きな金をかけて誰が、JAが来るんですか。そういうような話があったんですか、JAと、5年間契約、1億どれだけの大きな金を使って。

そういうようなことを言いながら、結局は、私は今思うと、この5年間の間に郡役所の話ができれば、賃借料が入ったと。その間の5年間に何とか郡役所を、まだ愛知高の養護学校はもっとあとですよ、話は。その5年間の間に何度も言いますけれども、その間になんとか議会にも理解をしてもらうように言う、私は工作やと見た、その時に。それ農協がうんというはずがない。そういうようなことをやりながら、それが外れた、だめになった、それから後でしょう、今のような話が。話をした話をしたと、その当時の話と、今の話とはまったく違うんです。愛知高の養護という話は最近ですよ。最近とは言いませんけれども、24年からスタートでしょう、ここは。

何回も郡役所、郡役所の話をしてきたと、その当時は残すのは警察交番の話ばっか

りだった。そういう話のすり替えはだめですよ。それで、私はいつも住民にあなたは言った。前の町長が言った。本当にアンケートを取ってよ。みんなが理解と納得さえしたら、なんぼ私らが反対をしても、住民の理解には勝てないのです。議員もそれだけの責任があるんです。そういうことを私は言ってきたつもりでもあるし、この場でもそれを言って町長の再々質問とし、打ち切っておきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 今、竹中議員のおっしゃっていたのは愛知川警部交番の話じゃなかったかなというように思います。確かに、愛知川の警部交番の買収に関しましては、県と私どもとの間で、いわゆる三者契約みたいな形で、郡役所の土地を買おうというような話できていたのは確かでございます。

しかし、それは議会の方で認めていただけないということで、それは切り離して確か24年の1月に買収をさせていただいた時に「郡役所と警部交番の話は切り離してやれ」ということを実際言っていただきました。だから、警部交番は警部交番で買収はさせていただきました。

それで、先ほど警部交番の利活用の話もありましたが、それとは別にJAそのものが、統合支店というのですか、統合支店が早くいるというようなことで、私どもいたしましては、別なスタンスでずっとお願いをしてきたという経過がございます。それにつきましては23年の7月、23年8月、24年の1月、24年の11月という形でずっと記録は残していますので、してきたという経過だけです。経過だけあります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） これで一般質問を終わります。暫時休憩いたします。

それで、これから議会運営会ならびに全員協議会をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後5時25分

再開 午後9時44分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎条例制定の撤回について上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第5 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回についてを議題にいたします。本案について議案理由の説明を求めます。産業建設部

長。

[産業建設部長 北川元洋君登壇]

**○産業建設部長（北川元洋君）** 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回について説明させていただきます。

平成26年3月10日に提出した議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定については、次の理由により撤回したいので、愛荘町議会会議規則第20条の規定により、請求します。

事件名 議案第4号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定について。

理由 条例の一部を修正するため、条項の改正とまた文言の表現等で修正を生じましたので撤回いたします。よろしく願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** お諮りします。ただいま議題となっております愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定の撤回については承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 異議なしと認めます。よって、愛荘町湖東三山館あいしょう条例制定について撤回の件を許可することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後9時45分

再開 午後9時45分

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎延会の宣告

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明後日6月11日午前9時からでございます。よろしく願いいたします。ご苦勞さまでございました。

延会 午後9時45分